

【パブリック・コメント資料】

第 8 次
川口市一般廃棄物処理基本計画
<案>

令和7（2025）年12月

川 口 市

凡 例

※川口市と旧鳩ヶ谷市のデータが併記されている場合の川口市の数値は、旧鳩ヶ谷市分を含みません。旧鳩ヶ谷市の項目がない場合の川口市の数値には、全て旧鳩ヶ谷市分を含みます。

※図表中、小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

目次

第1章 総 論	1
第1節 基本的事項	2
1 計画改定の背景	2
2 計画改定の目的	3
3 計画の位置付け	4
4 計画対象区域	5
5 計画対象廃棄物	5
6 計画対象期間	6
7 計画の推進と進行管理	7
第2節 川口市の概要	8
1 地勢概要	8
2 人口・世帯の概況	9
3 産業の概況	11
4 ごみ処理経費の推移	12
 第2章 ごみ処理基本計画編	13
第1節 ごみを取り巻く社会情勢	14
1 関連法令	14
2 廃棄物を取り巻く国内外の動向	15
3 国、埼玉県の達成目標	18
第2節 ごみ処理の現状	19
1 ごみ処理フロー	19
2 ごみの分別区分	20
3 ごみ排出量	21
4 再資源化の実績	25
5 ごみ質の分析結果	27
6 アンケート調査の概要	29
7 一般ごみ組成調査の概要	34
8 ごみ収集・処理の概要	36
9 最終処分の概要	40
第3節 第7次計画の総括	41
1 第7次計画の概要	41
2 第7次計画の成果	41
3 数値目標の進捗状況	42
4 ごみ減量・再生利用の状況	43
5 施策の実施状況	47
6 課題の整理	51
第4節 将来予測	53

1 人口の将来予測	53
2 ごみ排出量の将来予測	53
第5節 ごみ処理基本計画	54
1 基本理念	54
2 基本方針	54
3 数値目標	55
4 施策体系	56
第6節 ごみ処理基本計画の施策	57
 第3章 食品ロス削減推進計画編	67
第1節 食品ロスの現状	68
1 食品ロスと環境問題	68
2 食品ロス削減に向けた動き	72
第2節 食品ロス削減推進計画	74
1 基本理念	74
2 基本方針	74
3 数値目標	75
4 施策体系	76
5 各主体の役割	77
第3節 食品ロス削減推進計画の施策	78
 第4章 生活排水処理基本計画編	81
第1節 生活排水を取り巻く社会情勢	82
1 関連法令	82
2 国、埼玉県の達成目標	83
第2節 生活排水処理の現状	84
1 生活排水処理体系	84
2 生活排水の処理主体	85
3 生活排水の処理形態別人口	85
4 生活排水処理率の推移	86
5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	86
6 脱水汚泥量及び脱水し渣量の推移	87
7 周辺市の生活排水処理率	87
8 公共下水道の概要	88
9 収集運搬の概要	89
10 中間処理	90
11 最終処分、再資源化の概要	91
12 施策の実施状況	91
13 課題の整理	92
第3節 生活排水処理基本計画	93

1 基本理念.....	93
2 基本方針と施策体系	93
3 数値目標.....	94
4 目標達成に向けた施策	95

<法律の略称>

本計画では、関係する法律を次のように略称で示します。

略 称	正 式 名 称
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

第1章 總論

第1節 基本的事項

1 計画改定の背景

環境に対する意識の高まりを背景としたごみ減量意識の定着や、経済動向の低迷を受け、川口市（以下、「本市」という。）のごみ排出量は減少傾向が続いている。しかしながら、経済動向の回復や、人口増加の影響等により、ごみ減量の速度は鈍化し、近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっています。

こうした状況の中、国では、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）¹」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。国が平成30（2018）年に策定した第五次環境基本計画や、第四次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。

（1）これまでの取り組み

本市は、これまで「一般廃棄物処理基本計画」を7次にわたり策定し、市民・事業者・行政の協働のもと、朝日環境センター・リサイクルプラザの建設や維持管理、エコリサイクル推進事業所制度の推進、分別品目の拡大、レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み、事業系一般廃棄物処理手数料の改定、市ホームページや環境部広報紙PRESS530による啓発など、ごみ減量・資源化や適正処理に関する様々な取り組みを進めてきました。

こうした取り組みと、市民や事業者の減量等への協力により、令和5（2023）年度には、1人1日あたりのごみ排出量が、人口50万人以上の28都市（以下、「比較都市」という。）の中で少ない方から第5位となっています。

（2）これからの取り組み

SDGsの目標（ゴール）の12「つくる責任、つかう責任」に関連するターゲットの一つである食品ロスの削減に関しては、新たな法律の制定や、フードドライブ等の活動、事業者による賞味期限の延長と年月表示化、食べきり運動の推進などの取り組みが全国的に浸透しつつあります。その他にも、「プラスチック資源循環促進法」の制定やレジ袋有料の義務化等、資源の有効活用や環境負荷への低減等の観点からの取り組みが進みつつあります。

また、推計によると、本市の人口は約60万人でほぼ横ばいで推移します。世帯数についても、今後ほぼ横ばいで推移し、令和32（2050）年の31.5万世帯がピークとなると推計されます。

平成30（2018）年度に中核市へ移行した本市には、こうした廃棄物に関する様々な状況や将来の予測を見据えた、安定的なごみ処理システムの構築や、環境配慮への取り組みを進めることが求められています。

¹SDGs（持続可能な開発目標）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

2 計画改定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。また、本計画は、10年から15年の長期計画として、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、隨時見直しをすることが適当とされています。

本市は、令和2（2020）年3月に「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を基本理念とした第7次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の協働により、3R（スリーアール）²やごみの適正処理を推進し、限りある資源の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちの形成に取り組んできました。

本計画は、前計画の策定から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、令和7（2025）年に改定された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口増加を踏まえた新たな将来人口の予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、計画内容の見直しを行ったものです。

SDGsについて

- 平成27（2015）年に、人権、平等、貧困、健康、教育、気候変動や環境保全など、様々な課題への国際的な取り組みを進めるため「国連持続可能な開発サミット」が開かれました。そこで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられたのが、17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。
- SDGsは、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。



出典：国際連合広報センターホームページ

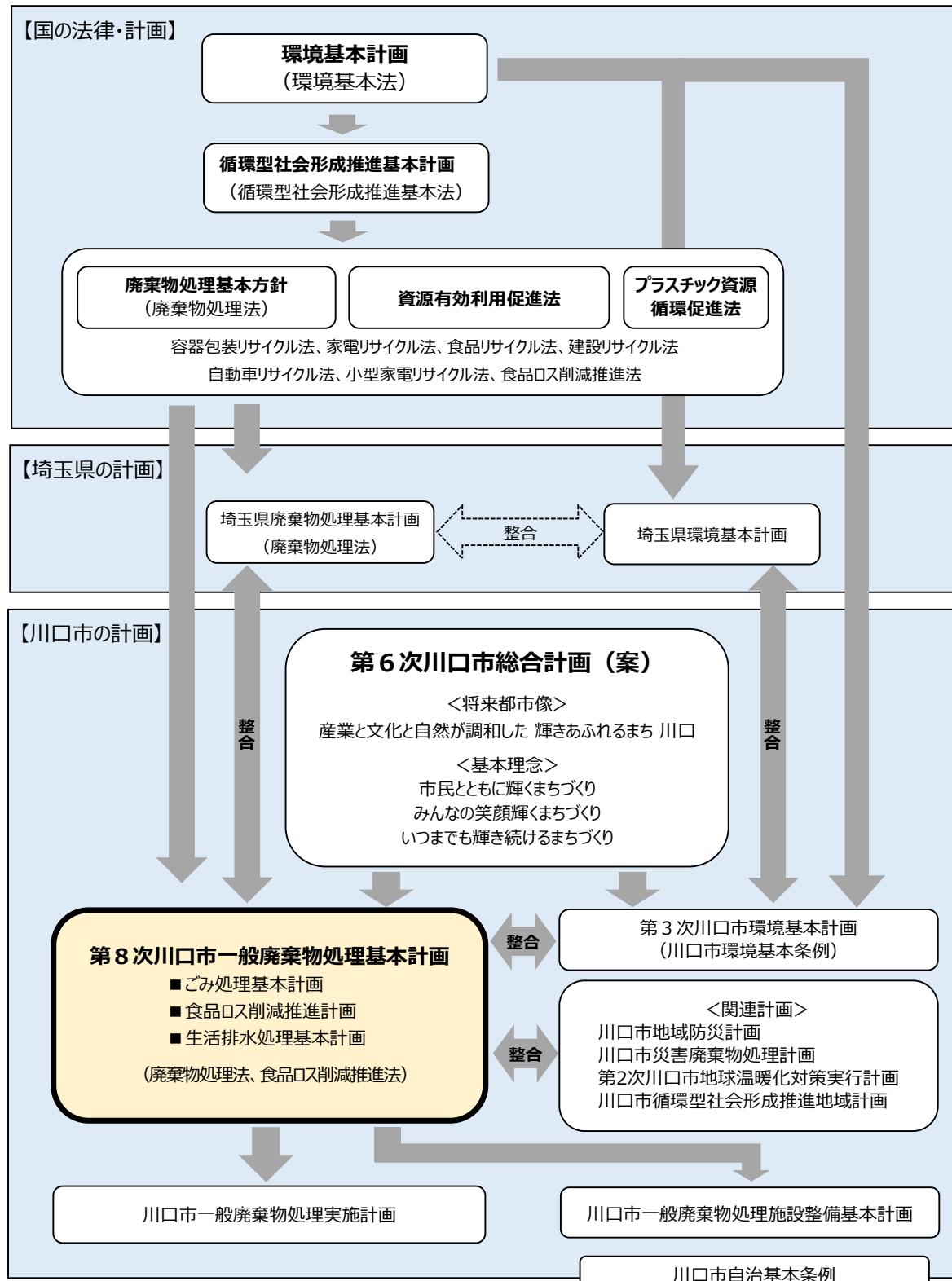
² 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つのRの総称です。

3 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。策定にあたっては、「第6次川口市総合計画（案）」、「第3次川口市環境基本計画」及び国や埼玉県が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

なお、本計画は、食品ロス削減推進法に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を内包する計画として位置付けています。

図表 1-1 本計画の位置付け



4 計画対象区域

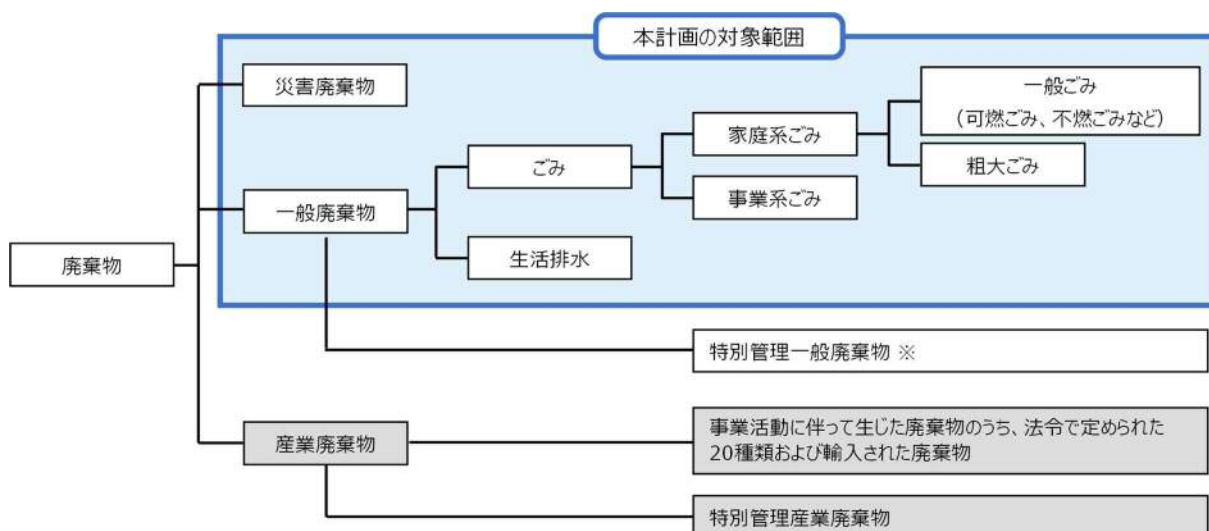
本計画の対象区域は、本市全域とします。

5 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を図表1-2に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。

図表1-2 本計画の対象範囲



※特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物(PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)です。

産業廃棄物とは

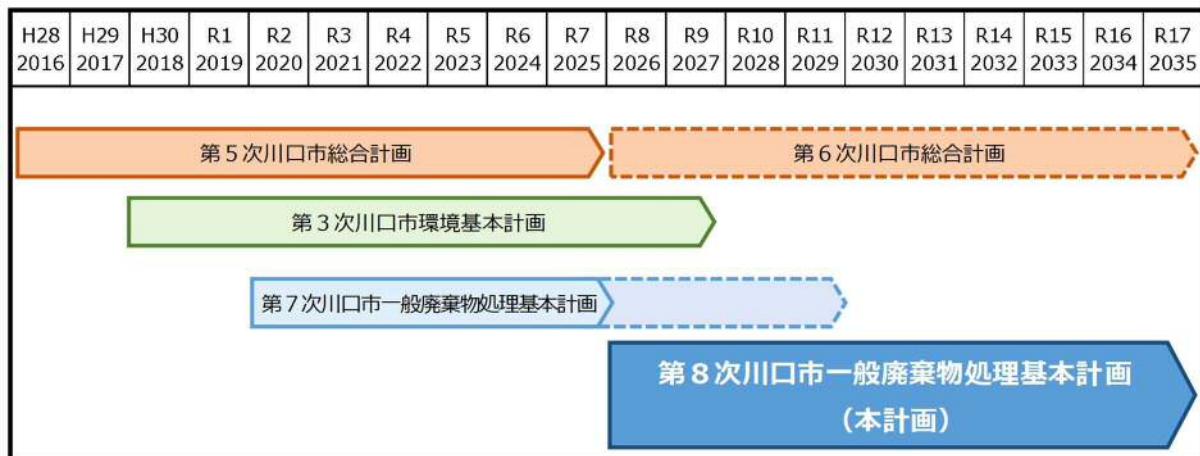
産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。具体的には、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉛さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体です。

6 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とし、令和12（2030）年度を中間目標年度とします。

なお、本計画の計画期間において、概ね5年後を目処に計画の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。また、最終目標年度までの間に、本市の一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととします。

図表1-3 計画対象期間



7 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

ごみ減量目標の達成や適正処理を推進するため、市民・事業者・行政の協働による計画推進体制を確保します。

また、必要に応じて「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正するなど、ごみ減量や資源化、適正処理等を推進するための基盤整備等を推進します。

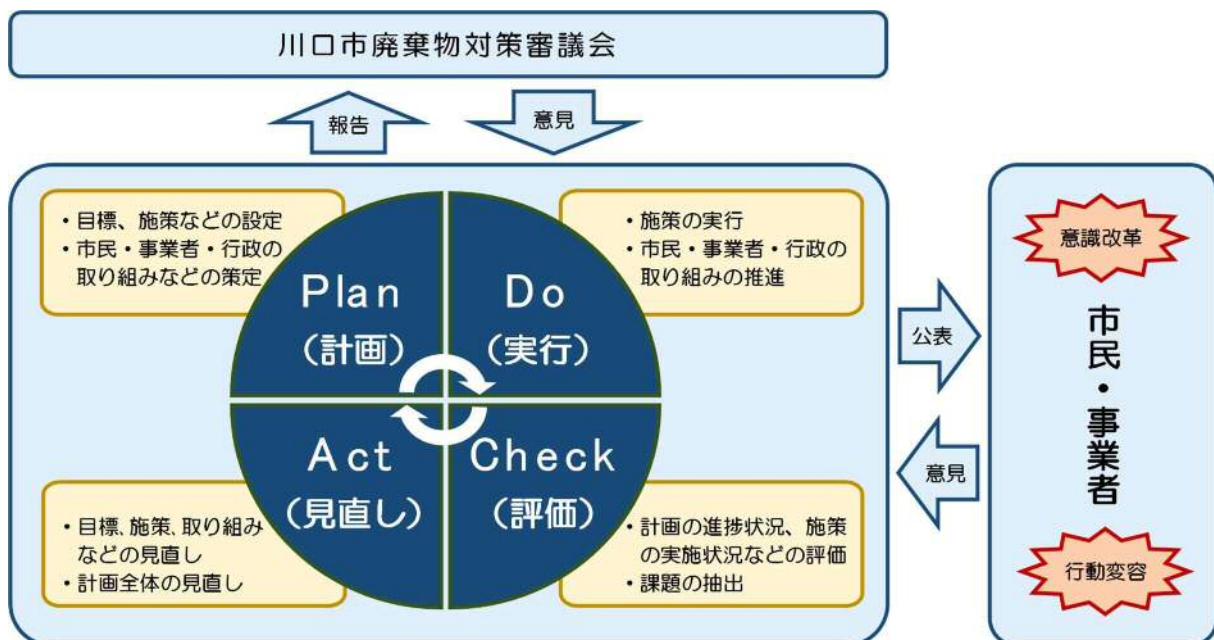
(2) 計画の進行管理

本計画に基づきごみ減量や資源化、適正処理等に関する施策を実行していくとともに、取り組みや施策の進捗状況について、点検・評価・計画の見直しを行います。

これらはPDCAサイクルに基づいて実施し、より効果的に計画の進行管理を行えるように取り組みます。

また、計画の進捗状況やその点検・評価については、川口市廃棄物対策審議会に報告するほか、市ホームページ等で公表します。

図表1-4 PDCAサイクルに基づく進行管理



第2節 川口市の概要

1 地勢概要

本市は、北にさいたま市、南に東京都と隣接し、埼玉県の南の玄関口として、都心から10～20km圏内に位置しており、国道122号や東北自動車道、首都高速川口線が南北を縦断、東京外環自動車道が東西を横断しています。さらに、JR京浜東北線・JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線がほぼ三角形を形成するように通っており、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっています。

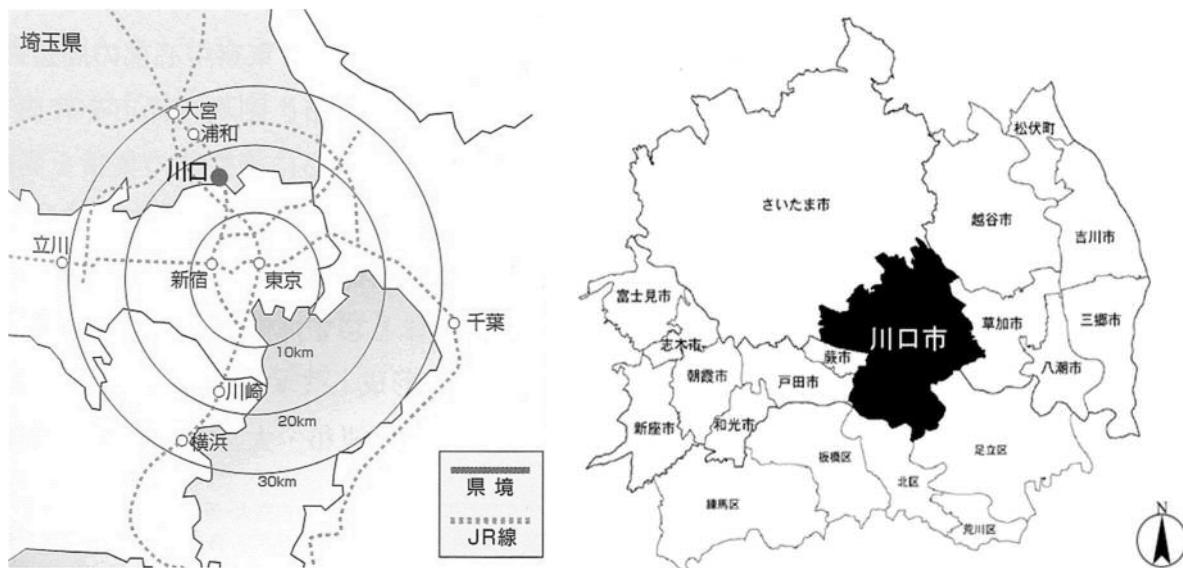
本市はかつて、川口駅周辺に鋳物工場などが集中して立地していましたが、昭和40年代後半の第一次オイルショック以降、工場の移転や廃業が相次ぎ、その跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は郊外に広がっていきました。このような状況から、ベッドタウン化が進み、人口が集積していました。

本市には、荒川・芝川・見沼代用水などの水辺空間や、安行台地、見沼田んぼ、緑農地などの首都圏における貴重な緑地空間などがあり、豊かな水と緑の資源を有しています。

平成23（2011）年10月には、旧鳩ヶ谷市と合併し、現在の市域（都市計画区域³面積：61.97km²、東西約10.2km、南北約11.8km）を形成しています。

出典：「川口市都市計画基本方針」（平成29年3月）第2章「川口市の現状」より引用

図表1-5 川口市の位置



出典：河川・用水路／川口市地域防災計画、清掃事業概要

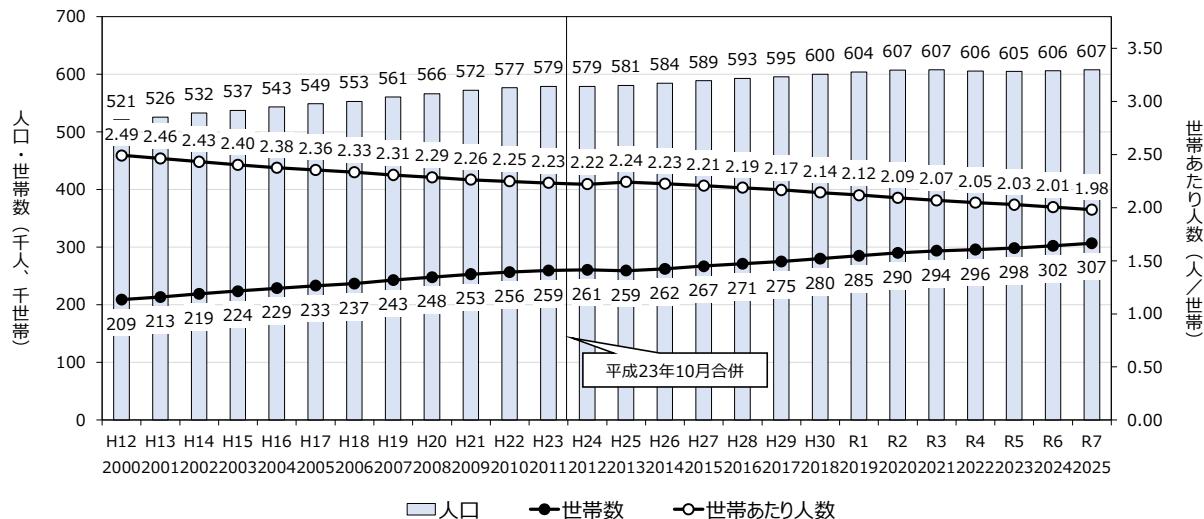
³ 都市計画区域は、都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するものです。この区域では県が、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定め、a)都市計画の目標、b)区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、c)主要な都市計画の決定の方針等、を定めることとしています。

2 人口・世帯の概況

(1) 人口・世帯数の推移

平成23（2011）年10月の旧鳩ヶ谷市との合併直後は一時的に停滞したものの、一貫して緩やかに増加を続けています。令和7（2025）年1月1日現在の人口は607千人で、世帯数は307千世帯です。過去20年間で人口は約11%、世帯数は約32%増加しています。

図表1-6 人口と世帯数の推移



注1) 人口・世帯数いずれも1月1日現在であり、住民基本台帳（外国人を含む）の値です。

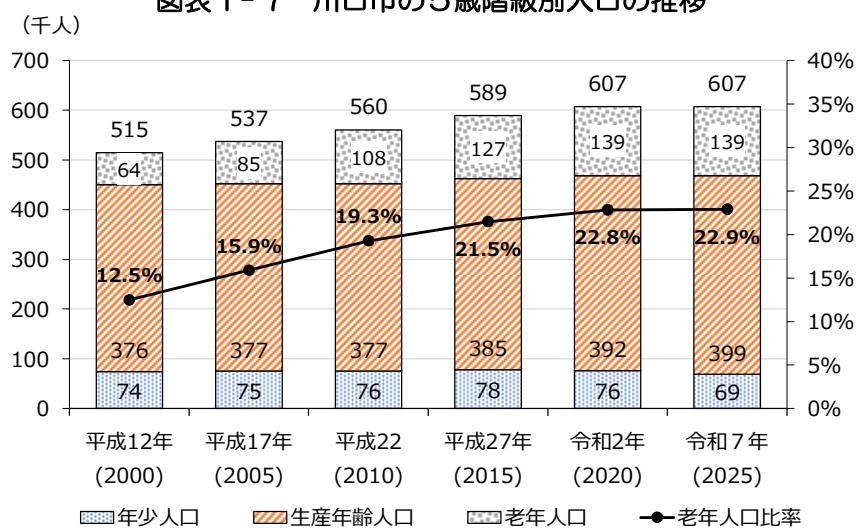
注2) 平成23（2011）年までは旧鳩ヶ谷市の人口を含みます。

出典：川口市統計書及び川口市ホームページ

(2) 人口構成

本市の人口構成の推移は図表1-7のとおりです。令和7年の老人人口比率は全国平均の約30%に対して本市は22.9%であり、高齢化の進行は緩やかですが、平成12（2000）年から令和7（2025）年の25年間に、本市の老人人口比率は10.4ポイント増えており、着実に高齢化が進行しています。

図表1-7 川口市の5歳階級別人口の推移

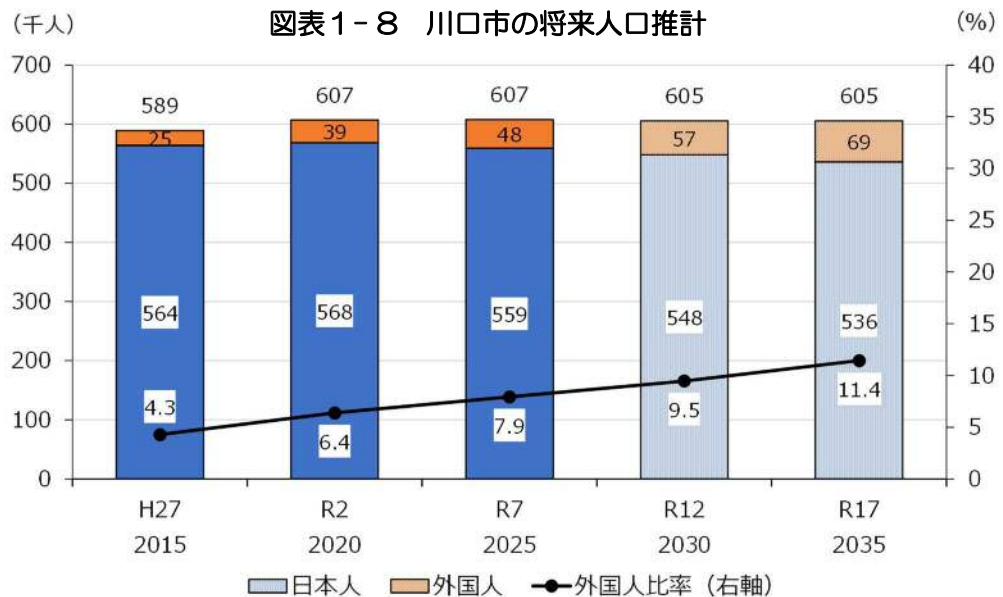


注) 各年次とも1月1日の値

出典：川口市統計書及び川口市ホームページ

(3) 川口市の将来人口

本市の想定する将来人口は、図表1-8に示すように、当面はほぼ横ばいであり、令和17（2035）年は605千人と推計されています。外国人の人口比率は令和7（2025）年度の7.9%が令和17（2035）年には11.4%に増加すると見込まれています。

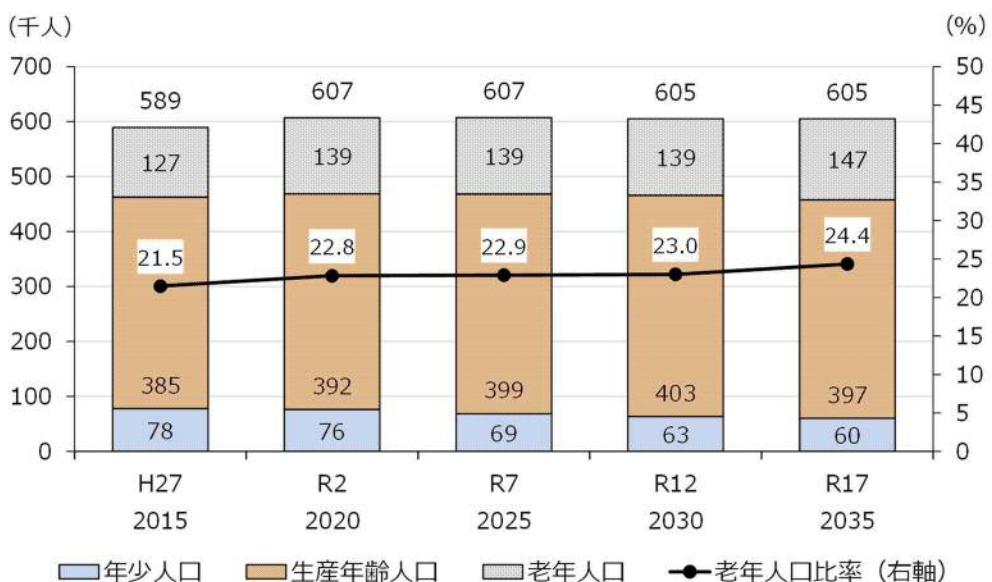


注) 各年次とも1月1日の値

出典：第6次川口市総合計画（案）

将来人口推計における人口構成を図表1-9に示します。年少人口と生産年齢人口が徐々に減少する一方、老人人口が増加し、老人人口比率は令和17（2035）年には24.4%まで上昇すると推計されています。

図表1-9 将来人口推計における人口構成

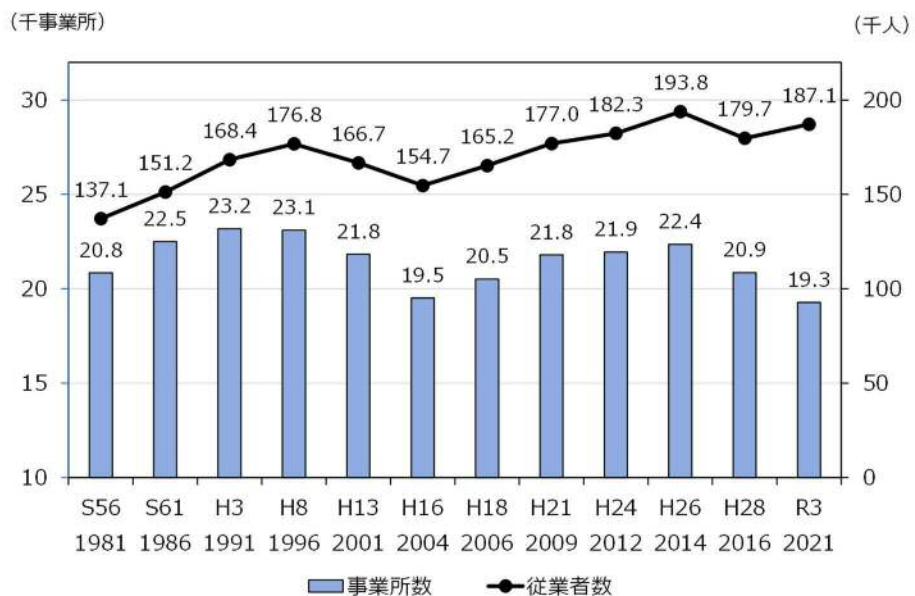


出典：第6次川口市総合計画（案）

3 産業の概況

本市の事業所数、従業者数は、図表1-10に示すように、平成18（2006）年以降は増加を続けていましたが、平成28（2016）年には減少に転じ、従業者数は令和3（2021）年には再び増加しています。

図表1-10 川口市の事業所数、従業者数の推移（民営）



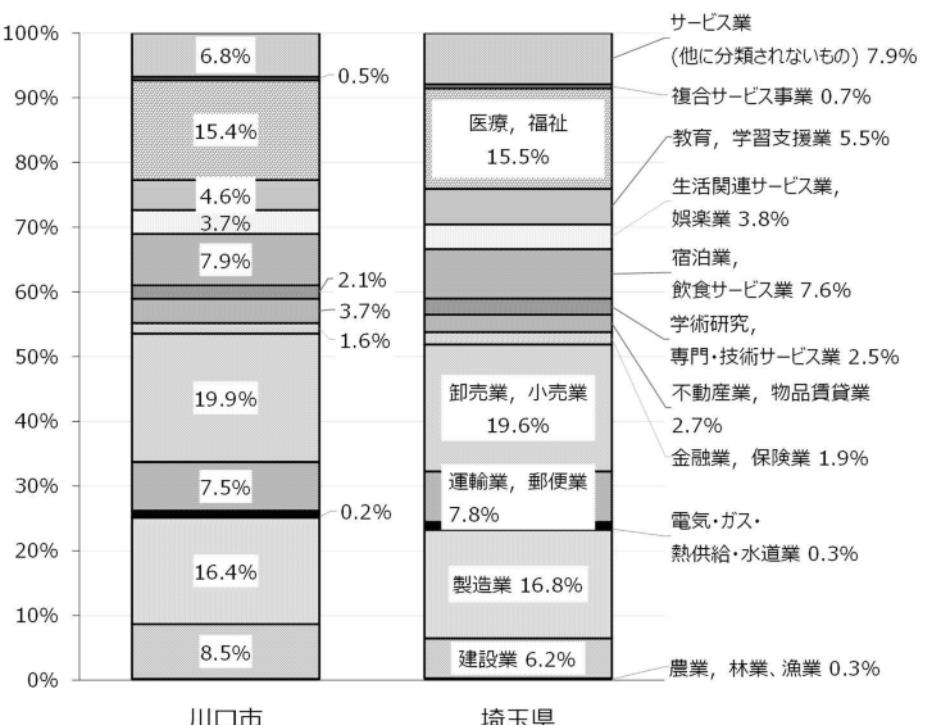
注) 平成21（2009）年までは旧鳩ヶ谷市を含んでいません。

出典：川口市統計書、H26は経済センサス参照

図表1-11 川口市と埼玉県の業種別従業者数割合

本市と埼玉県の従業者数の業種別割合を比較した結果を図表1-11に示します。

本市は建設業がやや多いものの、他業種は埼玉県の構成比率とほぼ同等です。



出典：令和6年埼玉県統計年鑑（表4-3）

4 ごみ処理経費の推移

本市の清掃費は、決算ベースでみると、令和6(2024)年度は138億円であり、平成25(2013)年度と比較すると約75%の伸びを示しています。増加の主な理由は、令和3(2021)年度から戸塚環境センター整備事業費等、施設整備関連の費用が増加していることによります。

これに伴い、令和6(2024)年度には、市民1人あたりの年間の清掃費も22,727円となっております。

図表1-12 清掃費と市民1人あたり清掃費の決算推移

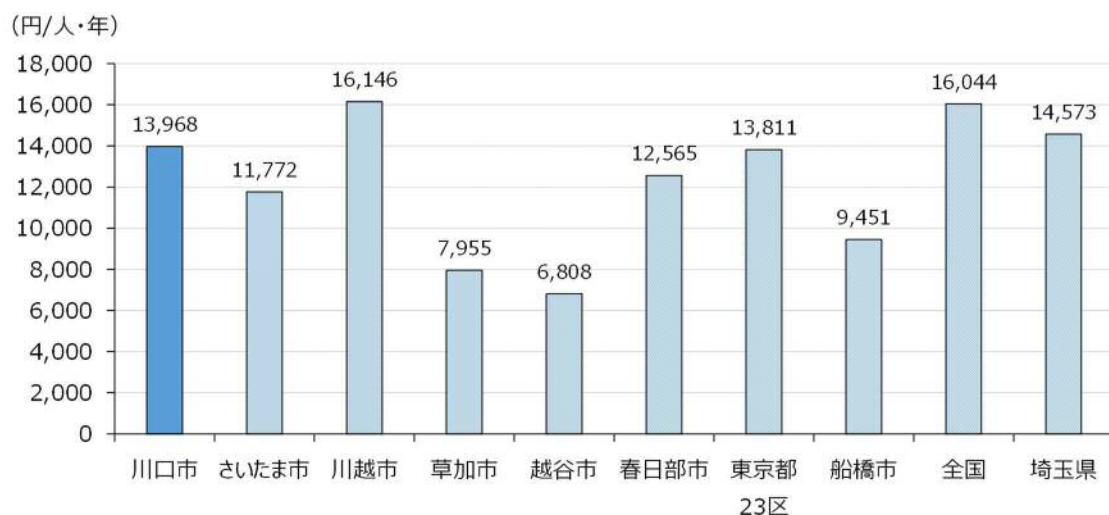


注：平成28年度以降の清掃費には、環境施設整備基金の積み立てを含みます。

出典：清掃事業概要

令和5(2023)年度のごみ処理と維持管理の費用は、市民1人あたり13,968円/人・年であり、近隣自治体と比べるとやや高い水準ですが、全国平均や埼玉県平均より低い水準です。

図表1-13 市民1人あたり処理及び維持管理費（令和5（2023）年度）



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

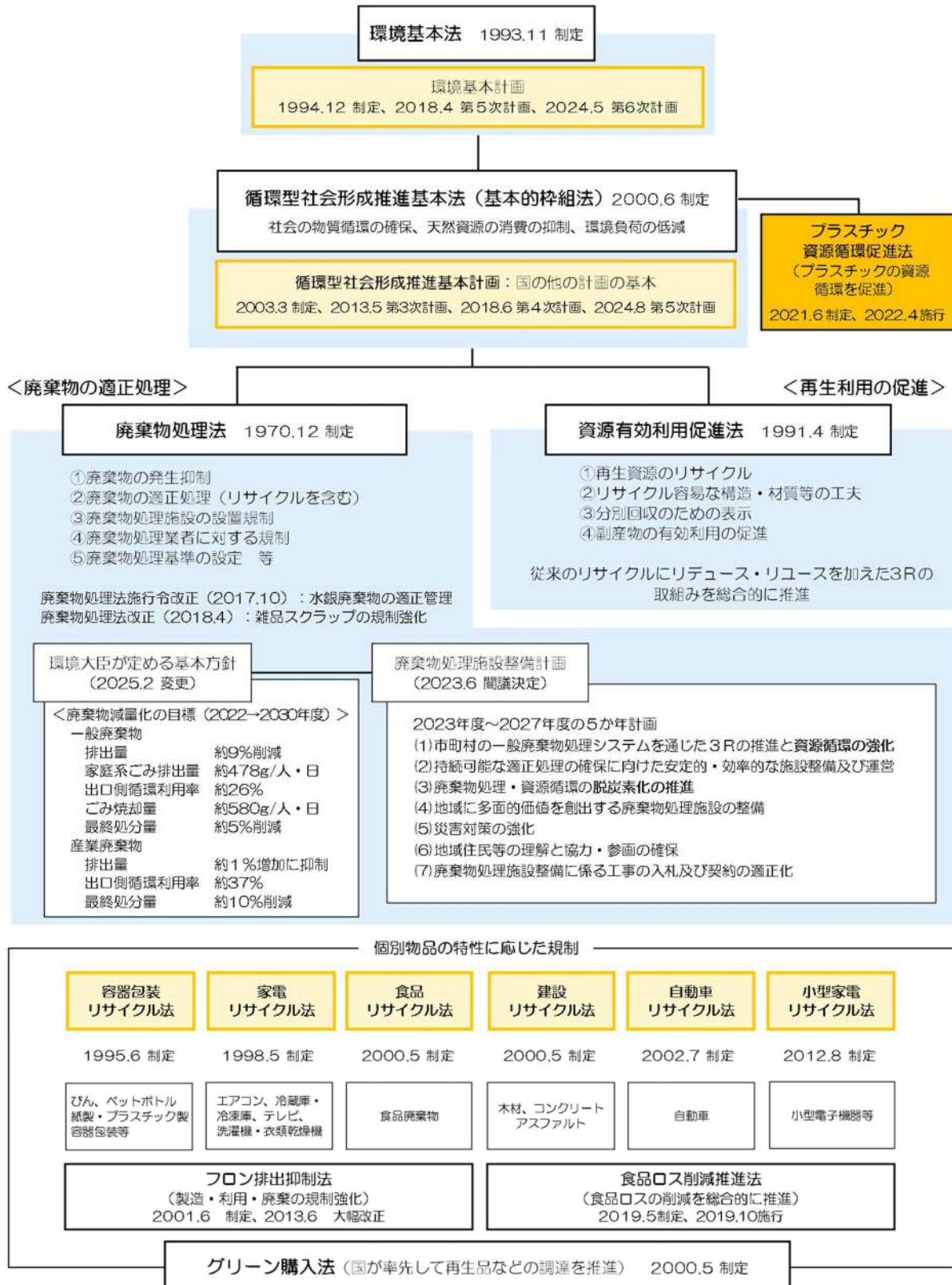
第2章 ごみ処理基本計画編

第1節 ごみを取り巻く社会情勢

1 関連法令

廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図表2-1に示します。

図表2-1 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



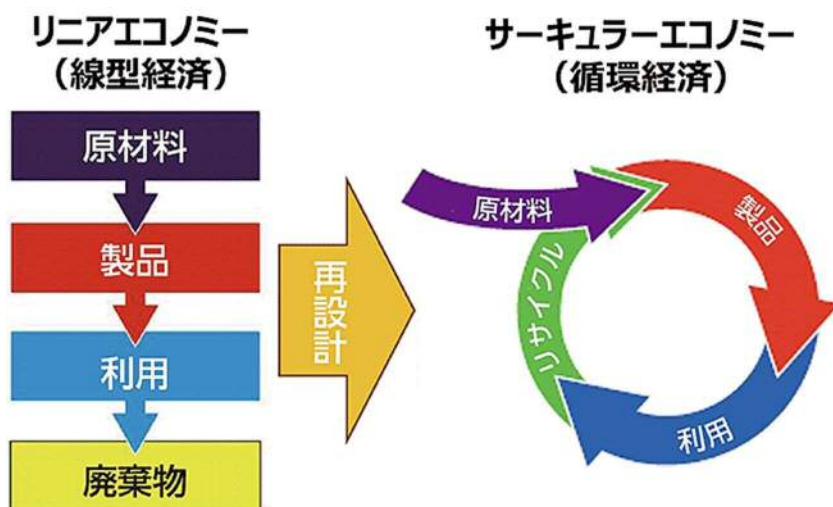
出典:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(H26.2、環境省) を編集

2 廃棄物を取り巻く国内外の動向

(1) SDGsやサーキュラーエコノミーの潮流

平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、国はさまざまな主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。国が令和6年に策定した「第六次環境基本計画」や、「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を基本としながら、「持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する」という方向性を掲げており、今後はSDGsの目標達成に貢献する活動が求められます。

図表2-2 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



出典：令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

本市は、令和6年5月に内閣府より「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことに伴い、SDGsの達成に向けた「SDGs未来都市計画（2024年度～2026年度）」を策定しました。

図表2-3 SDGs未来都市計画のコンセプト

17 色で描く川口の未来

～人、自然、文化の豊かさが共生する、
いつまでも住み続けたい「選ばれるまち川口」～



(2) プラスチックごみの削減

海洋プラスチック問題などを契機として、令和4年4月から「プラスチック資源循環促進法」が施行され、事業者や消費者の責務として、プラスチック使用製品の使用的合理化（プラスチック製品をなるべく長期間使用することや過剰な使用を抑制すること等）により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することや、分別して排出するよう努めること、事業者は再資源化に努めることなどが定めされました。

埼玉県では、これまでにも3Rに向けた取り組みを行ってきましたが、更なるプラスチックごみの削減と循環利用を進めるため、「プラごみO（ゼロ）アクション」を展開しています。

図表2-4 プラスチックごみ
ゼロロゴマーク

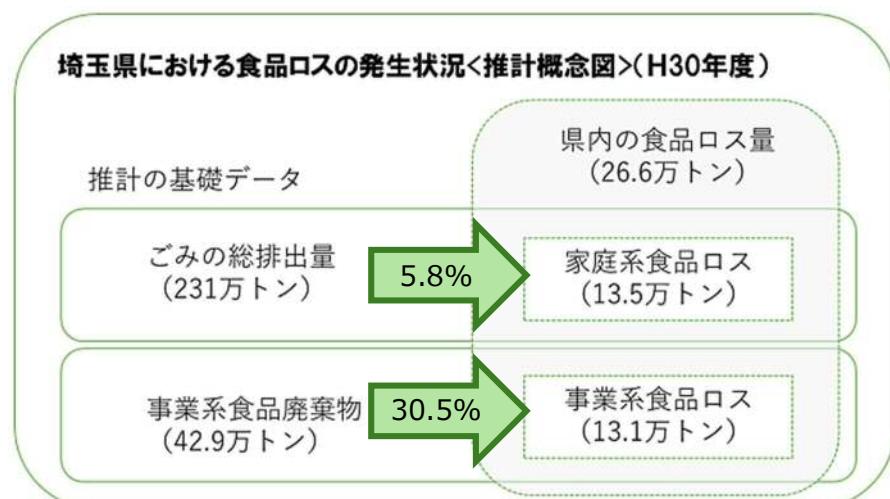


(3) 食品ロスの削減

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、食品ロスの削減に取り組むことが求められています。

国は、食品ロス量を平成12年度に比べ、令和12年度には半減させることを目標としています。埼玉県の食品ロス量は、平成30年度で26.6万tと推計されており、家庭系ごみ排出量の約5.8%、事業系食品廃棄物の約30.5%を占めています。「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）では、国と同様に平成12年度に比べ、令和12年度には半減をめざしており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。なお、本市の取り組み等については第3章の「食品ロス削減推進計画」で詳述します。

図表2-5 埼玉県の食品ロスの推計値（平成30年度推計値）

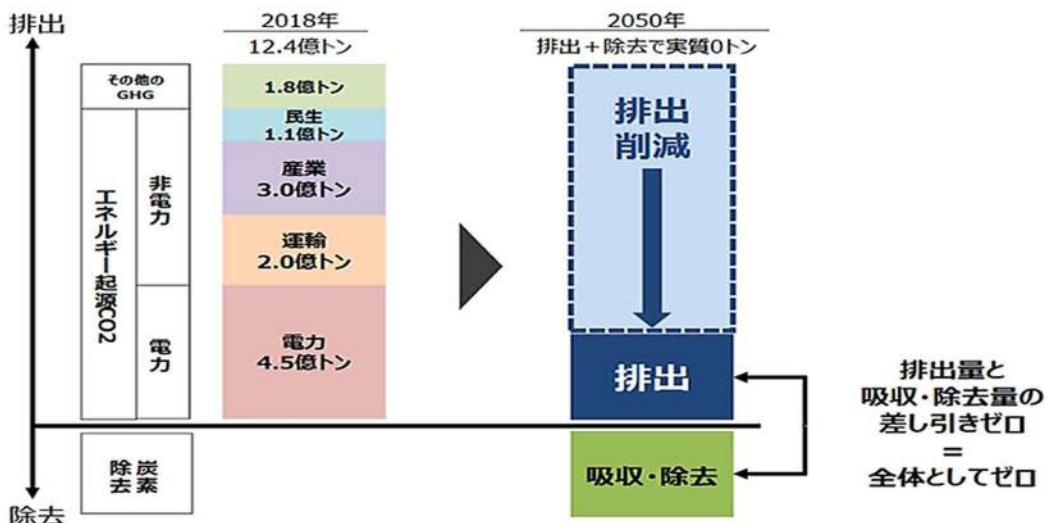


出典：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画より編集

(4) 脱炭素社会に向けた動向

令和2年10月、国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする、すなわちカーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成イメージを図表2-6に示します。

図表2-6 カーボンニュートラルの達成イメージ



国の廃棄物関連の方針・計画では、廃棄物分野における地球温暖化対策を図表2-7のとおり位置づけています。従来の3Rを基本とし、さらに廃棄物エネルギーの回収推進を検討する必要があります。

図表2-7 廃棄物分野における地球温暖化対策の位置づけ（抜粋）

廃棄物処理基本方針 (平成28年1月)	地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、(中略) <u>エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させができる仕組みづくりを進めること</u> が必要である。
第五次循環型社会形成推進 基本計画 (令和6年8月)	2050年ネット・ゼロの実現に向けて、廃棄物処理施設において、 <u>更なるエネルギー回収効率の向上</u> や、(中略)、 <u>地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入すること</u> 等の取り組みを促進する。
廃棄物処理施設整備計画 (平成30年6月)	廃棄物処理施設の整備に当たっては、(中略) <u>地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等に廃棄物エネルギーを供給する等、地域の低炭素化に努めることが重要である。</u>

本市では、令和4年3月の定例市議会にて、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むこととしました。

3 国、埼玉県の達成目標

国の目標を図表2-8に、埼玉県の目標を図表2-9に示します。

図表2-8 国の一般廃棄物に関する目標

方針・計画		廃棄物処理基本方針 (令和7年2月18日)
基準年度		令和4年度
目標年度		令和12年度
目標値	排出量	3,700万t（約9%減）
	家庭系ごみ量	478g/人・日（3.6%減）
	事業系ごみ量	—
	出口側の循環利用率	26%
	一人一日あたり ごみ焼却量	約580g/人・日
	最終処分量	320万t（約5%減）

注1)「家庭系ごみ量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量

注2) 出口側の循環利用率＝循環利用量（再使用・再生利用量）÷廃棄物排出量

図表2-9 埼玉県の一般廃棄物に関する目標

項目	平成30年度 実績	令和7年度 目標	増減比率
1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	524 g/人・日	440 g/人・日	16.0%減
事業系ごみ排出量	535 千t	451 千t	15.7%減
1人1日あたりの 最終処分量	34 g/人・日	28 g/人・日	17.6%減
再生利用率	23.9 %	33.6 %	9.7ポイント増

注)「家庭系ごみ排出量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量

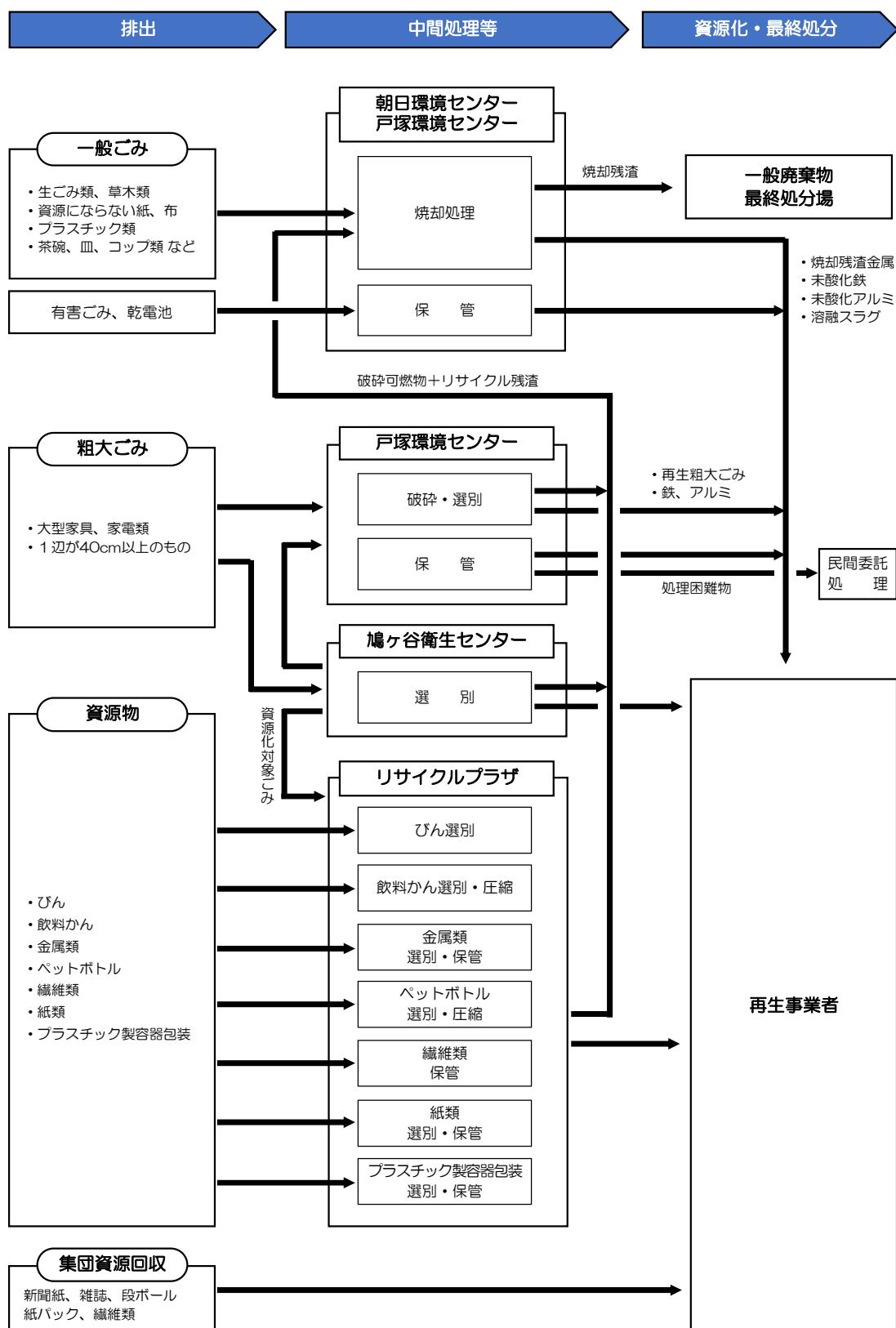
出典：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図表2-10に示します。

図表2-10 川口市のごみ処理フロー



注) 朝日環境センターは令和12年度から令和17年度は、施設整備工事のため休止の予定です。

2 ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を図表2-11に示します。

なお、事業系ごみの分別区分は、産業廃棄物を除き家庭系ごみの分別区分に準じますが、排出にはすべて黄色半透明袋を使用することとしています。

図表2-11 家庭系ごみの分別区分及び排出方法

分別区分	内 容	排出方法	収集頻度
一般ごみ	料理くず、残飯、果物の皮、茶がら、貝がら、ティッシュ、油紙、鞄、ビデオテープ、木製・プラスチック製おもちゃ、茶わん、皿、植木鉢、コップ、棒きれ、靴など ※引越しごみなどの一時多量ごみは、環境センターに自己搬入するか又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託	透明又は白色半透明袋	週2回
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むもの	透明袋	
乾電池	乾電池、コイン型電池	専用ボックス	隨時
粗大ごみ	家具類・寝具類など、一辺が40cmを超える大きさのもの	単体 (戸別収集)	随时
資源物	びん	飲料、酒、調味料などのガラスびん	透明袋
	飲料かん	ジュース、ビールなど飲料のかん	透明袋
	金属類	缶詰、ミルク・スプレーなどの缶ねじ、やかん、なべ フライパン・包丁などの金属製品 トースター・炊飯器などの小型電気製品 ※一辺が40cmを超える大きさのものは粗大ごみ	透明袋
	ペットボトル	飲料、酒、調味料などのペットボトル	透明袋
	繊維類	衣類、毛布など	透明袋
	紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容器包装	直接ひもでしばる
	プラスチック製容器包装	プラマークが付いているもの ※プラスチック製のものであっても、プラマークが付いていなければ一般ごみ	透明袋
			週1回

3 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の実績

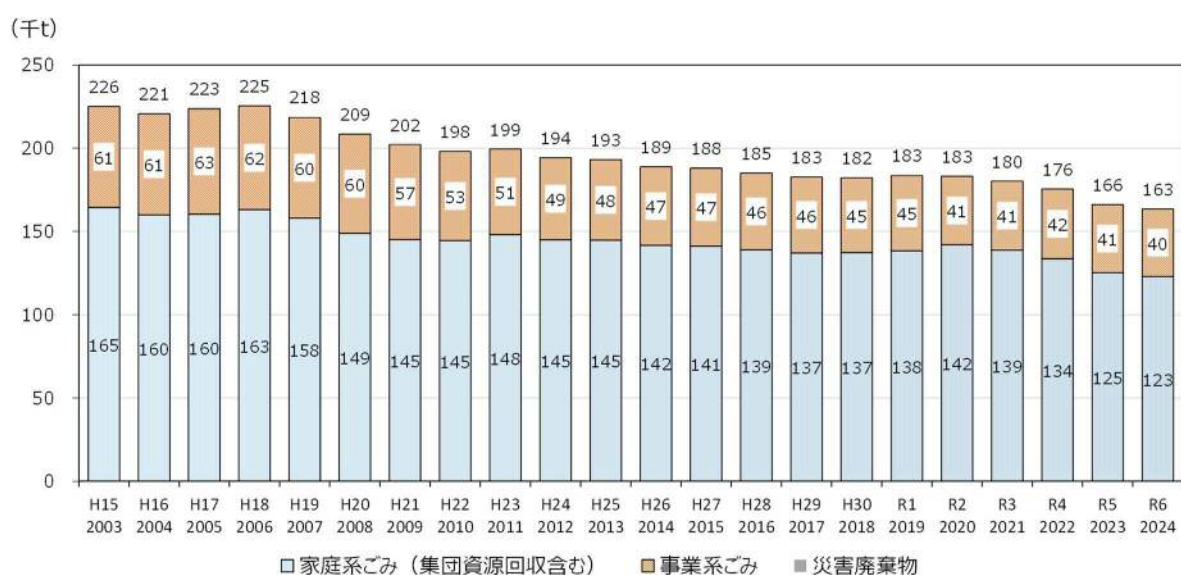
本市のごみ排出量の実績を図表2- 12に示します。

排出量全体は、現行の処理体制と分別ルールを開始した平成15年度の226千tと比較すると、令和6年度には163千tとなり、約28%減少となっています。

家庭系ごみは、平成15年度の165千tと比較すると、令和6年度には123千tとなり、約25%減少となっています。

事業系ごみは、平成15年度の61千tと比較すると、令和6年度には40千tとなり、約34%減少となっています。

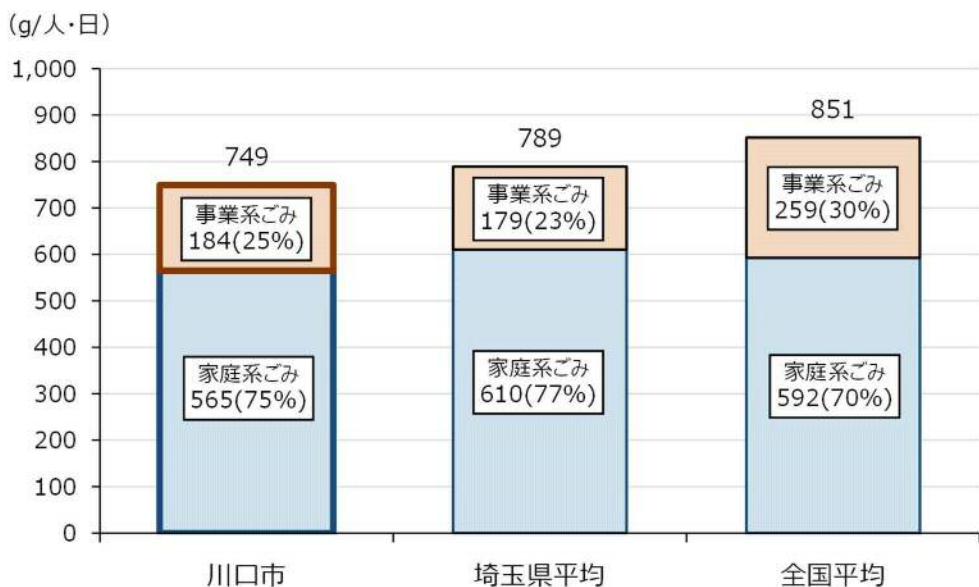
図表2- 12 ごみ排出量の推移



注) 平成23年度までは旧鳩ヶ谷市を含みます。家庭系ごみには集団資源回収を含みます。

令和5年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比を次ページの図表2- 13に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、国平均と比較して事業系ごみが5ポイント低く、埼玉県平均と比較して事業系ごみが2ポイント高い値となっています。

図表2-13 原単位と構成比の比較（令和5年度）

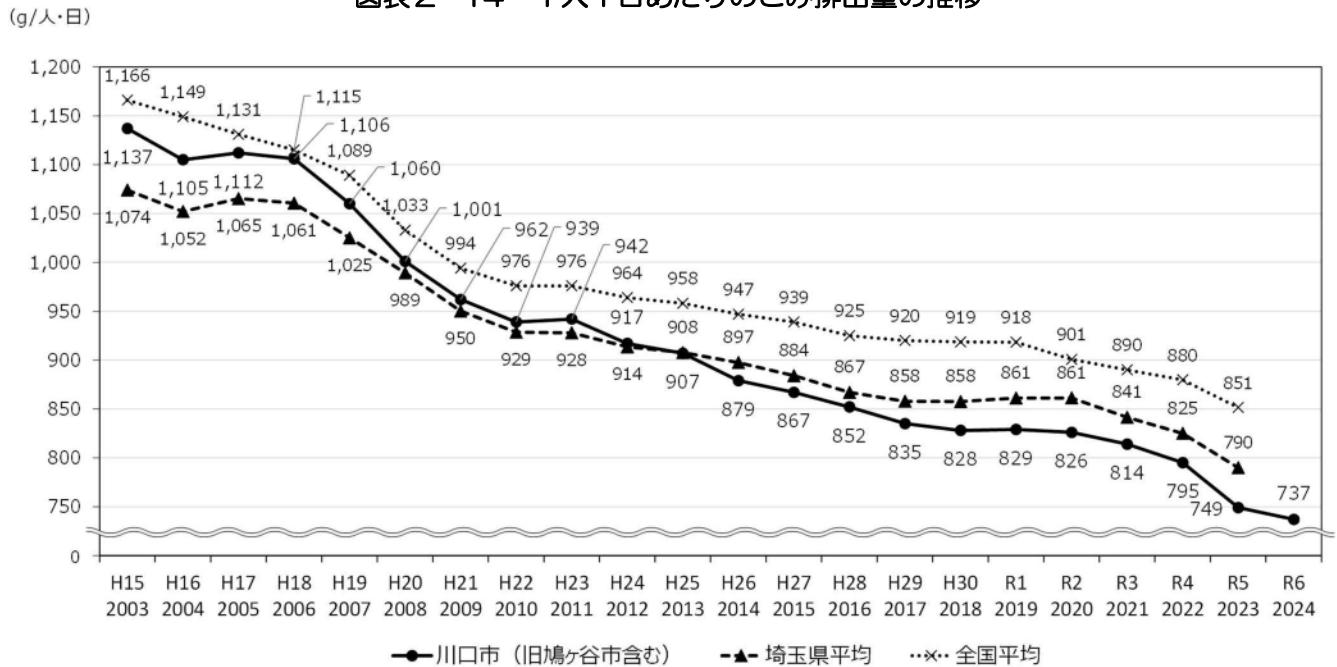


出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量を図表2-14に示します。平成24年度までは埼玉県の平均より多いレベルでしたが、その後は埼玉県の平均と同等の水準で減少を続け、令和5年度には749g/人・日となり、埼玉県の平均より少ないレベルとなっています。

図表2-14 1人1日あたりのごみ排出量の推移



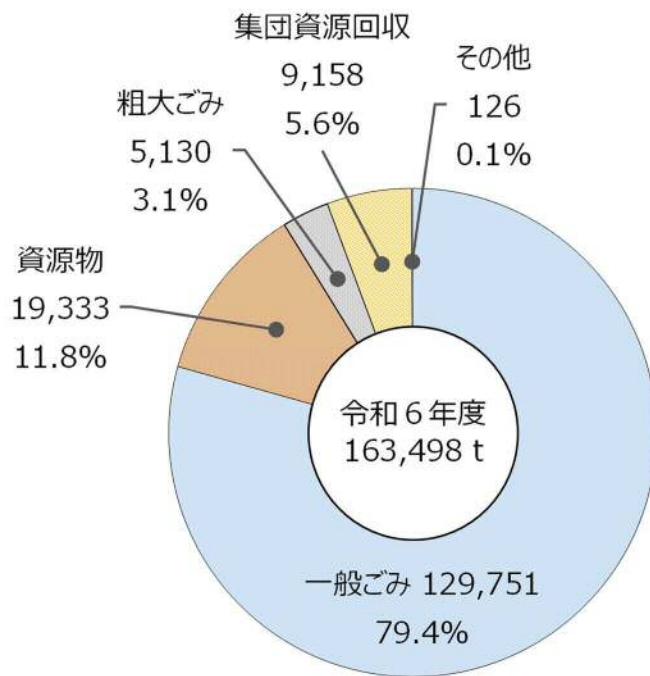
注1) 人口は各年度とも10月1日の値、ただし平成23年度のみ合併の関係で11月1日を用いました。

注2) 埼玉県の値は「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」より。いずれも集団資源回収を含みます。

注3) 令和6年度の埼玉県平均、全国平均は環境省のデータは未発表です。

本市の令和6年度の種類別ごみ排出量は、一般ごみが最も多く129,751 t (79.4%)、次いで資源物19,333 t (11.8%)、集団資源回収9,158 t (5.6%)、粗大ごみが5,130 t (3.1%) となっています。

図表2-15 ごみ排出量の種類別内訳（令和6年度）



(3) 1事業所あたりのごみ排出量

令和3年度の1事業所あたりのごみ排出量を図表2-16に示します。本市は、1事業所あたり平均約2,177kg/年ですが、埼玉県平均は約2,137kg/年、国平均は約2,270kg/年となっており、埼玉県平均より約1.9%多く、国平均より約4.1%少ない値となっています。ただし、従業員1人1日あたりの排出量でみると、本市は平均約634g/人・日、埼玉県平均は約518g/人・日、国平均は約553g/人・日で、埼玉県平均より約22.4%、国平均より約14.6%多くなっています。

図表2-16 1事業所あたりのごみ排出量（令和3年度）

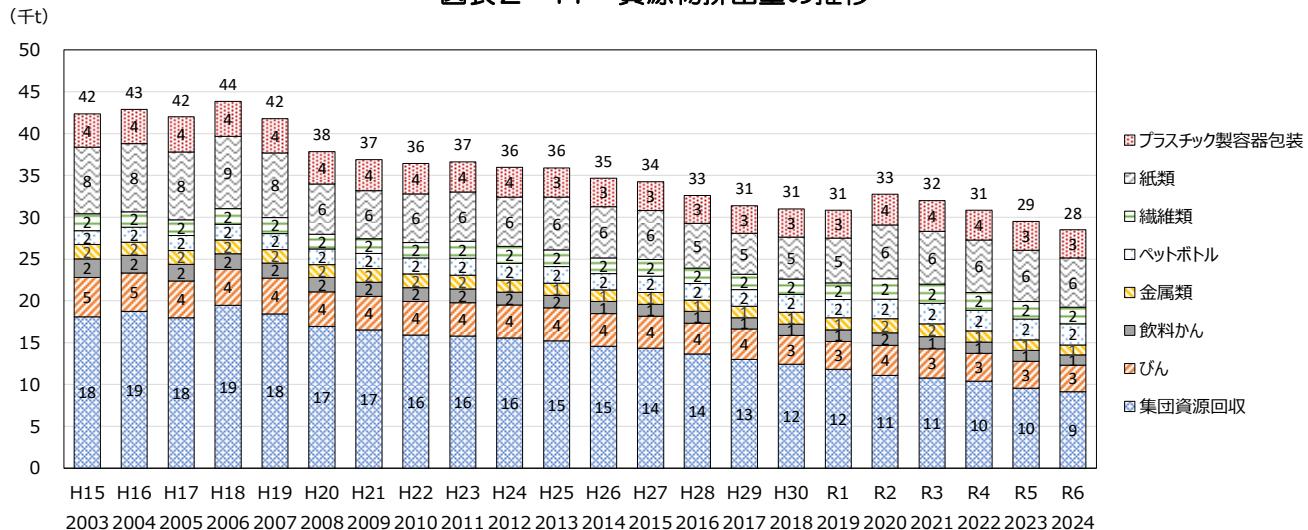
項目	単位	川口市	県平均	国平均
事業所数（民営）	事業所	19,059	230,278	5,156,063
従業員数（民営）	人	179,305	2,602,009	57,949,915
事業系ごみ排出量	t/年	41,485	492,037	11,706,342
1事業所あたり排出量	kg/事業所・年	2,177	2,137	2,270
従業員1人1日あたり排出量	g/人・日	634	518	553

出典：事業所数、従業員数は令和3年経済センサス、ごみ量は一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(4) 資源物排出量

資源物の排出量（集団資源回収を含む。）は平成18年度をピークに減少傾向であり、令和6年度は約28千tとなり、平成18年度と比較して約36%減となっています。

図表2-17 資源物排出量の推移



出典：清掃事業概要

排出量に占める資源物比率の推移を図表2-18に示します。家庭系については、平成18年度の26.9%をピークに減少を続け、令和6年度は23.1%となっています。

図表2-18 資源物比率の推移

分類		H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013
家庭系排出量	総排出量	164,523	159,963	160,470	163,158	158,060	148,910	145,083	144,590	148,167	145,043	144,790
	資源物量	42,296	42,793	41,962	43,820	41,769	37,799	36,852	36,360	36,551	35,877	35,831
	資源物率	25.7%	26.8%	26.1%	26.9%	26.4%	25.4%	25.4%	25.1%	24.7%	24.7%	24.7%
事業系排出量	総排出量	60,513	60,721	63,225	62,186	60,426	59,517	57,053	53,429	51,281	49,293	48,317
	資源物量	78	122	47	36	35	62	65	66	75	80	74
	資源物率	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%

分類		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
家庭系排出量	総排出量	141,686	141,146	139,006	137,070	137,421	138,487	142,084	138,714	133,625	125,262	123,034
	資源物量	34,599	34,206	32,579	31,365	30,973	30,827	32,722	31,956	30,826	29,458	28,463
	資源物率	24.4%	24.2%	23.4%	22.9%	22.5%	22.3%	23.0%	23.0%	23.1%	23.5%	23.1%
事業系排出量	総排出量	47,130	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079	41,042	41,485	41,943	40,878	40,463
	資源物量	60	35	29	22	21	18	24	25	27	32	28
	資源物率	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

注1) 平成22年度までは旧鳩ヶ谷市を含みます。

注2) 家庭系の資源物量には集団資源回収量を含みます。

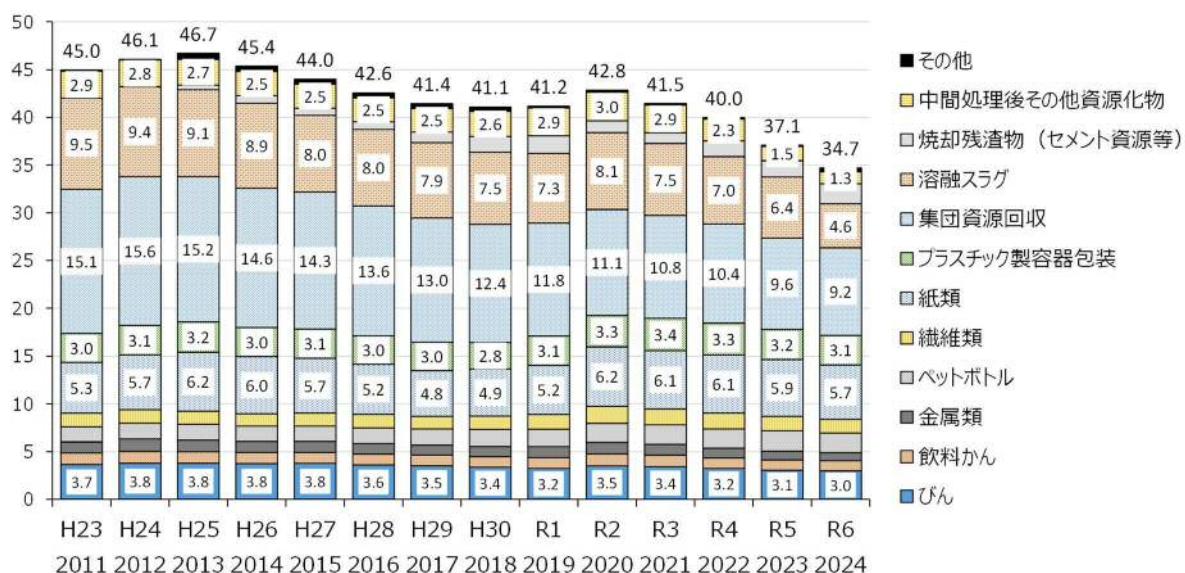
4 再資源化の実績

(1) 資源化物量の推移

中間処理後の資源化も含めた、最終的な資源化量の推移は図表2-19のとおりです。資源化量は平成25年度をピークに減少し、令和6年度は約35千tであり、平成25年度から11年間で約26%減少しました。

(千t)

図表2-19 資源化物量の推移



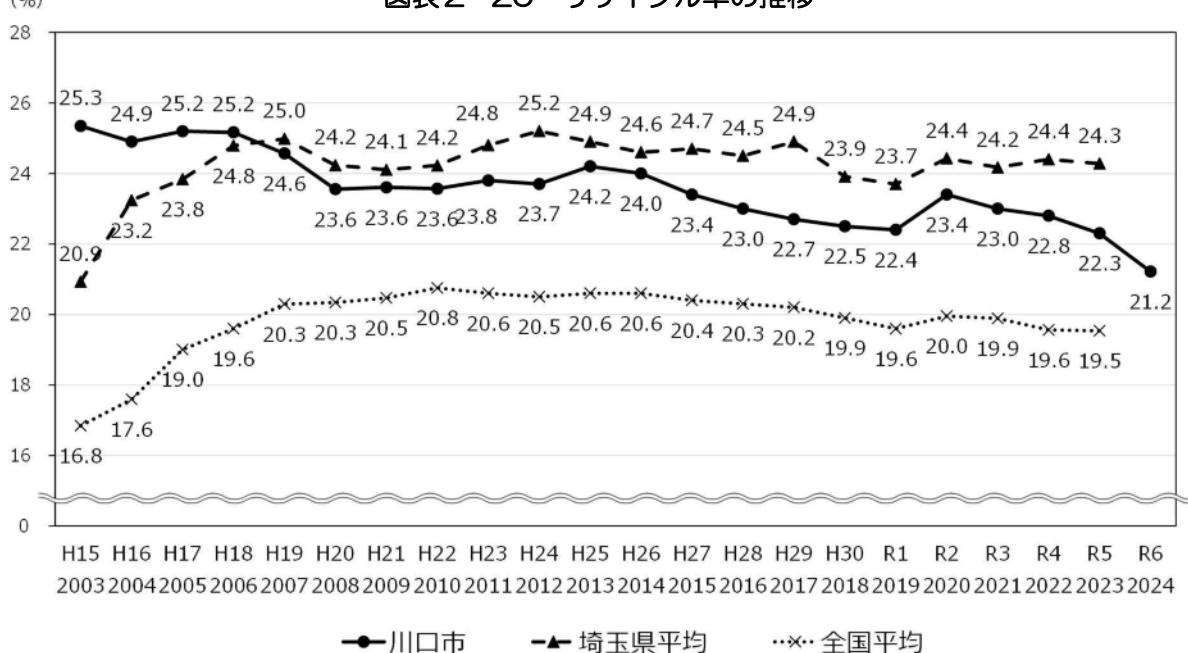
出典：清掃事業概要

(2) リサイクル率の推移

本市の令和5年度のリサイクル率22.3%は、国平均を2.8ポイント上回っていますが、埼玉県平均を2.0ポイント下回っています。

(%)

図表2-20 リサイクル率の推移

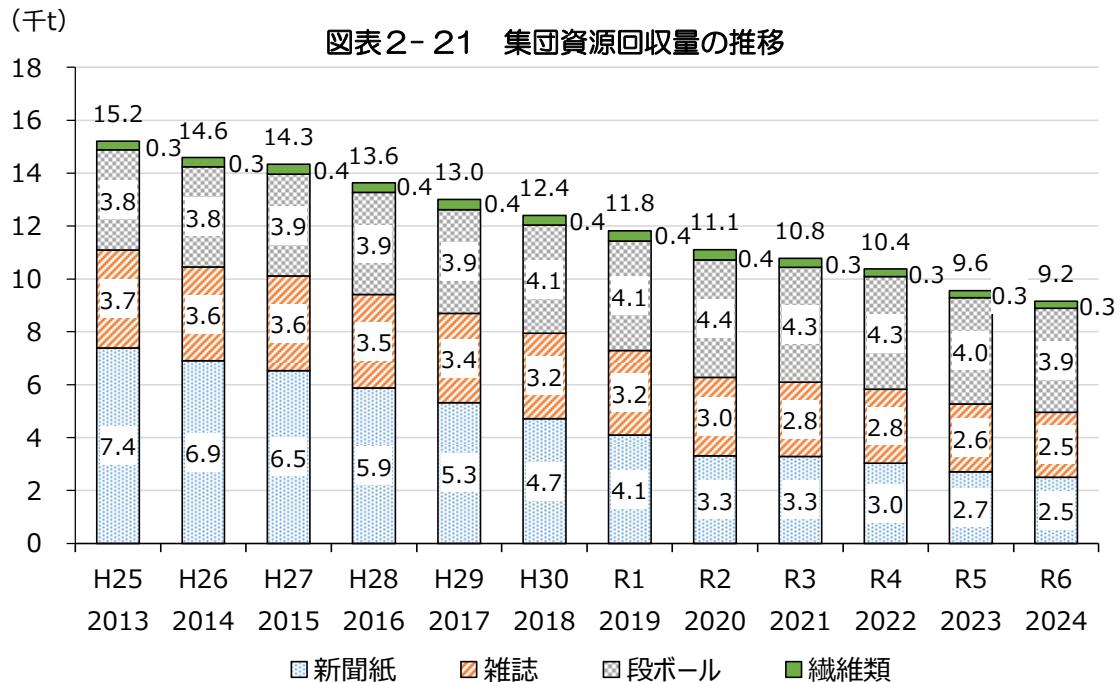


注) 令和6年度の埼玉県平均、全国平均は環境省のデータは未発表です。

出典：川口市は清掃事業概要、埼玉県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(3) 集団資源回収の推移

集団資源回収の推移を図表2-21に示します。令和6年度は新聞紙及び雑誌が共に2.5千t、段ボールが3.9千t、合計9.2千tです。特に新聞紙の減少が著しく、平成25年度対比で約66%減少しています。



出典：清掃事業概要

図表2-22 集団資源回収の団体数と助成金の推移

項目	単位	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録団体数	団体	375	390	402	413	422	427	433	430	425	422	416	418
実施回数	回	9,750	10,461	10,758	11,387	11,670	11,616	11,197	10,573	10,276	10,528	10,392	10,557
回収重量	t	15,209	14,581	14,330	13,630	13,001	12,404	11,823	11,103	10,779	10,379	9,558	9,158
助成金	千円	152,086	145,814	143,295	136,302	130,013	124,038	118,226	111,033	107,788	103,793	95,584	91,582

出典：清掃事業概要

集団資源回収とは

集団資源回収とは、新聞紙、雑誌、段ボールや繊維類など資源として活かせるものを町会・自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体が地域のみなさんと回収日時や回収場所などを決めて資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう回収活動のことです。

対象団体：市内の町会・自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体（会則、規約等を有するもの）

対象品目：古紙類（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール）及び繊維類

助成金単価：対象品目の回収量1kgにつき10円

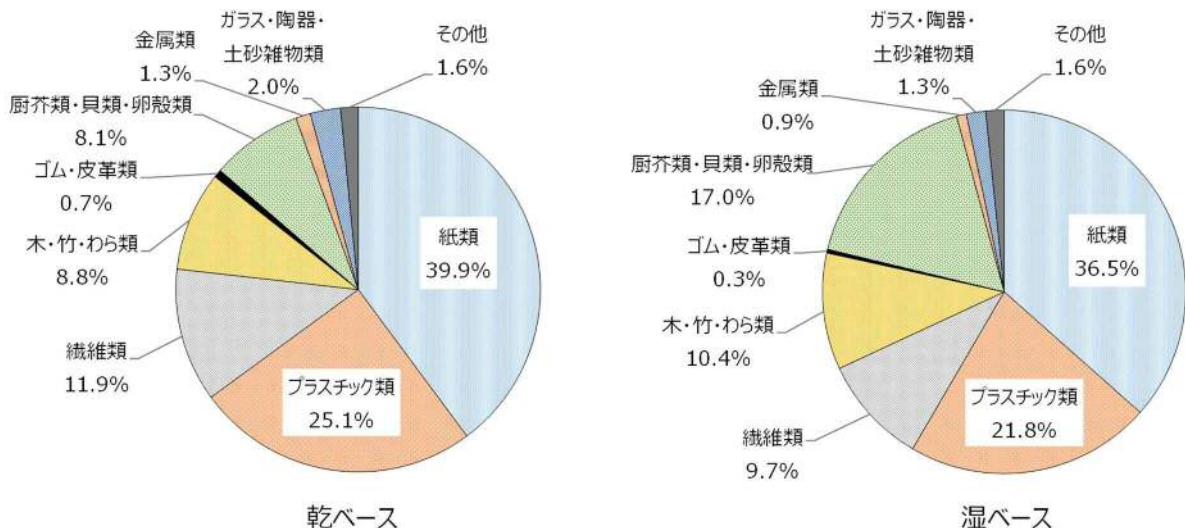
集団資源回収を広めていくことは、ごみ減量につながるだけでなく、資源を大切にする心を育て、地域コミュニティの醸成を進め、限り有る資源を有效地に利用することになります。

5 ごみ質の分析結果

(1) 焼却対象ごみの種類組成

焼却対象ごみの種類組成について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値を図表2-23に示します。紙類が最も多く、資源化の余地が大きいことがうかがえます。次いでプラスチック類が多く、プラスチックごみ削減に向けた啓発が必要です。厨芥類・貝類・卵殻類には手つかず食品や食べ残し等の食品ロスが多く含まれていると想定されます。

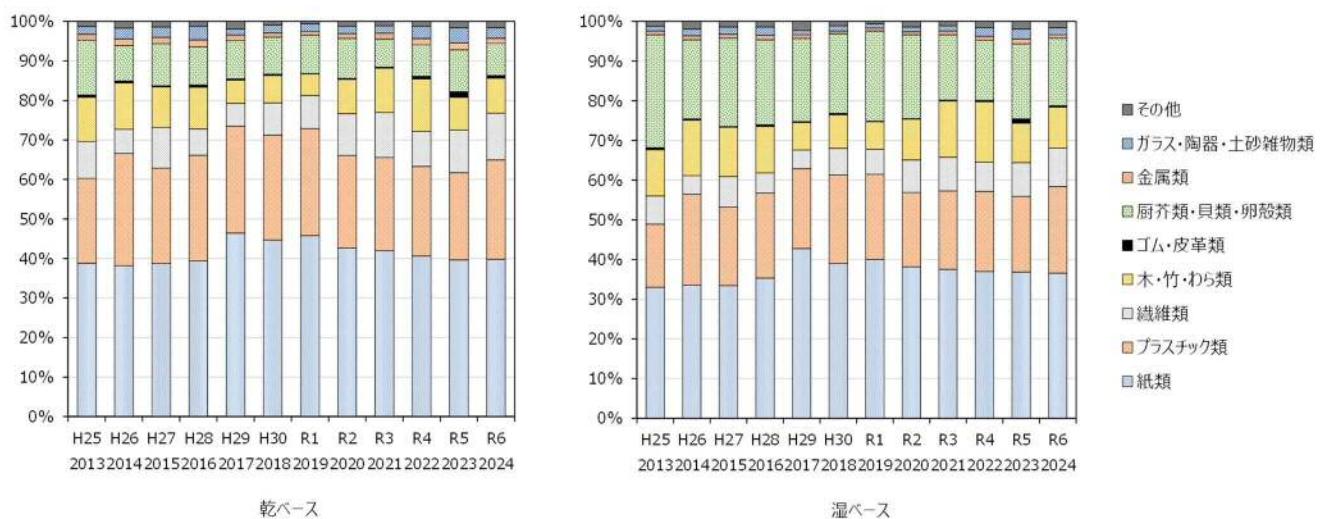
図表2-23 焼却対象ごみの種類組成（令和6年度、2センター平均）



※清掃事業概要の分析結果を基に朝日環境センターの休止期間を除いた平均値を用いて作成

焼却対象ごみの種類組成について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値の推移を図表2-24に示します。乾ベース、湿ベースいずれの場合も、平成29年度までは紙類の増加が顕著ですが、その後はやや減少傾向です。プラスチック類はこの数年20%前後で推移しています。厨芥類・貝類・卵殻類は過去3年増加傾向です。

図表2-24 焼却対象ごみの種類組成の推移（2センター平均）

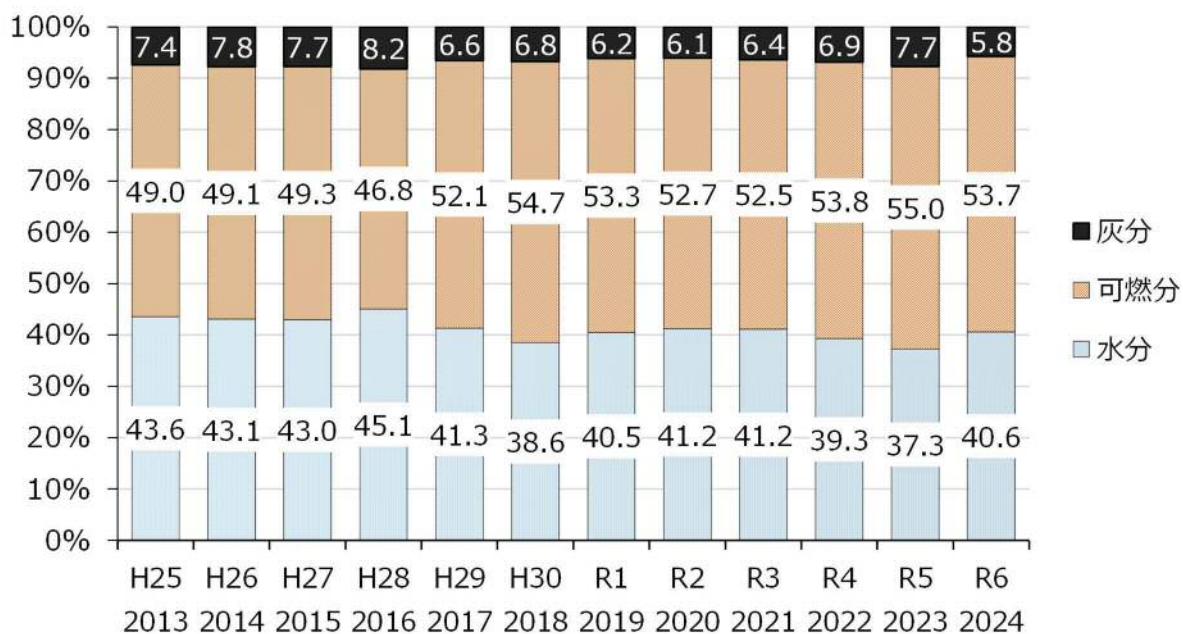


出典：清掃事業概要（H25～R5）、R6は清掃事業概要の分析結果を基に朝日環境センターの休止期間を除いた平均値を用いて作成

(2) 焼却対象ごみの3成分値（重量比）

焼却対象ごみの3成分値（重量比）について、戸塚環境センターと朝日環境センターの平均値の推移を図表2-25に示します。令和6年度は水分が40.6%、可燃分が53.7%、灰分が5.8%となっており、水分が減少傾向であり、可燃分が増加傾向です。

図表2-25 焼却対象ごみの3成分値（重量比）の推移（2センター平均）



注) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

出典：清掃事業概要（H25～R5）、R6は清掃事業概要の分析結果を基に朝日環境センターの休止期間を除いた平均値を用いて作成

6 アンケート調査の概要

(1) 調査概要

ア 目的

この調査は、市民のごみに関する行動や考え方を把握し、「川口市一般廃棄物処理基本計画」の見直しの基礎資料とするために実施しました。

イ 調査期間と方法

調査期間：令和7年6月10日～6月30日

調査方法：郵送及びウェブ

ウ 調査対象

市民 1,522 人（郵送 1,000 人、ウェブ 522 人）

【選定方法】

郵送：住民基本台帳から年齢（18 歳以上）、地区（10 地区）による層化無作為抽出

ウェブ：川口市内居住、年齢（18 歳以上）のインターネット調査会社モニター

エ 調査項目

- ・ごみの減量化やりサイクルなど、ごみ問題への関心について
- ・ごみの減量、分別やりサイクルへの取り組みについて
- ・紙類、繊維類について
- ・食品ロスについて
- ・プラスチックについて
- ・リチウムイオン電池等使用製品について
- ・ごみ有料化について
- ・一般ごみ・資源物ステーション管理について
- ・市の施策・情報発信について
- ・回答者の属性について

オ 回収の結果

有効回収票数：971 票（郵送 449、ウェブ 522）

有効回答率：44.9%（郵送）

※ウェブアンケートは、対象となるモニターに回答依頼を配信し、回収目標である 500 回答を上回った時点で回答を締め切りました。

カ 留意点

- ・集計では、四捨五入の関係で数値の合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の n とは回答者数を表し、無回答を含みますが、無効・除外した回答は含みません。
- ・グラフ中の MA とは複数回答数を示します。

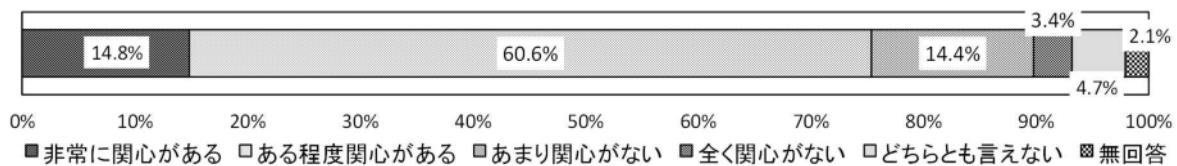
(2) 調査結果の概要

本項では調査結果の抜粋を掲載します。

(2-1) ごみの減量化やリサイクルなど、ごみ問題への関心について

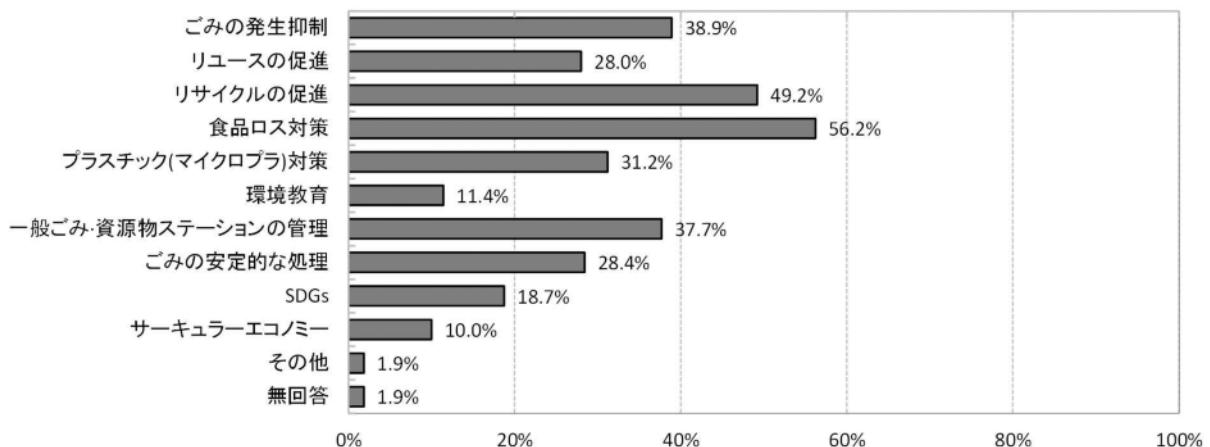
問1 (1) ごみの減量化やリサイクルなど、ごみ問題への関心はありますか。

(単一回答)



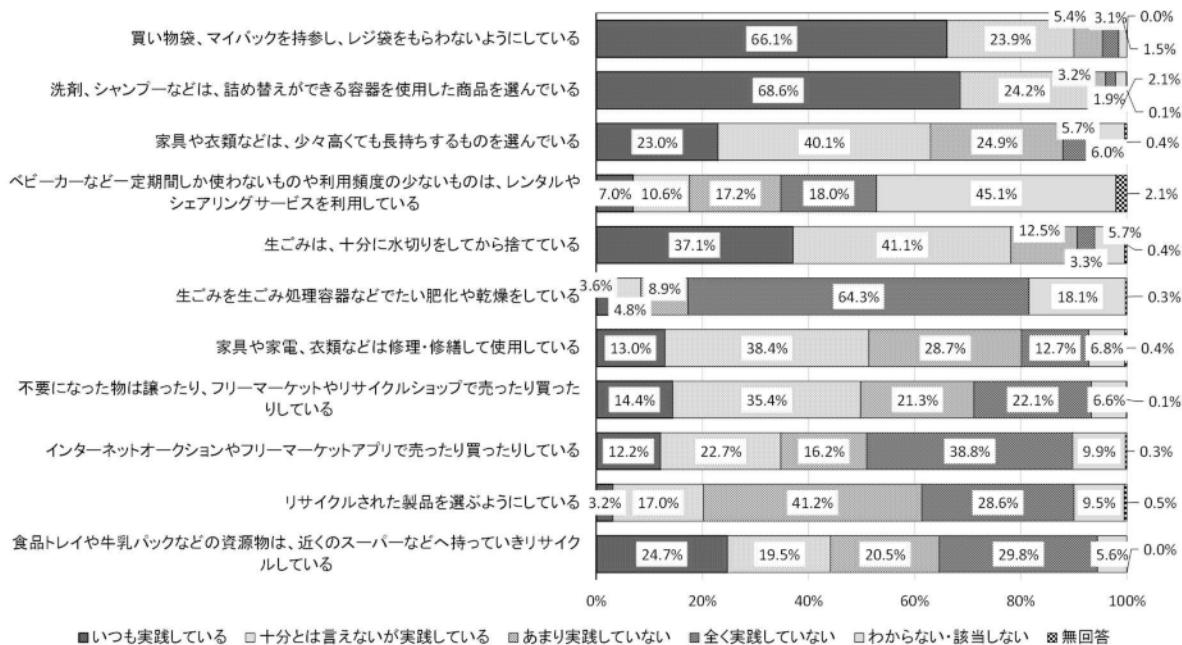
問1 (2) 興味や関心があるごみの減量化やリサイクルなどの取り組みを教えてください。

(複数回答)



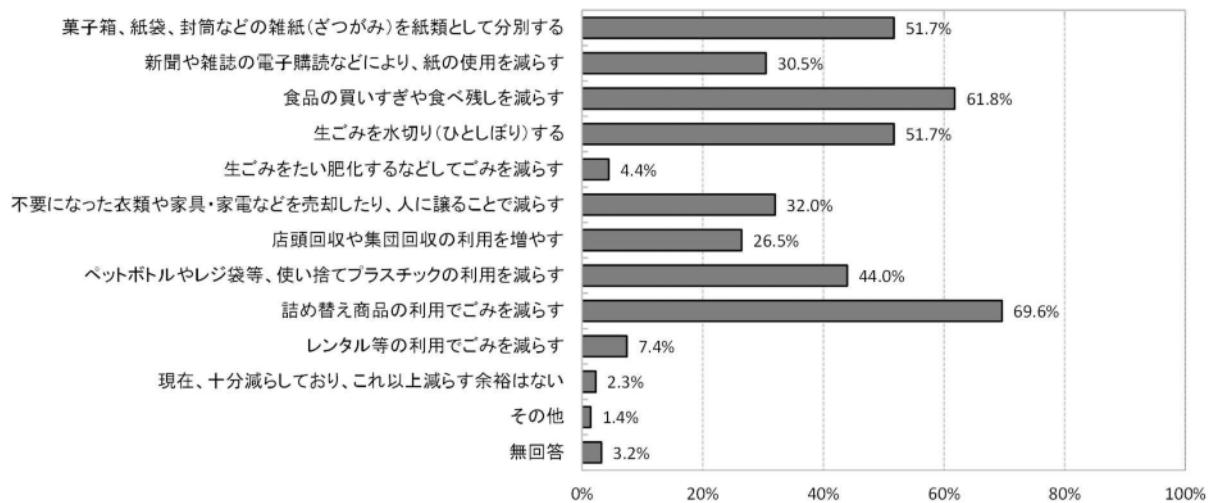
(2-2) ごみの減量、分別やリサイクルへの取り組みについて

問2 (1) 日頃からごみを減らすために行っている行動についてお聞きします。
(単一回答)

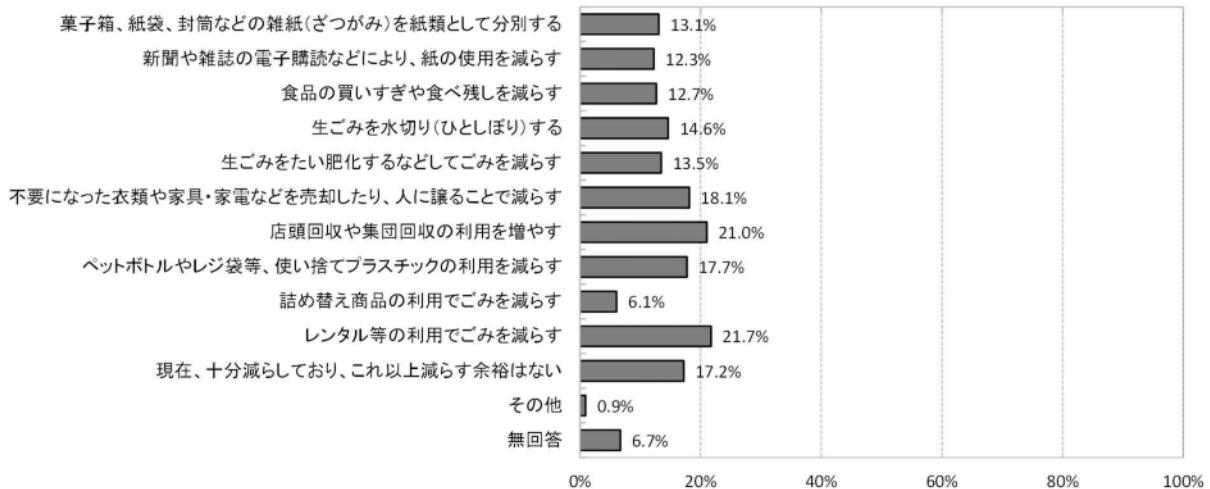


問2 (2) あなたのご家庭では、今よりもごみの減量や資源化ができるとお考えですか。既に実践している取り組みとこれから実践できそうな取り組みの番号を選び、それぞれ全てご記入してください。

【既に実践している取り組み】(複数回答)

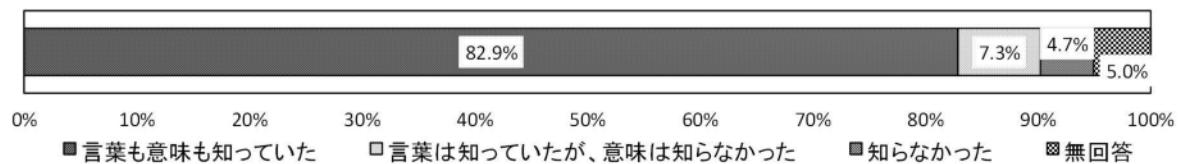


【これから実践できそうな取り組み】(複数回答)

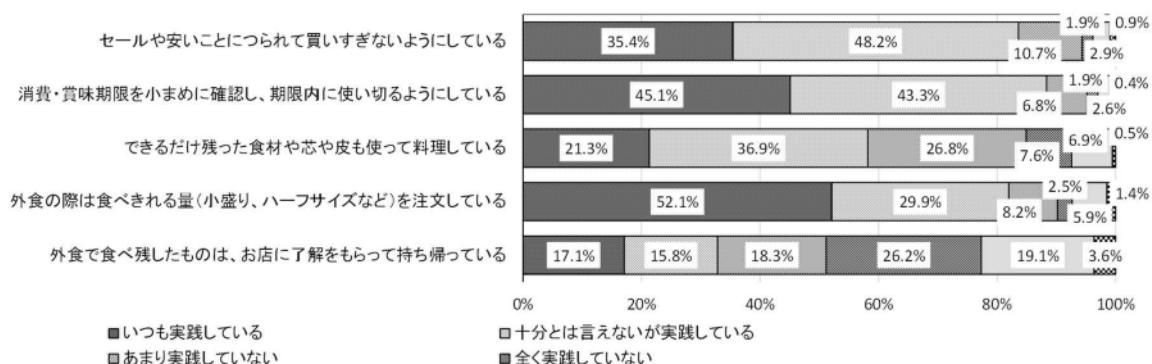


(2-3) 食品ロスについて

問4 (1) 「食品ロス」(食べることができるのに廃棄されてしまう食品) という言葉を知っていますか。(単一回答)

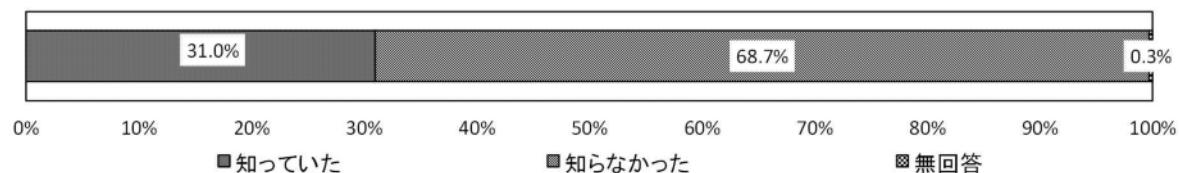


問4 (2) 「食品ロスを減らすための行動についてお聞きします。(単一回答)

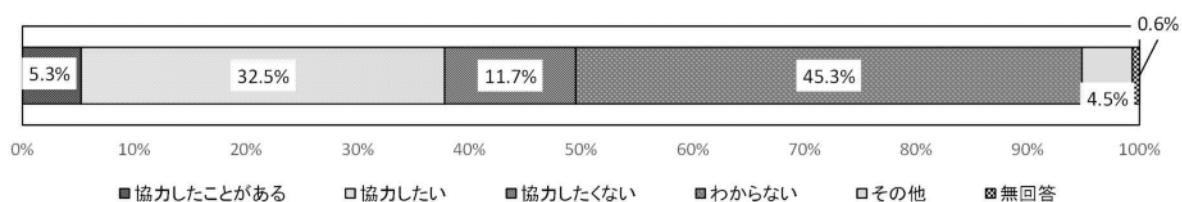


問4（3）「フードドライブ」の活動についてお聞きします。

【認知状況】（単一回答）

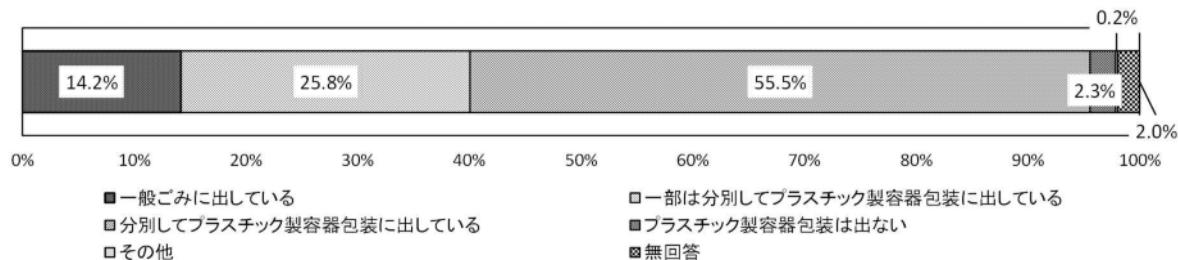


【協力の意向】（単一回答）

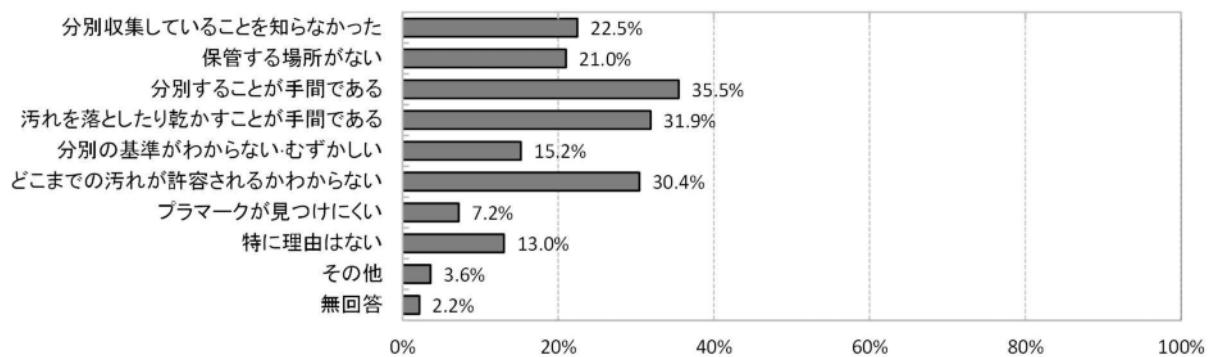


(2-4) プラスチックについて

問5（1）あなたのご家庭では、プラスチック製容器包装（プラマークの付いた弁当の容器や詰め替え容器）をどのように排出していますか。（単一回答）



問5（1）-2 問5（1）で『一般ごみに出している』と回答した方にお聞きします。プラスチック製容器包装を分別していない理由は何ですか。（複数回答、n=138、MA=387）



7 一般ごみ組成調査の概要

(1) 調査の概要

- 調査日程：令和7年5月20日（火）～22日（木）、9月23日（火）～25日（木）
- 調査地区：市内4地区（A 既存市街地、B 新興住宅地、C 集合住宅、D 単身マンション）
- 調査対象：各地区において、一般ごみ 100kg 程度をサンプリングして調査対象とした

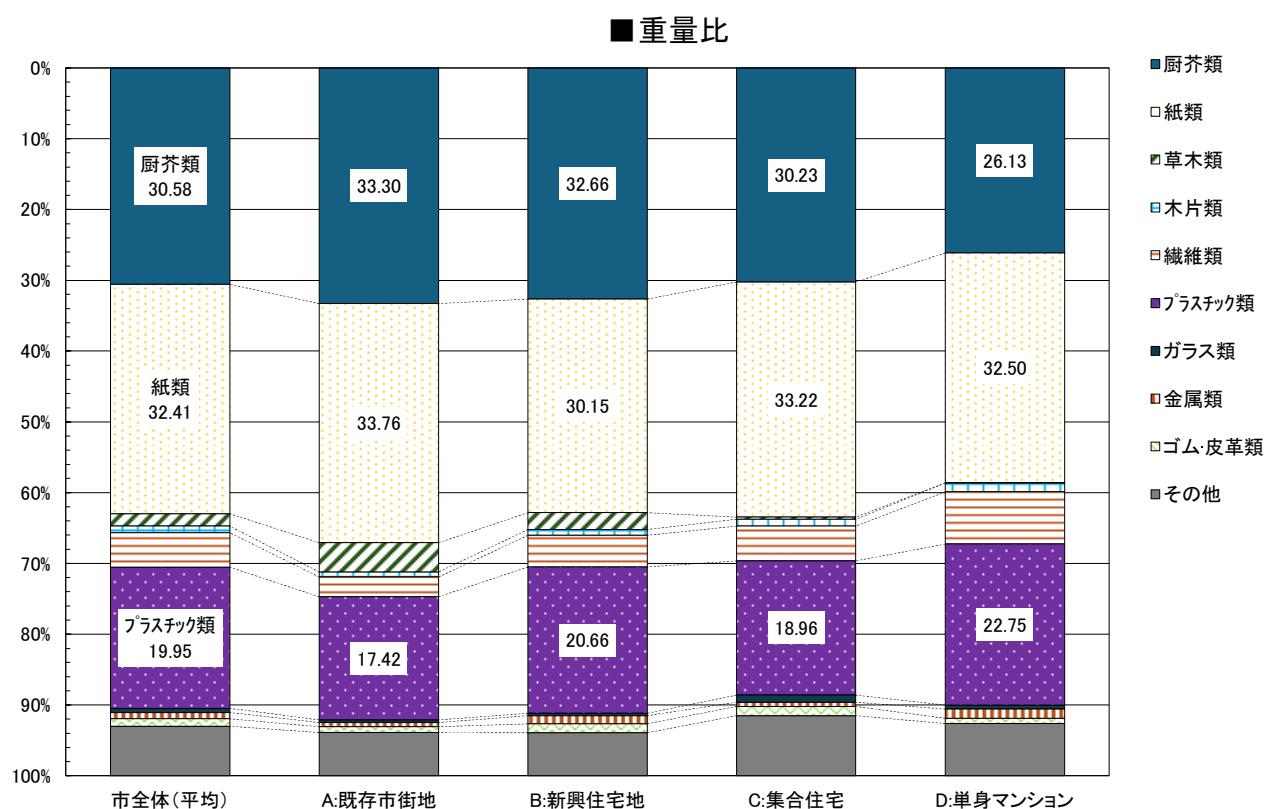
(2) 調査結果

ア 一般ごみの組成割合

調査地区全体で見ると、重量比では、厨芥類(流出水分を含む)が約31%、紙類が約32%、プラスチック類が約20%でした。

地区別に比較すると、厨芥類はA既存市街地で最も高い割合となっていました。紙類はA既存市街地とC集合住宅、D単身マンションで、プラスチック類はB新興住宅地とD単身マンションでそれぞれ高い割合を示していました。

図表2-26 地区別・成分別の一般ごみ組成（重量比）

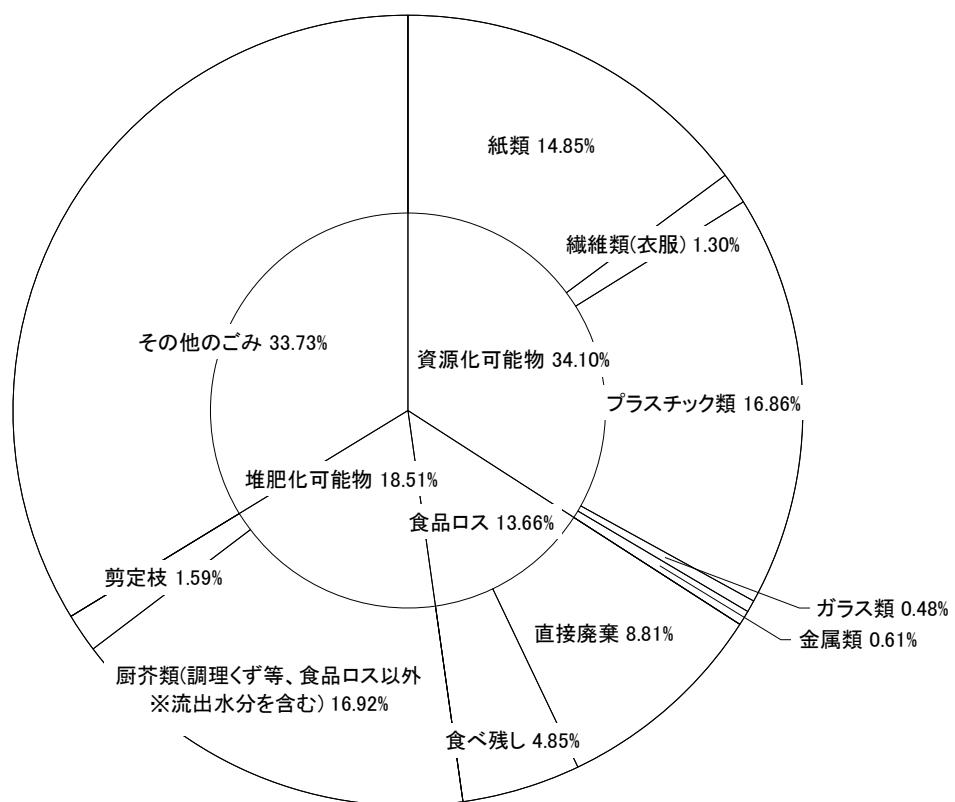


注) 流出水分は、分類調査の前後で減少した重量を水分の蒸発等による流出分としたものであり、主に水分の多い厨芥類に由来していると考えられるため、厨芥類のうち調理くずに含めています。

イ 資源化可能物の割合

調査地区全体で見ると、資源化可能なプラスチック類、食品ロス、堆肥化可能物の占める割合が高くなっています（図表2-27）。

図表2-27 一般ごみに含まれる資源化可能物の割合



ウ 食品ロスの割合

調査地区全体で見ると、食品ロスは13.66%を占めています。その内訳は、直接廃棄が8.81%、食べ残しが4.85%です。

組成調査で得られた食品ロス割合を用いて、令和5年度の家庭系一般ごみ排出量に当てはめると、家庭系食品ロスは12,414t/年、1人1日あたりの家庭系食品ロス量は55.9g/人・日と推計されます（図表2-28）。

図表2-28 家庭系食品ロスの推計量

家庭系 一般ごみ中の 食品ロス割合	令和5年度実績及び推計量（家庭系）		
	家庭系 一般ごみ排出量	家庭系 食品ロス推計量	1人1日あたりの 家庭系 食品ロス推計量
13.66%	90,876t/年	12,414t/年	55.9g/人・日

出典：家庭系一般ごみ排出量は清掃事業概要より

8 ごみ収集・処理の概要

(1) 収集の状況

本市の家庭系ごみの収集運搬の状況を図表2-29に示します。なお、事業系ごみについては、排出事業者処理責任に基づき、市による収集は行っておりません。一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼するか、本市処理施設へ自己搬入することとしています。

図表2-29 収集回数と排出場所

分別品目		収集回数	排出場所
一般ごみ		週2回	一般ごみステーション
有害ごみ			
乾電池		施設の開館時随時	市役所・支所・公民館等
粗大ごみ		随時	各戸収集
資源物	びん	月2回	資源物ステーション
	飲料かん		
	金属類		
	ペットボトル		
	繊維類		
	紙パック		
	新聞紙		
	雑誌・雑紙		
	段ボール	週1回（毎週水曜日）	一般ごみステーション
	紙製容器包装		
プラスチック製容器包装			

(2) 中間処理施設

本市の中間処理施設の概要を図表2-30から図表2-34に示します。

ア 焼却処理施設

図表2-30 焼却処理施設の概要

名 称	朝日環境センター	戸塚環境センター（現施設）	戸塚環境センター（新施設）
所 在 地	川口市朝日4丁目21番33号	川口市大字藤兵衛新田290番地	川口市大字藤兵衛新田290番地
敷 地 面 積	31,025.27 m ² (リサイクルプラザ棟含む)	51,865.8 m ²	51,865.8 m ²
延 床 面 積	24,800.52 m ²	11,885 m ²	約14,000 m ²
竣 工	平成14年11月	3号炉：平成6年3月 4号炉：平成2年1月	令和11年度（予定）
焼 却 能 力	420t/日 (140t/24h × 3炉)	300t/日 (150t/24h × 2炉)	285t/日 (142.5t/24h × 2炉)
処 理 方 式	流動床式ガス化溶融炉	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン
燃 燃 ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ	廃熱ボイラ
排 ガ ス 处 理 設 備	湿式（苛性ソーダ溶液による洗浄） 触媒脱硝	半乾式（消石灰スラリー噴霧）	有害ガス除去装置（乾式・湿式） 触媒反応塔
集 塵 装 置	バグフィルタ	バグフィルタ	バグフィルタ
排 水 处 理 設 備	凝集沈殿および生物処理	凝集沈殿および生物処理	凝集沈殿および生物処理
余 熱 利 用 設 備	発電：12,000 kW 場内：給湯 場外：リサイクルプラザ棟給湯	発電：2,200 kW × 2基 場内：給湯・暖房 場外：厚生会館給湯	発電：蒸気タービンによる発電 (約7,900kW) 場外：環境啓発棟への温水供給

注1) 朝日環境センターは、令和12年度から令和17年度まで、施設整備工事のため休止の予定です。

注2) 戸塚環境センターは新施設建設中であり、上記は新旧施設の概要を示しています。

イ 資源化施設

図表2-31 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
所 在 地	川口市朝日4丁目21番33号
敷 地 面 積	31,025.27 m ² (朝日環境センターに併設)
延 床 面 積	17,483.93 m ²
竣 工	平成14年11月
処 理 能 力	びん類処理ライン：35t/5h かん類処理ライン：31t/5h ペットボトル処理ライン：9t/5h プラスチック製容器包装等処理ライン：20t/5h
啓 発 施 設	リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール、実習室、図書・ビデオライブラリー、研修室
そ の 他 の 設 備	余熱利用施設（プール、浴室）、新エネルギー設備（太陽光発電装置、風力発電装置、太陽光採光装置、太陽熱集熱装置）

ウ 粗大ごみ処理施設

図表2-32 粗大ごみ処理施設の概要

名 称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設	
	現施設	新施設
所 在 地	川口市大字藤兵衛新田290番地	川口市大字藤兵衛新田290番地
敷 地 面 積	51,865.8 m ² (戸塚環境センターに併設)	51,865.8 m ² (戸塚環境センターに併設)
延 床 面 積	969 m ²	3,439.99 m ²
竣 工	昭和50年2月	令和8年度(予定)
処 理 能 力	75t / 5 h	26t / 5 h
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン、エプロンフィーダー、コンフレッシュフィーダー	貯留ヤード
選 別 設 備	ドラム回転式磁選機1基、アルミ選別機1基	高速回転破碎機、大型木質ごみ粗破碎機
搬 出 設 備	振動コンベヤ1基、可燃物コンベヤトラフ型3基、磁性物コンベヤトラフ型2基、アルミ搬出コンベヤ2基	磁力選別機、アルミ選別機
貯 留 設 備	自立トラック直積式(容量15m ³)1基	鉄類・アルミ・破碎後可燃物貯留ホッパ
トラックスケール	3基(秤量30t × 2基, 秤量50t × 1基)※焼却処理施設と共に用	3基(秤量30t × 2基, 秤量50t × 1基)※焼却処理施設と共に用

注) 戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は新施設建設中であり、新施設は概要を示しています。

図表2-33 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要

名 称	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場
所 在 地	川口市八幡木3丁目18番地の11
敷 地 面 積	2,681.42 m ²
建 築 面 積	計量棟: 165m ² 分別棟: 464m ²
竣 工	平成30年3月

エ ストックヤード

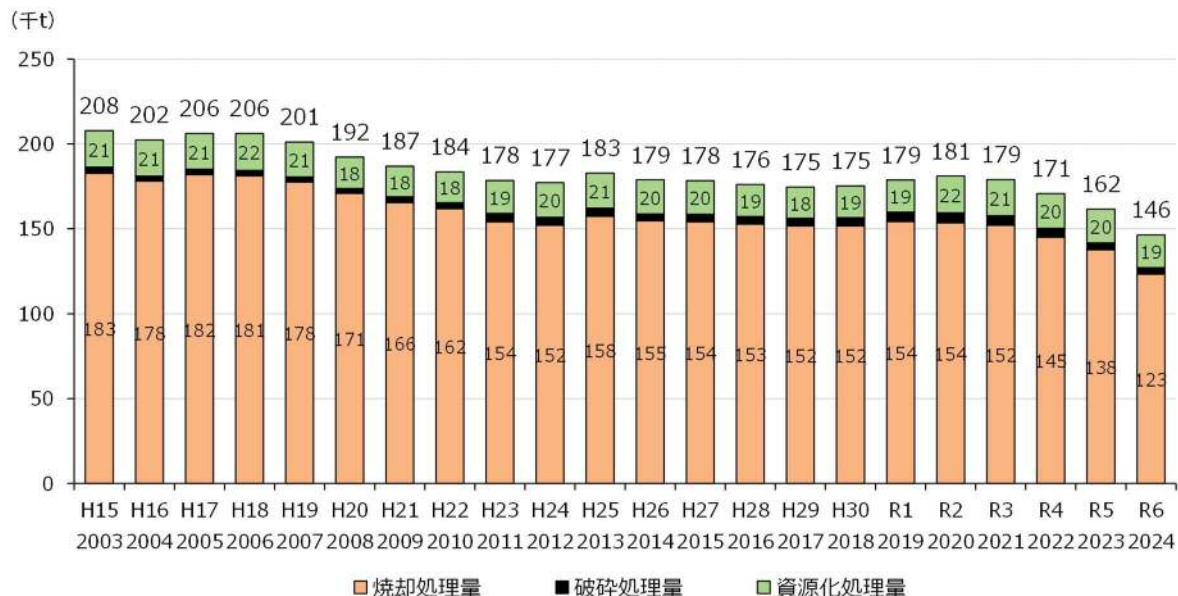
図表2-34 ストックヤードの概要

名 称	南ストックヤード	鳩ヶ谷ストックヤード
所 在 地	川口市朝日5丁目4番1号	川口市八幡木3丁目18番地の11
敷 地 面 積	7,118 m ²	-
建 築 面 積	A棟: 2,087.5 m ² B棟: 1,019.1 m ²	384.85 m ²
保 管 物	金属類、段ボール	段ボール、再生粗大ごみ

(3) 中間処理量

本市のごみ処理・処分量の推移を図表2-35エラー! 参照元が見つかりません。に示します。
平成15年度の208千tから令和6年度の146千tへ、21年間で約30%減少しています。
なお、朝日環境センターの焼却設備は、令和7年1月の火災事故により稼働を停止しており、
その影響もあって焼却処理量が減少しています。

図表2-35 ゴミ処理・処分量の推移



出典：清掃事業概要

9 最終処分の概要

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて溶融スラグ化⁴し、再資源化することにより、最終処分量を少なくしています。

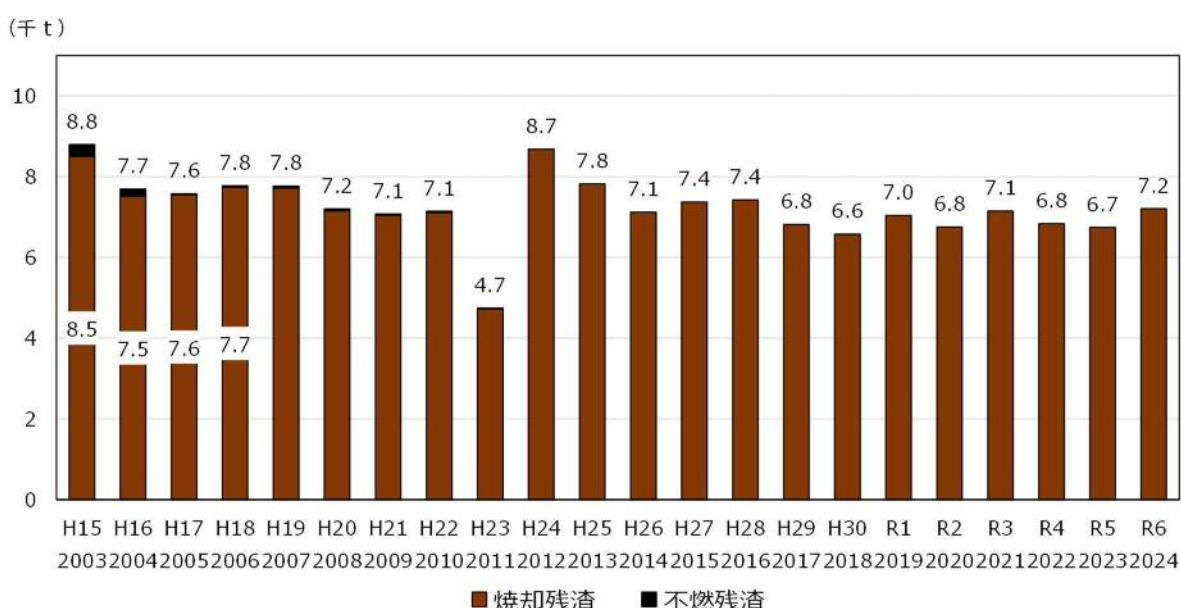
焼却飛灰及び溶融飛灰（以下、「焼却飛灰等」といいます。）の処分は、市外の最終処分場で行っています。

本市の最終処分量は、平成16年度に大幅に減少し、その後は平成19年度をピークに減少傾向を示しています（図表2-36）。

平成23年度には、4.7千tと大幅な減少となりましたが、これは、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、及び本市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で、受け入れが停止され、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどの特別な事情に起因するものです。

平成24年度には平成23年度の場内保管分を搬出したため大幅に増加しましたが、その後は増減を繰り返し、令和6年度は7.2千tとなっています。

図表2-36 最終処分量の推移



出典：清掃事業概要

⁴ 朝日環境センターでは、令和7年1月に火災事故により稼働を停止しており、溶融スラグ化の処理ができない状態です。令和7年度中の復旧を目指して、補修工事を進めています。

第3節 第7次計画の総括

1 第7次計画の概要

基本理念

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、
都市と自然が調和した、元気なまち 川口



基本方針

「持続可能な地域づくりを目指した循環型社会形成の推進」

基本方針1：三者協働による、3Rの一層の推進

基本方針2：適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、
未来につなぐ環境の確保

(重点プロジェクト)

重点1：食品ロスの削減

重点2：プラスチックごみの削減

2 第7次計画の成果

(1) ごみ減量の実現

市民・事業者を巻き込んだ活動の展開により、ごみが減量しました。令和5年度には、1人1日あたりのごみ排出量が比較都市（人口50万人以上の都市）28市の少ない方から第5位にランクされるなど大きな成果が見られました。

(2) 3Rのしくみの定着

レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み、3R推進活動等助成事業、エコリサイクル推進事業所制度などのしくみをはじめとして、環境部広報紙 PRESS530に代表される広報活動による市民への啓発活動が定着しました。

(3) 適正処理の進展

施設の適切な維持管理、焼却灰の再資源化による最終処分量の削減、環境負荷の少ない収集車両の導入などにより、ごみ処理の適正化が進展しました。

戸塚環境センターにおいては、令和4年度からは新焼却処理施設の建設工事を着工、令和6年度からは新粗大ごみ処理施設を着工し、計画的に施設整備を推進しています。

3 数値目標の進捗状況

第7次計画で設定した令和6年度における進捗状況を図表2-37に示します。

1人1日あたりごみ排出量は737g/人・日であり、すでに最終目標値を達成しています。

リサイクル率は21.2%と基準値を下回っており、比較都市28市のうち第9位（令和5年度実績）にランクされています。また、IT化の進展に合わせて電子書籍等が普及し、ペーパレス化が進んだことに伴い、紙の使用が減少していることや、容器包装物が軽量化されていることなどにより、資源物の発生量自体の減少が進んでいる状況から、リサイクル率については、目標の見直しが必要です。

最終処分量は基準値より多くなっていますが、これは令和7年1月の朝日環境センターにおける火災事故の影響が主な要因です。令和5年度の最終処分率は、比較都市28市のうち第6位にランクされています。また、国の目標値は平成12年度対比で令和7年度に70%減（第4次循環型社会形成推進基本計画）となっており、本市の平成12年度実績は27,604tであることから、令和6年度には約74%減であり、すでに国の目標値を達成しています。

家庭から排出される食品ロス量は、最新のごみ組成調査の結果から55g/人・日と推計され、中間目標値を達成しています。

図表2-37 第7次計画の数値目標の進捗状況

項目	基準値 平成30年度	実績値 令和6年度	進捗 状況	中間目標値 令和6年度	最終目標値 令和11年度
1人1日あたり ごみ排出量	826g/人・日	737g/人・日	◎	790g/人・日	760g/人・日
リサイクル率	22.5%	21.2%	×	26.6%	30.0%
最終処分量	6,575t/年	7,208t/年	×	6,203t/年	6,009t/年
家庭から排出される 食品ロス量	78g/人・日 令和元年度実績	55g/人・日	○	63g/人・日	48g/人・日

◎：最終目標値を達成、○：中間目標値を達成、△：中間目標値未達、×：基準値に対して悪化

4 ごみ減量・再生利用の状況

(1) 広報・啓発活動

ア 多様な媒体による広報活動

市ホームページ、「川口市家庭ごみの分け方・出し方」などのパンフレット、ポスター、パネルを活用し、ごみの発生抑制・再資源化のための広報や啓発活動を行っています。

イ 広報かわぐち・環境部広報紙 PRESS530

ごみの減量や資源化の方法について、定期的に広報かわぐちに記事を掲載するほか、年3回（3月、7月、11月）環境部広報紙 PRESS530を発行し、周知しています。

ウ 家庭ごみの収集日情報メール

申込者に対し、家庭ごみの収集日情報メールを携帯電話やパソコンのメールアドレスあてに配信するサービスを行っています。

エ 川口市ごみの分別ガイド

スマートフォンをはじめとするインターネットに接続できる端末から「ごみの分け方や出し方」についての情報を手軽に知ることができるウェブページを公開しています。

(2) 環境学習の充実

ア 環境学習・教育現場等への出張講座・施設見学の実施

学校、町会・自治会等に対し、環境問題をテーマとする出張講座を行っています。

また、各施設では、ごみ焼却施設や再資源化・啓発施設を見学しながら、一人ひとりがごみ減量について考えていただくことを目的とした施設見学を実施しています。

イ 環境にやさしいクッキング教室

環境にやさしいクッキングを家庭でも実践できるよう教室を開催しています。

ウ かわぐち環境フェスタ

次世代を担う子ども達や、子育て世代をはじめ、多くの方に環境に配慮した生活への関心や理解を深めていただくとともに、環境保全活動に対する裾野を広げていくことを目的として、毎年夏にリサイクルプラザでイベントを開催しています。

また、プラスチックごみに対する理解を深めるため、プラスチックスマートフェスタを同時開催しています。

エ リサイクルプラザ夏休み特別企画

市内小・中学校の夏休み時期に合わせ、リサイクル工作教室の開催や学習コーナー等を充実させています。夏休みの宿題等で環境問題をとりあげ、学習目的に来館する方の、ごみ・リサイクルに関する知識を深めることを目的として実施しています。

オ 3R推進月間事業

毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」（略称3R推進月間）と定め、環境省を含む3R関係8省庁や地方公共団体などにより、3R推進に対する理解と協力を求めるための取り組みが行われています。本市においても10月に様々なイベントを実施し、3Rの普及啓発を推進しています。

カ 各種リサイクル体験教室等

リサイクルへの関心とごみ減量の啓発を目的に、子どもから大人まで幅広い層を対象とした各種リサイクル体験教室等を開催しています。

(3) ふれあい収集

高齢者や障害のある方など、家庭ごみを自ら最寄りのステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を行っています。

(4) クリーン推進員

廃棄物処理法第5条の8の規定による「廃棄物減量等推進員制度」として、平成7年2月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表614名（令和7年4月1日現在）の市民に委嘱しています。

活動内容は、①分別の指導（協力要請）及び啓発、②集団資源回収・美化活動等の指導（要請）及び協力、③ステーション等の調査、④市への連絡及び報告、⑤その他ごみ減量化及び再資源化に関することとなっています。

(5) 3R推進活動等助成事業

町会・自治会が行う3R推進活動等を助成することにより市民の廃棄物問題に対する意識の向上と、循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的に、平成19年4月から実施しています。

3R推進に関する研修会等の啓発活動、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策、ステーション周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、その他、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択、合計7項目以上の3R推進活動等を各町会・自治会が自主的に実施する制度です。

(6) 生ごみ処理容器の購入支援

家庭から排出される生ごみの自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動に対し、支援金を交付しています。

なお、本支援は川口市地球温暖化対策活動支援金制度に基づいて実施しています。

(7) 集団資源回収団体助成事業

ごみ減量や資源の有効活用を推進するとともに、資源を大切にする心を育て、地域コミュニティを醸成することを目的とした集団資源回収を広めていくため、助成金の交付を行っています。

(8) 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

循環型社会の構築とごみ減量に向けた取り組みの一環として、プリンターメーカーが共同で実施する使用済みインクカートリッジのリサイクル活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、回収箱を設置しています。

【回収箱設置場所】

市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館、戸塚環境センター、リサイクルプラザ

(9) 使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知りながらとともに、更なるごみ減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を実施しています。

【回収ボックス設置場所】

市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、東川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館、リサイクルプラザ

(10) レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

レジ袋の使用量を大幅に削減するための取り組みを推進することにより、廃棄物の発生と温室効果ガスの排出の抑制に対する市民及び事業者の意識の向上を図り、地球温暖化の防止と循環型社会の形成に資することを目的として、平成22年6月に「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、レジ袋辞退率向上を目指し取り組みを行ってきましたが、レジ袋辞退が浸透したことから、令和3年12月には条例は廃止されました。

(11) エコリサイクル推進事業所

廃棄物の減量やリサイクル、地球温暖化対策など、環境保全への取り組みを積極的に行って いる事業所を、「川口市エコリサイクル推進事業所」として認定しています。

令和7年4月1日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は95事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ（店舗）27事業所、エコモーション（事務所等）68事業所（公民館等を除く。）となっています。

(12) リサイクルショップ・工房

リサイクルプラザ内にあるリサイクルショップでは、不用になったものを無償でお譲りいただき、必要とされる方に無料にて差し上げています。

また、リサイクル工房で粗大ごみから再生した家具類を競争入札方式で販売しています。

(13) おもちゃの病院

リサイクルプラザでは毎月第2日曜日に、こわれてしまったおもちゃを専門のボランティアスタッフが修理する「おもちゃの病院」を開催しています。

(14) エコライフDAY

6月の第2日曜日に、地球温暖化防止のことを考えた生活をし、その結果を記入したチェックシートを提出していただき、参加者数と二酸化炭素削減量をとりまとめ公表しています。

市内の市民団体の発案でスタートし、全国へ広まりつつあるこの事業は、市民・事業者・行政の協働により実施されています。

(15) 散乱防止対策

飲料容器等の散乱ごみの投棄防止を推進するとともに、「アダプト・プログラム⁵」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適なまちづくりに努めています。

また、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境の確保を目的に、市内全域に路上喫煙防止努力義務を課すとともに、路上喫煙が第三者に与える影響が多いと判断される地区を路上喫煙禁止地区に指定し、喫煙そのものを禁止しています。

(16) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄が特に著しいステーションにおいては、委託業者による警備員の不法投棄の監視や、定められた曜日以外における収集を実施しています。

また、タクシー協議会や埼玉県新聞販売組合との間で協定書を締結し、不法投棄の監視体制強化に努めています。

⁵ アダプト・プログラムは、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト(Adopt)とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ(清掃美化を行い)、行政がこれを支援する制度。一部地域ではアドプト・プログラムと表記している。

5 施策の実施状況

前計画で定めたごみ減量とリサイクルの推進のための施策の実施状況は以下のとおりです。

図表2-38 減量・リサイクルの取り組みの実施状況

減量・リサイクルの取り組み	実施状況	評価
1 三者協働による、3Rの一層の推進		
(1) 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化		
基本施策1：意識啓発・情報提供の推進		
3R等に関する意識啓発・情報提供の充実	市ホームページや環境部広報紙PRESS530、パネル展示等を通じて3Rに関する情報の提供を行いました。また、日本語を含めた9言語の「家庭ごみの分け方・出し方」を発行し、ルールの周知を図りました。	○
多様な手段による意識啓発・情報提供を通じた自主的なごみ減量行動への誘導	コロナ禍において、予定していたイベント等を開催できない時期もありましたが、季節限定のイベント等の実施、オンラインによる動画配信を開始する等、新たな形で意識啓発・情報提供を行いました。	
エコリサイクル推進事業所制度の積極的な活用	市ホームページや環境部広報紙PRESS530にて事業所の周知は行えたものの、コロナ禍において、事業活動が大幅に変容し、事業系ごみが激減したことから、事業所の減量手法の提供には至りませんでした。	
グリーンコンシューマーの育成	市ホームページや出張講座などにより啓発に取り組んだほか、小学4年生の社会学習資料「名探偵ごみまる」を作成し、市内全小学校に配布しグリーンコンシューマーの育成を行いました。	
グリーン購入の推進	府内では「川口市グリーン購入方針」に定めた目標を全分野で達成することができました。また、この結果を市ホームページで公表することで、環境配慮製品に対する意識を高めることができました。	
基本施策2：ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進		
ごみに関する環境教育・環境学習の推進	コロナ禍において、これまで継続してきた形での施設見学を実施できない状況が続きましたが、新たにオンラインによる施設見学を実施しました。また、小学4年生の社会学習資料の配布等を通じて環境教育・環境学習を推進しました。	
地域における環境学習の推進	コロナ禍において、これまで継続してきた形での施設見学を実施できない状況が続きましたが、少人数による施設見学の実施や町会・自治会への出張講座の他、川口市地球温暖化防止活動推進センターの活用等により、環境学習を推進しました。	
3Rに取り組む市民団体・NPO等との連携の強化	川口市地球温暖化防止活動推進センターとの共催事業の実施により、市民団体等との事業実施により連携に努めました。	
事業所のごみ減量に関する情報の積極的な提供	事業者と連携する機会を十分に確保することができませんでした。	
(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の推進		
基本施策3：ごみの少ないライフスタイルの確立		
食品ロスの削減と水切りの推進	フードドライブや環境にやさしいクッキング教室の実施、生ごみ処理容器の購入補助を実施することで、市民自ら取り組めるよう各種事業を実施しました。また、市内コンビニエンスストア事業者と連携し、「てまえどり」を実施しました。	○
プラスチックによる環境負荷の削減と散乱防止	かわぐち環境フェスタ／プラスチックスマートフェスタ等を通じて啓発を行ったほか、ウォータースタンドを設置しペットボトルの削減に努めました。また、プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化について、環境部環境対策検討委員会廃棄物政策部会にて検討を行いました。	
フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進	リサイクルショップやリサイクル家具オークション、ごみまるKidsフリーマーケットの実施等を通じて、リユースを推進することができました。	

減量・リサイクルの取り組み		実施状況	評価																														
基本施策4：ごみの少ないビジネススタイルの確立		○																															
事業所に対する排出指導の強化		関係部署と連携し、ダンパー・チェックや駅前一斉監視での事業所訪問を通じて廃棄物の適正処理について啓発・指導を行ったほか、減量計画書を提出する多量排出事業所への立入検査を行いました。																															
事業所から排出される食品ロスの削減		彩の国エコぐるめ協力店への登録により、店舗や飲食店から排出される食品ロスの削減を促進しました。																															
事業所からの廃プラスチックの削減		バイオプラスチックの利用促進について、全国都市清掃会議を通じ国へ要望を行いました。																															
基本施策5：家庭系ごみの有料化及びごみ処理手数料の適正化の推進		○																															
家庭ごみ有料化の検討		有料化を実施している自治体の視察等を行い、調査研究を行いました。																															
事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討		環境省環境対策検討委員会廃棄物政策部会にて検討を行い、手数料改正の条例案をまとめました。																															
処理困難物の手数料の設定		令和6年9月議会で川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正を行い、手数料の見直しを行いました。																															
(3) リサイクル（再生利用）の推進																																	
基本施策6：家庭におけるごみの再生利用の推進		○																															
集団資源回収の支援と継続		紙媒体の減少等に伴い年々回収量は減少していますが、市民のごみ問題に対する意識の向上と地域のコミュニティ意識の醸成に寄与することができました。																															
【集団資源回収団体助成事業の状況】																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録団体数</th> <th>実施回数</th> <th>回収重量(kg)</th> <th>助成金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>430</td> <td>10,573</td> <td>11,103,285</td> <td>111,032,850</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>425</td> <td>10,276</td> <td>10,778,813</td> <td>107,788,130</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>422</td> <td>10,528</td> <td>10,379,319</td> <td>103,793,190</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>416</td> <td>10,392</td> <td>9,558,367</td> <td>95,583,670</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>418</td> <td>10,557</td> <td>9,158,217</td> <td>91,582,170</td> </tr> </tbody> </table>		年度	登録団体数	実施回数	回収重量(kg)	助成金(円)	令和2年度	430	10,573	11,103,285	111,032,850	令和3年度	425	10,276	10,778,813	107,788,130	令和4年度	422	10,528	10,379,319	103,793,190	令和5年度	416	10,392	9,558,367	95,583,670	令和6年度	418	10,557	9,158,217	91,582,170
年度	登録団体数	実施回数	回収重量(kg)	助成金(円)																													
令和2年度	430	10,573	11,103,285	111,032,850																													
令和3年度	425	10,276	10,778,813	107,788,130																													
令和4年度	422	10,528	10,379,319	103,793,190																													
令和5年度	416	10,392	9,558,367	95,583,670																													
令和6年度	418	10,557	9,158,217	91,582,170																													
資源物の分別の一層の推進		第8次川口市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた市民アンケートや組成調査等を実施しました。これらの結果等を踏まえ、現制度について調査研究を行い、よりよい排出方法や分別について検討します。																															
民間の資源回収システムとの連携強化		市内家電リサイクル法対象品の引き取り場所の新設等、多様化している資源物の回収ルートについて的確に把握し、状況に応じた対応を行いました。																															
基本施策7：事業所におけるごみの再生利用の推進		○																															
事業系ごみの再生利用の強化		規則改正により事業系ごみの併せ産廃として資源物を受入れ、再生利用の強化を図りました。																															
木質系廃棄物のリサイクルの推進		事業者と連携し、木質系廃棄物のリサイクル事業を開始しました。																															

減量・リサイクルの取り組み		実施状況	評価
基本施策8：行政によるごみの再生利用の推進		◎	
焼却主灰・焼却飛灰及び溶融スラグの有効利用の推進		令和4年度より、朝日環境センターから発生した飛灰を路盤材や整地材等に使用する石へ資源化する処理委託を開始しました。	
施設内での資源回収の実施		一般ごみの焼却時に発生した未酸化状態のアルミ・鉄、スラグを再生利用するため、業者への売却を進めました。	
小型家電リサイクル等の推進		市ホームページや環境部広報紙PRESS530などにより啓発に取り組んだほか、使用済みの携帯電話やインクカートリッジの拠点回収を継続して行いました。	

2 適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保

(1) 収集運搬体制の整備・充実

基本施策9：収集に伴う環境負荷の削減		◎
収集車両による環境負荷の低減	天然ガス車の導入や、ハイブリッド車、クリーンディーゼル車の使用を通じて、環境負荷の低減を行いました。	
家庭ごみ収集運搬システムの検討	ステーション登録管理、不法投棄関連情報管理、粗大ごみ収集受付管理について、新しいシステムを導入し業務の効率化を図ったほか、戸別収集方式について、先進都市の視察を実施しました。	
収集運搬における民間事業者の活用の推進	委託化基本方針に沿って一部事業の委託化を実施しました。	
基本施策10：自己搬入に関する周辺環境の改善に関する検討		◎
自己搬入のあり方の検討	令和5年2月より家庭系自己搬入の予約制を導入したことにより、車両混雑が緩和されました。また、コールセンターでの事前予約の際に個人情報やごみについての聞き取りを行うことで、不適正なごみの持ち込みを予防することができました。	
基本施策11：高齢者及び障害者向け収集体制の継続・強化		◎
ふれあい収集の継続実施	市ホームページや環境部広報紙PRESS530のほか、高齢者や障害者の窓口で案内チラシを配布し周知するとともに、収集体制の拡大を行いました。また、産前産後等でごみの排出が困難な世帯の収集も併せて行いました。	

(2) ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化

基本施策12：町会・自治会等と連携したステーション管理・監視体制の構築		◎
ステーションの適正な維持管理の推進	ステーションの管理を行う町会・自治会に対し、3R推進活動等助成金を交付しました。併せて、特に不法投棄が酷い場所には、警告看板の設置、定点観測カメラを設置しました。	
【3R推進活動等助成状況】		
	年度	交付団体数
	令和2年度	231
	令和3年度	230
	令和4年度	231
	令和5年度	230
	令和6年度	230
		助成金額（円）
		67,370,000
		67,349,000
		66,776,000
		65,955,000
		65,711,000
基本施策13：適正排出に関する住民等への情報提供・意識啓発の強化		◎
ステーションの適正利用に関する情報提供・意識啓発の強化	市ホームページ及びクリーン推進員事業において、ステーションの適正利用に関する情報提供・意識啓発の強化に努めました。	

減量・リサイクルの取り組み	実施状況	評価
(3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実		
基本施策14：安全安定な適正処理の継続	法令を遵守し、周辺環境に配慮したごみ処理を行いました。また、測定分析の数値を定期的に周辺住民に報告しました。	◎
適正な費用負担等についての要請	容器包装プラスチックの再商品化に係る市町村負担費用の縮減について、団体等を通じて要望等を行いました。	
計画的な施設整備の推進	新戸塚環境センターの建設工事や朝日環境センター施設整備基本構想の策定を進めました。また、処理の過程で発生したエネルギーは、発電に用いるなど有効に活用しました。	
基本施策15：ごみ処理施設の運営の効率化	余剰電力の売却収入をプラントの運転・維持管理に係る費用に充当し、効率的な焼却施設の運営に努めました。	◎
(4) 最終処分場の確保		
基本施策16：最終処分場の確保	再資源化処理を行い、最終処分量の削減に努めました。	◎
3 その他の施策等		
(1) まち美化・不法投棄対策の推進		
基本施策17：まちの美化活動の推進	アメリカ等で取り入れられている「アダプト・プログラム」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適な都市環境の確保に努めました。	◎
基本施策18：不法投棄・散乱防止対策の推進	ごみ不法投棄監視Wiークや全市一斉クリーンタウン作戦を実施し、市民意識の高揚を図りました。また、不法投棄防止のためにパトロールやチラシを配布したほか、不法投棄の多いステーションの巡回監視や違反物回収を行いました。	◎
基本施策19：路上喫煙防止対策の強化	市内全駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、各駅に1箇所以上の指定喫煙所を設置するとともに、既存喫煙所の改修を実施しました。併せて、指導員による巡回パトロールを実施しました。	◎
(2) 災害時対応の強化		
基本施策20：災害発生時の処理・処分	災害廃棄物の出し方について、パンフレットの全戸配布及び市ホームページで周知を行いました。また、環境部災害時初動マニュアルを作成しました。	◎
基本施策21：災害対応能力の強化	職員への啓発や教育等を適宜実施したほか、国や県の実施する研修等に参加し、災害時における対応能力の強化を図りました。	○
(3) 近隣自治体・県との連携の強化		
基本施策22：近隣自治体・県との連携の強化	食品ロス対策など県の取り組みについて、連携を行いました。また、緊急時におけるごみ処理について、埼玉県及び近隣自治体等との連携の強化が図られました。	◎

※評価の基準 ◎：概ね実施できた ○：一部実施できた △：あまり実施できなかった

6 課題の整理

本市におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を以下に示します。

課題1 廃棄物の排出抑制

- 本市の令和5年度の1人1日あたりのごみ排出量の実績値749g/人・日は、全国平均値851g/人・日を大きく下回っています。さらに、比較都市の1人1日あたりのごみ排出量の平均値849g/人・日をも下回っています。
- 1人1日あたりのごみ排出量について、令和6年度で既に最終目標年度の目標を達成していますが、現状にとどまることなく、ごみ減量・再生利用に係る取り組みを今後とも継続し、市民・事業者の協力を促すことが必要です。

課題2 分別の徹底

- ごみ排出量のうち79.4%を一般ごみが占めています。一般ごみのうち、湿重量比で、紙類が36.5%、プラスチック類が21.8%、繊維類が9.7%を占めており、この中には資源化可能なものが含まれていると考えられます。そのため、今後も市民等への啓発を粘り強く継続し、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進する必要があります。
- また、外国人の人口比率が高く、今後さらに上昇することが見込まれているほか、転出入の割合も大きい状況にあります。そのため、様々な機会を捉えた、多様な媒体による周知と、多言語による分別ルールの周知を効果的に進める必要があります。

課題3 収集運搬のあり方の検討

- 高齢化や平均世帯人員の減少、またコロナ禍を経て、個人のライフスタイルは大きく変容し、町会・自治会の加入率が低下する中、集団資源回収の実施が困難になりつつあります。
- 従来からの町会・自治会や集合住宅の管理組合等を軸とした手法を踏まえつつ、時代に合った収集運搬のあり方を検討する必要があります。
- 人口減少に対し世帯数は増加傾向にあることから、ステーションの増加の見込みと、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少となる見込みから、廃棄物の収集業務の担い手不足の懸念があります。
- 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、クリーン推進員との連携等を通じて、ごみ減量に関する普及啓発を実施する必要があります。

課題4 事業系ごみの対策

- 事業系ごみは、過去20年間で約34%減量しましたが、近年は、横ばいに近くなっています。
- 全国の食品ロス発生量のうち、事業系が約50%（令和5年度）を占めています。
- 事業所は廃棄物処理法に基づき、自ら廃棄物を適切に処理するか、許可を有する廃棄物処理業者に依頼する必要があり、家庭ごみステーションに排出することはできませんが、遵守していない事業所も散見されます。
- そのため、事業所に対する啓発・指導を強化していくとともに、更なるごみの発生抑制・再資源化を促進する観点から、排出者に適正な負担を求めるための手数料のあり方等について検討を行う必要があります。

課題5 食品ロスやプラスチックごみの対策

- 多量の食品ロスやプラスチックごみによる海洋や海洋生物等への影響などが、現在、国内外で、大きな課題となっています。
- 本市は、これまで、食品ロスの削減に向けた啓発等を行ってきましたが、食品ロス削減推進法により、食品ロス削減計画の策定が求められています。
- また、プラスチックごみに関しても、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先導的に取り組んできましたが、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施に向けて体制を整備することが求められています。

課題6 安全で安定したごみ処理施設の運営

- ごみ処理施設は市民の日常生活に不可欠な施設として重要な役割を担っています。こうした施設に大きな損傷が発生すると、復旧に膨大な時間と費用がかかるうえに、近隣自治体にごみ処理の協力を要請するなど、その影響は深刻なものとなります。そのため、リチウムイオン電池等使用製品を含めた危険物や処理困難物が不適正に排出されることがないよう、市民等への周知を徹底する必要があります。
- また、昨今の災害対策も踏まえた施設の整備も求められています。
- ごみ処理施設を安全かつ安定して運営していくため、日常の適正な運転管理や定期点検整備を行うとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。また、耐用年数を迎えた施設に代わる新たな施設の整備を計画的に進める必要があります。

第4節 将来予測

1 人口の将来予測

本市の将来人口の推計値は以下のとおりです。

図表2-39 人口の将来予測

(単位：人)

区分	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035
日本人	563,942	568,341	559,286	548,010	536,114
外国人	25,263	38,764	48,161	57,352	69,226
合計	589,205	607,105	607,447	605,362	605,340

出典：第6次川口市総合計画（案）

区分	R6 2024 実績	R7 2025 実績	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
将来人口推計		607,447					605,362					605,340
本計画の推計人口	606,315	607,447	607,030	606,613	606,196	605,779	605,362	605,358	605,353	605,349	605,345	605,340

注1) 各年次とも1月1日の値。

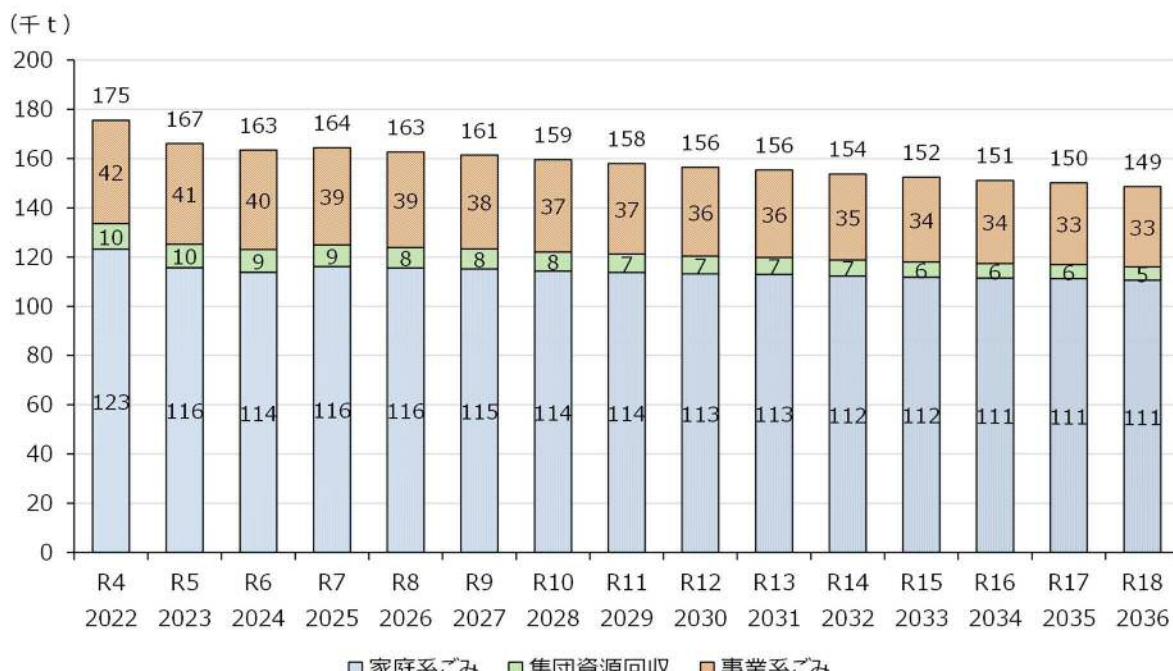
注2) R12・R17は将来人口推計における推計値、中間年次は直線状の値としました。

2 ごみ排出量の将来予測

本市は、人口が増加を続ける中、市民・事業者による減量・資源化努力により、ごみ排出量の削減を進めてきました。

今後も人口は横ばいで推移する見込みですが、1人1日あたりのごみ排出量については減少傾向を保つことにより、将来の排出ごみ量は減少し続けると予測しています。

図表2-40 現在の減量施策を継続した場合のごみ排出量の将来予測



第5節 ごみ処理基本計画

1 基本理念

第6次川口市総合計画（案）では、施策の1つとして「清潔で美しいまちづくり」を掲げています。また、第3次川口市環境基本計画では、目指すべき将来の環境像として「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を掲げています。これらを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

みんなでごみを減らし、資源が循環する清潔で美しいまち 川口

2 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1：廃棄物の減量と資源循環の促進

基本方針2：まちの衛生保全と美化の推進

基本方針3：効率的で安定した処理体制の整備

基本方針4：資源循環型社会に向けた体制の構築

3 数値目標

本計画における数値目標は以下のとおりです。

(1) 基本目標

ア 1人1日あたりごみ排出量

ごみ排出量は、比較都市28市の少ない方から第5位（令和5年度）に位置しており、すでに良好な水準になっています。1人1日あたりの排出量を672g/人・日に設定し、比較都市の更なる上位を目指します。

イ 家庭系ごみ排出量（資源物を除く）

家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、比較都市28市の少ない方から第10位（令和5年度）に位置しており、もう一段階の改善が求められます。

(2) 参考指標

ア リサイクル率

リサイクル率は、比較都市28市の高い方から第9位（令和5年度）に位置していますが、前計画の中間目標値を達成できませんでした。集団資源回収量の低迷や朝日環境センターの建設工事に伴う焼却灰の資源化の扱い等、リサイクル率を向上させることが困難な状況ですが、基準値からの上積みを目指します。

イ 最終処分量

朝日環境センターが令和12年度から令和17年度まで建設工事で休止となり、溶融スラグ化による最終処分量の削減が困難ですが、実現可能な資源化に努める指標を設定することとします。

図表2- 41 本計画の数値目標

項目	基準値 令和5年度	中間目標値 令和12年度	最終目標値 令和17年度	国・県の 目標
■基本目標				
1人1日あたり ごみ排出量	748g/人・日	707g/人・日 (5.4%減)	672g/人・日 (10.2%減)	—
家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	431g/人・日	410g/人・日 (4.9%減)	386g/人・日 (11.1%減)	国：478 (R12) 県：440 (R7)
■参考指標				
リサイクル率1	22.3%	21.2%	22.9%	
リサイクル率2 (セメント資源除く)	22.0%	20.5%	22.1%	
最終処分量	6,742t/年	16,712 t/年	16,070t/年	

注1) 括弧内は基準値対比を示しています。

注2) 令和6年度は朝日環境センターの事故の影響があるため、基準年度は令和5年度としています。

4 施策体系

本計画の目標を達成するための施策体系は以下のとおりです。

基本方針1 廃棄物の減量と資源循環の促進

施策の柱1 3R推進に向けた市民の取り組みの更なる促進

基本施策1 3Rの更なる促進

基本施策2 3Rの実践につながる環境教育・環境学習の推進

基本施策3 3Rが浸透したライフスタイルを支援する取り組みの推進

施策の柱2 事業所によるごみ減量・リサイクルの促進

基本施策4 事業系ごみ減量・リサイクルに関する啓発

基本施策5 事業所へのごみの適正排出の啓発及び指導

基本施策6 ごみ減量・リサイクルに取り組む事業所の支援

施策の柱3 サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討

基本施策7 サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討

基本方針2 まちの衛生保全と美化の推進

施策の柱4 清潔で美しいまちの実現

基本施策8 適正排出に関する市民等への情報提供

基本施策9 ごみ・資源ステーションの維持管理、不法投棄対策の実施

基本施策10 まちの美化活動の促進

基本方針3 効率的で安定した処理体制の整備

施策の柱5 効率的で安定したごみ処理体制の整備

基本施策11 効率的でみんなにやさしい収集運搬体制の構築

基本施策12 安定したごみ処理体制の整備

基本施策13 ごみの再生利用の推進

基本施策14 ごみ処理施設の運営の効率化

基本方針4 資源循環型社会に向けた体制の構築

施策の柱6 資源循環型社会に向けた体制の構築

基本施策15 資源化・適正処理推進のための新たな分別収集

基本施策16 ごみ処理に関わる調査研究

基本施策17 近隣自治体・埼玉県等との連携、国等への要望

第6節 ごみ処理基本計画の施策

基本方針1 廃棄物の減量と資源循環の促進

施策の柱1 3R推進に向けた市民の取り組みの更なる促進

基本的な考え方

循環型社会の構築に向け、市民の一層の理解と協力を得るための積極的な情報提供や啓発を行い、3Rに興味や関心をもつ市民を増やします。

また、市民を対象にごみ減量・資源循環型のライフスタイルを実践するためのハウツーを学ぶ講座を開催するなど、市民の継続的な取り組みを支援する施策を実施します。

[基本施策1] 3Rの更なる促進

●3Rに関する情報提供・啓発の充実

- ・ホームページや環境部広報紙PRESS530などにより、本市の食品ロスや紙ごみ、プラスチックごみの排出実態について情報提供し、市民が日常的に実践できるごみ減量やリユースの取り組み、一般ごみや資源物、特にリチウムイオン電池等使用製品に関するわかりやすい分別排出ルール、リサイクルに関する情報提供・啓発を行います。
- ・一般ごみの中で大きな割合を占める生ごみを減量するため、水分を減らしてから生ごみを排出する「生ごみのひとしほり運動」の啓発を推進します。
- ・プラスチック製容器包装の分別についての啓発を積極的に行い分別協力率の向上を図ります。

[基本施策2] 3Rの実践につながる環境教育・環境学習の推進

●3Rを学ぶ環境教育の推進

- ・子どもたちが廃棄物に関心を向け、3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観を育む学校教育と連携し、継続的に環境教育を推進します。

●3Rが浸透したライフスタイルを提案するイベントや講座の開催

- ・各種イベントにおいて3Rが浸透したライフスタイルを積極的に紹介するとともに、リサイクルプラザのライブラリーや展示コーナーの充実を図り、市民が自らごみ問題を含む環境問題、3R実践の重要性について学ぶ環境を整備します。

●3Rが浸透したライフスタイル実践のためのハウツー講座の開催

- ・食材を無駄にしない調理、保存のアイディア、リペア・リメイクの技術等について多様な講座・学習会を開催するなど、「3Rが浸透したライフスタイル」を実践するための生活技術を学ぶ機会を提供します。

●3Rに取り組む地域団体、市民団体・NPO等との連携

- ・地域で3Rについて学ぶ出張講座や地域による環境センターへの見学等を積極的に呼びかけ、市民の3Rへの興味・関心の向上を図ります。
- ・3Rに取り組む市民団体・NPO等と連携し、市民の「3Rが浸透したライフスタイル」の実践につながる取り組みを実施します。

[基本施策3] 3Rが浸透したライフスタイルを支援する取り組みの推進

●リサイクルショップの実施などによるリユースの推進

- ・リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業を継続して実施するなど、リユースの推進を図ります。

●生ごみ処理容器の導入支援

- ・市民が自らできるごみ減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の購入補助事業を継続して実施します。

●イベントでの資源化・リサイクルの取り組み支援

- ・市内で開催されるイベント主催者にごみ分別用ごみ箱及びのぼりを無料で貸し出し、イベントで排出されるごみの分別を促進します。

●地域での集団資源回収の取り組み支援

- ・ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団資源回収運動を、より一層推進します。

●拠点回収等の実施

- ・レアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を知っていただくとともに、更なるごみ減量を目的に、使用済み携帯電話の回収を継続的に実施します。
- ・プリンターメーカーが共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に係る、使用済みインクカートリッジの拠点回収を継続します。
- ・小型家電は「金属類」や「粗大ごみ」として収集するとともに、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者が実施する宅配便回収を市民に周知し、市民による小型家電の分別排出を促進します。

施策の柱2 事業所によるごみ減量・リサイクルの促進

基本的な考え方

事業系ごみの減量・リサイクルに関する啓発を行いつつ、大規模事業所に対しては減量・分別指導を実施します。またごみ減量・リサイクルに取り組む事業所を支援するため、各種事業所登録制度を活用し、これらの事業所の取り組みを広く市民に啓発します。

[基本施策4] 事業系ごみ減量・リサイクルに関する啓発

●事業所向けリーフレットの配布

- ・関係各課所と連携を図り、市内事業所に対し、廃棄物の適正処理に関する啓発、指導及び廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等の啓発を目的としたリーフレットの配布を行ないます。また、適正に処理を行っていない事業所に対し、訪問指導を行います。

●事業所での食品ロスやプラスチックごみの削減

- ・消費期限や賞味期限切れで廃棄される食品の削減や有効利用等について啓発を行い、食品ロス削減の取り組みを推進します。
- ・事業所でのプラスチック類の使用削減や、小売店や飲食店・サービス業等で消費者に提供される使い捨てプラスチックの削減、散乱防止の啓発活動等に取り組みます。

[基本施策5] 事業所へのごみの適正排出の啓発及び指導

●適正排出の調査及び対策

- ・事業所に対し、排出者責任に基づく適正排出に関する情報の提供と、保健所等と連携した適正排出に関する啓発及び指導を行います。
- ・産業廃棄物所管課等と、許可業者を通じて搬入されるごみの展開検査（ダンパーチェック）を実施し、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れを拒否します。

[基本施策6] ごみ減量・リサイクルに取り組む事業所の支援

●事業所のごみ減量に関する情報の積極的な提供

- ・先進的な事業所のごみ減量の取り組みや、従業員への環境教育の取り組み等に関する情報など、事業所のごみ減量の推進に役立つ情報を提供していきます。

●食品ロスの削減に取り組む店舗登録制度の活用

- ・飲食店の食品ロスを削減するため、県と連携した彩の国工コぐるめ協力店などへの登録などにより、店舗や飲食店から排出される食品ロスの削減を促進します。

●木質系廃棄物のリサイクルの推進

- ・事業系ごみとして排出される木質系廃棄物の資源化について、関連する事業者と連携して積極的に推進します。

●市のグリーン購入の推進

- ・「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針（川口市グリーン購入方針）」により、全庁的にグリーン購入の取り組みを実施します。また、その実績を公表することにより市民及び事業者へも取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進します。

施策の柱3 サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討

− 基本的な考え方 −

経済と資源循環を両立させたサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れた取り組みを検討し、資源循環型のまちづくりを目指します。

[基本施策7] サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討

- ・事業者と連携した不用品のリユースやリサイクル素材を活用した製品の購入など、グリーンコンシューマーの育成を推進することを通じて、市民にとって分かりやすく利便性の高いサーキュラーエコノミーに向けた取り組みについて検討します。

基本方針2 まちの衛生保全と美化の推進

施策の柱4 清潔で美しいまちの実現

基本的な考え方

町会・自治会やクリーン推進員と連携し、ステーションの適正な維持管理を図ります。また、市民の誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市内で美化活動の推進、不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。

[基本施策8] 適正排出に関する市民等への情報提供

●ステーションの適正利用等に関する情報提供・意識啓発の強化

- ・町会・自治会や地域団体等と連携し、クリーン推進員とともに、ごみの適正な排出に関する情報提供等の充実を図ります。
- ・家電等を不法に回収する事業者がいることから、こうした事業者による不適正回収に関する情報提供を推進し、適切な資源化がなされるよう取り組みます。

●転入者等への分別・適正排出ルールの周知徹底

- ・本市の分別や適正排出ルールになじみがない新たな市民に対し、本市の分別・適正排出ルールについて、転入の届け出時等の機会を活かし、周知徹底を図ります。
- ・外国人居住者に対しては、多言語での情報提供を実施します。

[基本施策9] ごみ・資源ステーションの維持管理、不法投棄対策の実施

●ステーションの適正な維持管理の推進

- ・町会・自治会や地域団体等と連携し、クリーン推進員とともに、ごみステーションの適正な維持管理に関する情報提供等の充実を図ります。
- ・ごみの散乱や不適正排出が問題となっているステーションについては、関係機関等と連携した見回りの実施等を強化するとともに、警告表示の強化や定点観測カメラの試行など、効果的な手法について検討し、ステーションの適正な維持管理を推進します。

●集合住宅の資源物排出適正化

- ・マンション等の集合住宅のステーションでは、ごみと資源物の置き場が明確に分かれていないことにより、適切な分別排出が難しいステーションが多く見られます。そこで、ごみと資源物の排出袋の排出場所が一目で分かるよう、明確に区分して確保することを集合住宅の管理者に指導します。

●不法投棄・散乱防止対策の推進

- ・ごみ不法投棄監視ウィークや全市一斉クリーンタウン作戦を実施し、市民意識の高揚に努め、併せて市職員によるパトロールや、看板・バリケードの設置、チラシの配付を行い、市民と連携した不法投棄の未然防止対策を実施します。

[基本施策 10] まちの美化活動の促進

●美しいまちの実現に向けた美化活動の推進

- ・まちの美化活動等に取り組む市民団体等と連携し、道路・公園の美化清掃活動等を実施し、美しいまちの実現に向けた美化活動を推進します。
- ・まち美化促進プログラム（アダプト・プログラム）に参加する団体の増加を図り、美化活動の推進を目指します。

●路上喫煙防止対策の実施

- ・非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙環境の構築を念頭に置き、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境の確保を目的として、路上喫煙防止に向けた対策を進めます。
- ・道路等における喫煙マナー及び環境美化意識向上のための周知・啓発を実施します。

基本方針3 効率的で安定した処理体制の整備

施策の柱5 効率的で安定したごみ処理体制の整備

基本的な考え方

ごみの収集運搬作業の効率を高め、環境に与える影響を低減するために、環境配慮型車両の導入、収集時間やルートなど収集運搬方法の合理化を検討します。また、高齢者や障害のある方を対象に戸別収集を行うふれあい収集を継続します。

安定的な処理能力の確保を図るため現有施設の維持管理に努めます。

中間処理施設の更新については、将来にわたり安定的な処理能力の確保を図ることとし、その整備を進めます。

[基本施策 11] 効率的でみんなにやさしい収集運搬体制の構築

●環境配慮型車両の導入

- ・収集車両に起因する環境負荷を低減するため、EV、天然ガス収集車等の車両の技術進歩状況を把握し、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車の確保を進めます。

●収集運搬における民間事業者の活用

- ・効率的かつ安定した収集運搬体制を確立するため、市職員による直営体制を維持しながら、ごみ収集業務に係る委託化基本方針に基づき民間事業者の活用について推進していきます。

●ふれあい収集の継続実施

- ・高齢者や障害のある方を対象に戸別収集を行うふれあい収集について、今後も継続的に実施するとともに、関係課との連携を強化し、より効果的な実施を図ります。

[基本施策 12] 安定したごみ処理体制の整備

●安全で安定的なごみ処理の継続

- ・戸塚環境センター及び朝日環境センターについては、安定的な処理能力を確保するため、引き続き、処理技術及び運転管理技術の向上に努めます。また、周辺環境に配慮した適正な運転管理を行います。
- ・リサイクルプラザについては、安定的な選別処理能力を確保するため、必要に応じ点検整備を行うとともに、啓発機能については、国の動向や市民の環境意識の動向を勘案し、常に最新の情報提供ができるよう調査検討します。

●計画的な施設整備の推進

- ・戸塚環境センターについては、一般ごみを処理するための新焼却処理施設及び粗大ごみを処理するための新粗大ごみ処理施設を整備します。
- ・新焼却処理施設では、一般ごみ等の可燃物を衛生的かつ安定的に処理するとともに、脱炭素の観点から、発生する熱エネルギーを発電等で有効利用します。

- ・新粗大ごみ処理施設では、粗大ごみを破碎処理するとともに、処理工程の前後において、金属等の資源物を回収します。破碎後の可燃物は焼却処理施設に搬入して処理します。
- ・朝日環境センター及びリサイクルプラザについては、稼働状況や整備状況、老朽化等を踏まえ、総合的に整備方法、更新計画等を検討します。

●リチウムイオン電池等使用製品の分別排出の徹底

- ・収集車両や処理施設での火災の恐れがあるリチウムイオン電池等使用製品について、市民に分別ルールが浸透していないことから、これらの製品の分別排出の重要性を啓発し、正しい分別排出方法の周知を徹底します。

●ごみ処理費用の負担のあり方の検討

- ・市の施設での処理が困難である適正処理困難物について、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるための手数料の見直しや品目指定の拡大を検討します。
- ・本計画の数値目標の達成度合い及び市民生活への影響を考慮しながら、家庭ごみ有料化を導入する場合の導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、必要に応じて研究と検討を進めます。
- ・一般廃棄物処理手数料について、排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則、ごみ減量や資源化に取り組む事業者が市場での競争力を確保できる環境整備を狙い、排出者に適正な負担を求め、周辺地域との均衡等も考慮しつつ、隨時見直します。

[基本施策 13] ごみの再生利用の推進

●焼却主灰・焼却飛灰及び溶融スラグの有効利用の推進

- ・溶融スラグの利用用途についてさらに幅広く検討します。また、環境センターで発生する焼却主灰及び焼却飛灰の再資源化を推進します。

●施設内での資源回収の実施

- ・一般廃棄物の処理過程において、回収可能な資源は極力回収し、再生利用を推進します。

[基本施策 14] ごみ処理施設の運営の効率化

●効率的な施設運営の推進

- ・本市の行財政の方針に基づき、効率的な施設運営に努めます。また、良質かつ低コストのサービスを提供するため、廃棄物会計や費用対効果等の評価を活用し、効率的な施設運営に努めます。
- ・効率的な施設運営と脱炭素の観点から焼却処理施設での発電効率の向上を目指し、機械類の点検等を定期的に行い、発電量が低下することを防ぎます。

●最終処分場の確保

- ・市内に最終処分場用地を確保することが困難な状況であることを踏まえ、今後も安定的に最終処分を継続するため、充分な最終処分場の確保に取り組みます。

基本方針4 資源循環型社会に向けた体制の構築

施策の柱6 資源循環型社会に向けた体制の構築

基本的な考え方

3Rや適正処理の効果的・効率的な推進、処理施設停止等の緊急時の観点から、定期的な情報・意見交換を充実するなど、近隣自治体や県との連携を強化します。

[基本施策 15] 資源化・適正処理推進のための新たな分別収集

●プラスチック使用製品廃棄物の分別収集

- 「プラスチック資源循環促進法」に対応し、処理施設の更新に合わせ、適切な時期にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施します。

●その他新たな分別排出の検討

- 一般ごみに混入する資源物を削減し、再生利用をさらに進めるため、排出方法の変更を含め、新たな分別排出について検討します。
- その他、国や県の資源循環施策の変化に応じ、新たな分別排出について必要に応じて検討を行います。

[基本施策 16] ごみ処理に関する調査研究

●家庭ごみ収集運搬システムの検討

- 排出者責任の明確化や不法投棄対策の一環として、現在採用しているステーション収集方式に替わる収集方式など、今後の本市に相応しい収集運搬システムのあり方について調査研究を進めます。

●ごみ処理に関する調査研究

- 安定的な処理能力の確保を図るため、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。

[基本施策 17] 近隣自治体・埼玉県等との連携、国等への要望

- 処理施設停止等の緊急時におけるごみ処理に係る、県や周辺自治体との連携・応援体制の整備を強化します。
- 3Rや適正処理の効果的・効率的な推進の観点から、県の取り組みに積極的に協力するなど、近隣自治体や県との連携の強化を図ります。
- プラスチック対策、拡大生産者責任の確立、リサイクルに係る地方自治体の負担軽減、リサイクル関連法の推進や適正処理困難物対策等の要望については、他の自治体との連携を図りながら、国等に対して要望していきます。

図表2-42 取り組みや施策の管理指標

基本施策番号・基本施策名		取り組み・施策名	指標
1	3Rの更なる促進	環境部広報紙PRESS530	世帯数
		家庭ごみの分け方・出し方	転入5年末満の世帯数
		分別ガイド	アクセス数
2	3Rの実践につながる環境教育・環境学習の推進	イベント・講座等の開催	参加人数
3	3Rが浸透したライフスタイルを支援する取り組みの推進	ごみ箱貸し出し	催事参加人数
		リサイクルショップ利用者	利用者数
		リサイクル家具	利用者数
		拠点回収等	利用者数
		生ごみ処理容器購入に対する支援金	利用者数
		集団資源回収	対象年度の資源物総排出量に占める集団資源回収量の割合
4	事業系ごみ減量・リサイクルに関する啓発	事業所向けリーフレット	配布数
5	事業所へのごみの適正排出の啓発及び指導	駅周辺同一斎監視	訪問事業所数
		ごみの展開検査（ダンパーチェック）	実施車両数
6	ごみ減量・リサイクルに取り組む事業所の支援	グリーン購入の推進	グリーン購入製品調達率
7	サーキュラーエコノミーに向けた取り組みの検討	グリーンコンシューマーの育成につながる取り組み	(検討状況)
8	適正排出に関する市民等への情報提供	クリーン推進員	委嘱者数
9	ごみ・資源ステーションの維持管理、不法投棄対策の実施	全市一斉クリーンタウン作戦	参加者数
		集合住宅の資源物排出の適正化	集合住宅への分別指導改善率（改善件数/指導件数）
		不法投棄通報による処理量及び処理件数	件数及び処理量の低減
10	まちの美化活動の促進	まち美化促進プログラム	参加者数、団体数
		路上喫煙防止対策	通報に対する対応率（対応件数/通報件数）
11	効率的でみんなにやさしい収集運搬体制の構築	収集車両の更新による業務の継続	収集車両の更新台数
		収集運搬における民間事業者の活用	民間事業者委託率（委託収集ステーション数/全ステーション数）
12	安定したごみ処理体制の整備	焼却残渣（灰）の低減	焼却ごみ量に対する溶融スラグ発生量（溶融スラグ量/焼却ごみ量）
		廃棄物搬入日	搬入停止日数
13	ごみの再生利用の推進	焼却残渣（灰）の資源化	焼却残渣（灰）の資源化処理量
14	ごみ処理施設の運営の効率化	連絡協議会	開催回数
		最終処分委託	最終処分先の確保数
		ごみ処理施設の発電利用	発電設備の定格発電量に対する発電量（発電量/定格発電量）
15	資源化・適正処理推進のための新たな分別収集	新たな分別収集の検討	(検討状況)
16	ごみ処理に関わる調査研究	埼玉県清掃行政研究協議会等への参画	協議会参加回数
17	近隣自治体・埼玉県等との連携、国等への要望	国等への要望	要望状況、要望回数

第3章 食品ロス削減推進計画編

第1節 食品ロスの現状

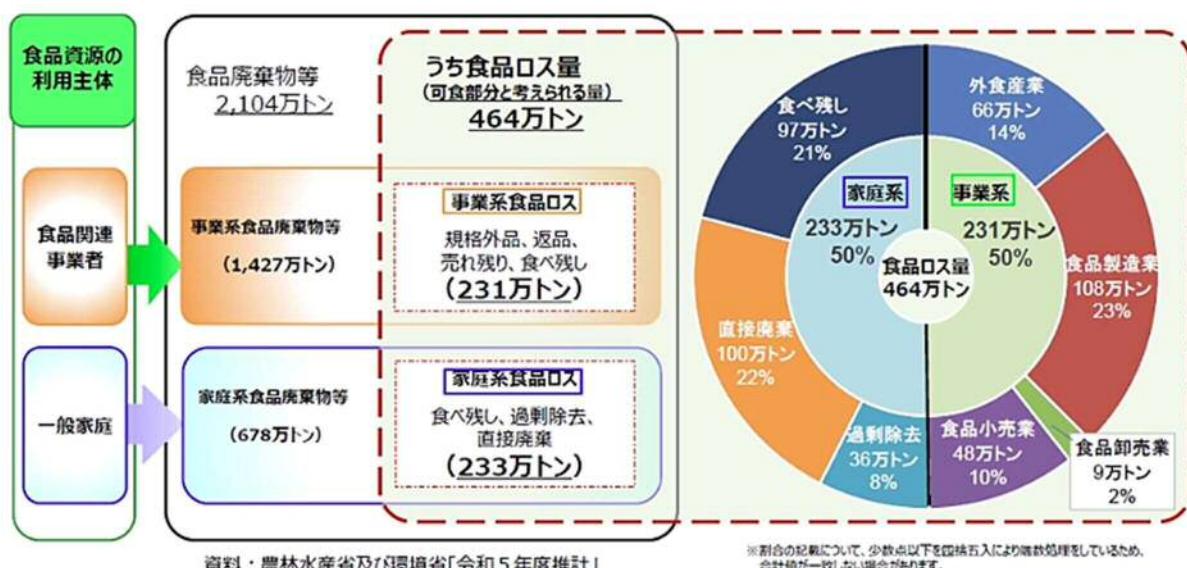
1 食品ロスと環境問題

(1) 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品の生産や製造、流通、小売、飲食店での提供、家庭での保存時や調理時など各段階で、多くの資源やエネルギーを使っています（図表3-2）。

令和5年度における日本の食品ロス量は年間約464万tと推計されています。このうち、家庭系からの食品ロス量は約233万tで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎなど（過剰除去）が発生要因です。

図表3-1 日本の食品廃棄物等の発生状況と割合（令和5年度）

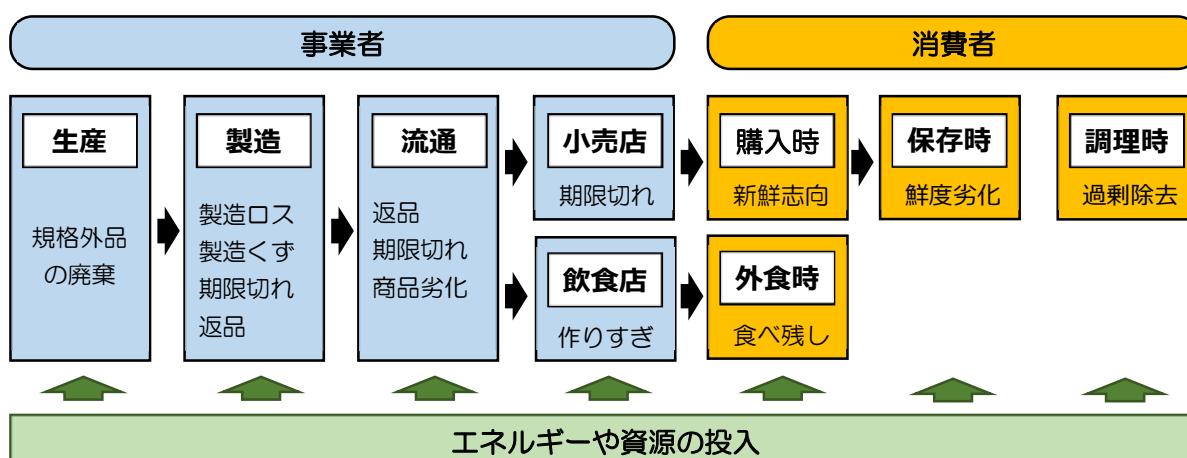


注) 国民1人1日あたりの食品口フ量は約102g(農林水産省ホーハページ)

このうち、家庭系ごみから発生する量は約51g（食品1人1日で按分）

出典：政府広報オンライン>食品ロスを減らそう！今日からできる家庭での取組

図表3-2 食品の生産から廃棄までの流れと食品ロス



出典：農林水産省のホームページを参考に作成

(2) 食品ロスを取り巻く状況と課題

～世界の情勢～

- 世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されています。世界で飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は約7億人いると推計されています。
- 国連食糧農業機関（FAO）の報告書によると、世界の食品廃棄量は年間約13億tと推計され、人の消費のために生産された食料の3分の1が廃棄されています。
- 2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標12：つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられています（図表3-3）。
- 食品ロスの削減に取り組むことは、「目標2：飢餓をゼロに」などをはじめとした多くの目標の達成にもつながります。

図表3-3 SDGsの17のゴール（再掲）



出典：国際連合広報センター>SDGsとは？

～日本の情勢～

- 国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和5年度の食料自給率（力口リーベース）は約38%となっています（農林水産省ホームページ）。
- 「2022年国民生活基礎調査」によると、国内の子どもの貧困率は11.5%であり、9人が1人が貧困状態と依然として高水準となっています。
- 令和5年度に国内で出荷された食料は年間約10,124万t⁶。このうち食べられない部分なども含めた食品廃棄物は年間約1,426万t（約14%）発生しています。
- 食品廃棄物の半分は、家畜等の飼料や、農作物の肥料としてリサイクルされていますが、全体の4割程度は焼却するごみとして捨てられています。
- 本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスは、約464万t（令和5年度推計値）発生しています。
- 食品ロスは、家庭から約233万t発生しています。

⁶ 令和5年度食料需給表（確定値）における、国内消費仕向量の合計。

～食品ロスを取り巻く課題～

食品ロスは「環境問題」、「経済的損失」、「倫理的問題」の3つの大きな課題を抱えています。環境面では、食品廃棄物の焼却による二酸化炭素（CO₂）排出の増加が地球温暖化を助長します。経済面では、食品の生産から廃棄までのコストが増大し、資源の無駄につながります。倫理面では、飢餓や貧困に苦しむ人々がいる中で、まだ食べられる食品を廃棄することは「もったいない」行為であり、深刻な問題とされています。

こうした背景のもとで、国は食品ロスを2030年度に2000年度の半減とする目標を設定し、食品ロス削減活動を強力に推進しており、食品ロス発生量は年々減少を続けています。

図表3-4 日本の食品ロス発生量の推移



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）

1

(3) 本市の食品ロスの現状

令和5年度における本市の家庭系の食品ロス量は、令和7年度に実施した家庭系ごみ組成調査から推計すると、12,414 t /年になります（図表3- 7）。

～家庭系ごみから発生する厨芥類と食品ロス～

- 令和7年度に実施した家庭系ごみ組成調査では、一般ごみ全体のうち厨芥類は約31%を占め、食品ロスは厨芥類の約45%（全体の約14%）を占めています。
- 食品ロスのうち、約64%（全体の約9%）が「直接廃棄（手つかず食品）」です。
- 本市の令和5年度における1人1日あたり食品ロス量は、図表3-7に示すとおり55.9g/人・日と推計されます。

図表3- 5 家庭系一般ごみの組成割合（重量比） 図表3- 6 家庭系一般ごみ中の食品ロス

種類	構成比
厨芥類	30.58%
調理くず等	(16.92%)
食品ロス	(13.66%)
直接廃棄	(8.81%)
食べ残し	(4.85%)
紙類	32.41%
プラスチック類	19.95%
その他	17.06%
合計	100.00%



出典：令和7年度家庭系ごみ組成調査結果

図表3- 7 家庭系の食品ロス量と原単位の推計値（令和5年度）

項目	家庭系
食品ロス量	12,414 t /年
家庭系の一般ごみ比	13.66%
1人1日あたり 食品ロス量	55.9g/人・日

2 食品ロス削減に向けた動き

(1) 国の食品ロス削減に向けた動向

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に食品ロス削減推進法が成立し、同年10月に施行されました。

図表3-8 食品ロス削減推進法の概要

項目	内容
国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策の策定・実施
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロスの削減に積極的に取り組む
消費者の役割	食品ロスの削減に関する理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロスの削減に自主的に取り組む
食品ロス削減 推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける
基本的施策	<ul style="list-style-type: none">・消費者、事業者に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等・食品関連事業者等の取り組みに対する支援・食品ロスの削減に關し顕著な功績がある者に対する表彰・食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究・フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

図表3-9 国の食品ロス削減の目標値

項目	平成12年度 実績	令和5年度 実績	令和12年度目標 (平成12年度比)
家庭系食品ロス	433万トン	233万トン	216万トン（▲50%）
事業系食品ロス	547万トン	231万トン	219万トン（▲60%）
合計	980万トン	464万トン	435万トン（▲56%）

注) 事業系食品ロス量は、令和4年度に8年前倒しで目標を達成したため、新たな60%減の目標が設定された。
出典：食品ロス削減関係参考資料（令和7年6月、消費者庁）より

(2) 埼玉県の食品ロス削減に向けた動向

埼玉県においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画において、以下の目標を掲げています。

図表3-10 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の数値目標

項目	平成12年度 実績	平成30年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
食品ロス量	405千t	266千t	240千t	202千t

出典：第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

(3) 食品ロスに対する市民意識

本市は令和7年6月に「家庭ごみに関する市民アンケート」を実施しました。その中の、食品ロスに関する設問の回答は第2章第2節の6（P.32）に記載のとおりです。

第2節 食品ロス削減推進計画

1 基本理念

豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが“もったいない”を再認識し、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たす必要があります。市民・事業者・行政の相互の連携協力により、食品ロスの削減につながる取り組みを進め、環境負荷の少ない持続可能な循環型都市の実現を目指し、「わたしから始める食品ロスの削減」を基本理念に掲げます。

わたしから始める食品ロスの削減

2 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1：食品ロス削減への理解促進

基本方針2：食品ロスの削減に向けた行動の推進

基本方針3：国・県等との連携

3 数値目標

(1) 基本目標

食品ロス削減の基本目標を図表3-11に示します。

家庭から排出される1人1日あたりの食品ロス量を令和12年度に平成12年度の半減を目指し、令和17年度まで削減傾向を維持することとします。

図表3-11 食品ロス削減の基本目標

項目	基準値 平成12年度 (2000年度)	現況値 令和5年度 (2024年度)	中間目標値 令和12年度 (2030年度)	最終目標値 令和17年度 (2035年度)
家庭から 排出される 1人1日あたり の食品ロス量	91.5 g/人・日	55.9 g/人・日	45.8 g/人・日	41.4g/人・日

注1) 食品ロス量の実績値は、一般ごみの排出量に食品ロス率（令和7年度測定値）を乗じて算出しました。

(2) 進捗指標

食品ロス削減の進捗指標を図表3-12に示します。

進捗指標として、食品ロスに対する市民の認知度を設定します。

図表3-12 食品ロスの進捗指標

指標	現況値 令和7年度	中間目標値 令和12年度	最終目標値 令和17年度
食品ロスの認知度	82.9%	85.0%	87.5%

4 施策体系

本計画の目標を達成するための施策体系は以下のとおりです。

基本方針1 食品ロス削減への理解促進
基本施策1 啓発パンフレットやパネル等による情報発信
基本施策2 食品を大切にする取り組みの周知
基本方針2 食品ロスの削減に向けた行動の推進
基本施策3 フードドライブの推進
基本施策4 食品ロスの削減につながるレシピの紹介
基本施策5 生ごみの減量化に対する支援
基本方針3 国・県等との連携
基本施策6 国の事業と連動した取り組みの推進
基本施策7 県の事業と連携した取り組みの推進
基本施策8 食品ロスの削減を推進する団体等との連携



5 各主体の役割

(1) 市民の役割

- 食品ロス削減の重要性についての理解、情報収集
- 家庭をはじめとする生活の場における食材・食事の量の見直しや調理の工夫
- 市等が実施する施策への積極的な参加や、陳列棚のまえどり、少量メニューの選択をはじめとする事業者の取り組みへの協力 など

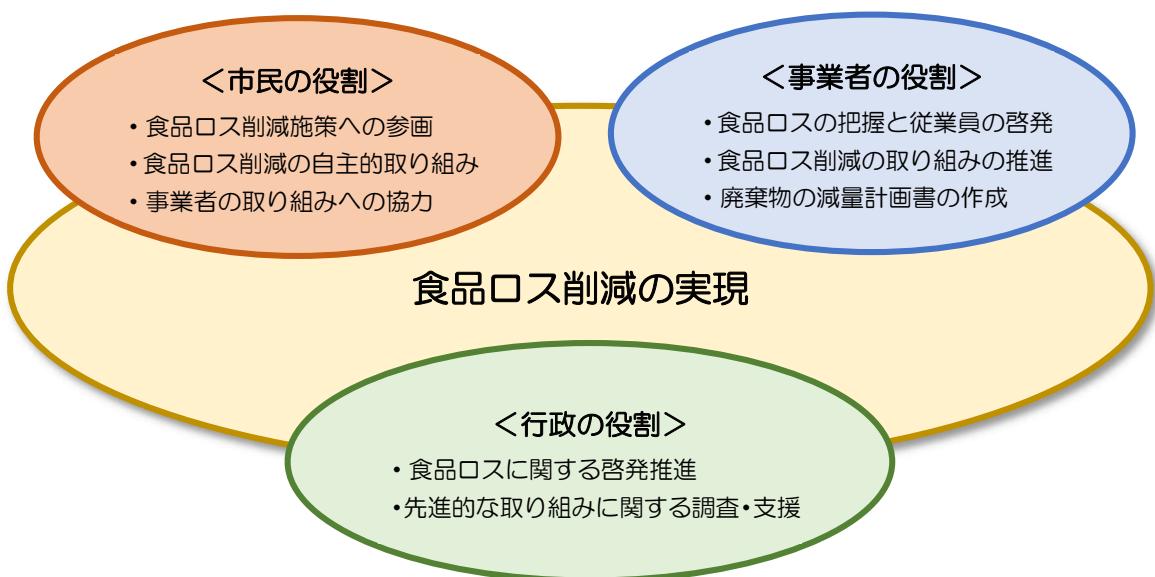
(2) 事業者の役割

- 食品ロス削減の必要性についての理解、自らの事業活動により発生している量の把握と従業員等への啓発
- 埼玉県や本市が実施する施策・啓発事業等への積極的な協力
- 大規模な事業用建築物を所有する者にあっては、食品ロスの削減を含めた廃棄物の減量計画書の作成、市への提出 など

(3) 行政（川口市）の役割

- あらゆる主体に対する食品ロスの削減に関する啓発・支援等の実施と、市内における食品ロス削減の機運の醸成
- 食品ロスの削減に関する先進的な取り組みに関する調査・支援 など

図表3- 13 食品ロス削減に向けた各主体の役割



第3節 食品ロス削減推進計画の施策

基本方針1 食品ロス削減への理解促進

基本的な考え方

食品ロスの削減に向け、事業者と連携して市民の一層の理解と協力を得るための積極的な情報提供や啓発を行い、食品ロスに興味や関心をもつ市民を増やします。

[基本施策1] 啓発パンフレットやパネル等による情報発信

食品ロスの現状や削減の必要性を紹介するパンフレットを作成し、市が行う講座やイベントなどで配布し、広く啓発を行います。また、パネルやポスターを掲示し、来庁者などに啓発を行います。

[基本施策2] 食品を大切にする取り組みの周知

買い物時に販売期限の迫った商品を積極的に選ぼうとする「てまえどり」の周知や、外食時に出された食事を食べきる呼び掛けなど、食品を大切にする取り組みについて、事業者と連携して周知を行います。

基本方針2 食品ロスの削減に向けた行動の推進

基本的な考え方

関係団体と連携し、市民が日常的に食品ロスの削減活動を実践する支援を行います。

[基本施策3] フードドライブの推進

家庭で余っている食品を集め、社会福祉協議会などを通じて食品を必要とされるかたに寄付する活動である「フードドライブ」を、関係団体や事業者と連携しながら推進します。

[基本施策4] 食品ロスの削減につながるレシピの紹介

食品ロスの削減につながるレシピを考案し、市ホームページやクッキング教室などを通じて周知します。

[基本施策5] 生ごみの減量化に対する支援

市民が生ごみ処理容器を購入する場合に、その購入費用の一部を補助します。また、生ごみを減量する方法について紹介する講座やイベントを開催します。

基本方針3 国・県等との連携

─ 基本的な考え方 ─

国や県が行う食品ロスの削減に関する取り組みと連動し、より裾野の広い取り組みを推進します。また、食品ロスの削減を推進する団体と連携し、情報共有や調査研究を進めます。

[基本施策6] 国の事業と連動した取り組みの推進

国が定める食品ロス削減月間である10月に、国の取り組みと連動しながら、食品ロスの削減に向けた取り組みを集中的に行います。

[基本施策7] 県の事業と連携した取り組みの推進

食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みを実施する飲食店等である「彩の国工コぐるめ協力店」の拡大に向け、県と連携しながら取り組みを進めます。

[基本施策8] 食品ロスの削減を推進する団体等との連携

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体により構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への加盟などを通じて、他自治体や関係団体等との情報共有や調査研究を行います。

図表3-14 取り組みや施策の管理指標（基本方針1に関するもの）

基本施策名	取り組み・施策名	指標
啓発パンフレットやパネル等による情報発信	啓発パンフレットの配布数	クリーン推進員+講座等の参加者数
	啓発パネルやポスターの掲示箇所数	地区数
食品を大切にする取り組みの周知	てまえどりポップ等の掲示箇所数	地区数

※基本方針2に掲載した施策については、個別の管理指標は設定せず、施策の数自体を増やすことを目標とする。

※基本方針3に掲載した施策については、国・県等の動向に影響を受けるため、本市としての管理指標は設定しない。

第4章 生活排水処理基本計画編

第1節 生活排水を取り巻く社会情勢

1 関連法令

(1) 関連法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては個別の法律が施行されており、水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要等を図表4-1に示します。

図表4-1 関連法令の概要

年月	関係法令	概要
昭和33年4月制定 昭和34年4月施行	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和45年12月制定 昭和46年6月施行	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和58年5月制定 昭和60年10月施行	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

(2) 国・埼玉県の計画等

国及び埼玉県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画等を定めています。図表4-2に生活排水対策に関する国・埼玉県の計画等の経過を示します。

図表4-2 国の方針・埼玉県の計画等の経過

年度	関連する計画等（○：国、●：埼玉県）
平成15年度	○社会資本整備重点計画
平成16年度	●埼玉県生活排水処理施設整備構想
平成17年度	○下水道ビジョン2100
平成20年度	○社会資本整備重点計画（第2次）
平成22年度	●埼玉県生活排水処理施設整備構想改訂
平成24年度	○社会資本整備重点計画（第3次）
平成27年度	○社会資本整備重点計画（第4次）
平成28年度	●埼玉県生活排水処理施設整備構想改訂
平成29年度	○新下水道ビジョン加速戦略
令和2年度	●埼玉県生活排水処理施設整備構想改訂
令和3年度	○社会資本整備重点計画（第5次）
令和4年度	○新下水道ビジョン加速戦略（令和4年度改定版）

2 国、埼玉県の達成目標

(1) 国の目標

国は、社会資本整備重点計画法に基づき第5次社会資本整備重点計画を策定（令和3年5月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を令和8年度までに約95%にすることを目標としています。

(2) 埼玉県の目標

埼玉県は、令和3年3月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を見直ししており、全体計画となる令和7年度（目標年度）において、生活排水処理人口普及率を100%にすることを目標としています。

＜生活排水に関する3つの指標＞

「汚水処理人口普及率」と「生活排水処理人口普及率」は同義であり、行政区域内の総人口に対する「処理施設が整備されている区域に住む人口」の割合で、未整備の地域をどう評価するかの指標です。一方、「生活排水処理率」は、処理施設が利用できる区域内で、「実際に処理施設を使用している人口」の割合であり、普及率よりも実際の利用状況を示しています。本計画では「生活排水処理率」を指標とします。

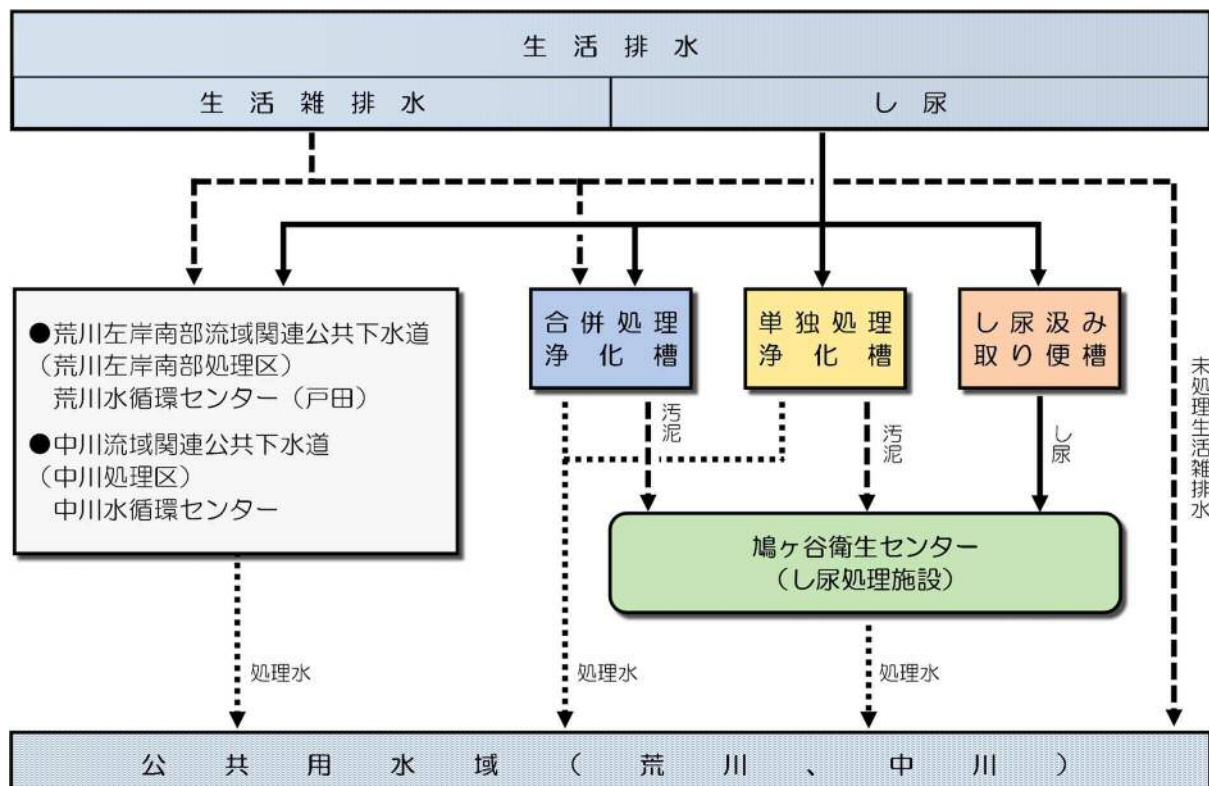
第2節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系

生活雑排水⁷及びし尿は、公共下水道を通じて公共用水域⁸に排出される流れと、浄化槽（合併処理浄化槽⁹、単独処理浄化槽¹⁰）や、し尿汲み取り便槽から鳩ヶ谷衛生センターで処理をして公共用水域に排出される流れの4つの経路があります。

本市の生活排水¹¹の処理体系を次に示します。

図表4-3 生活排水の処理体系



⁷生活雑排水：生活排水のうち、し尿を除くものをいいます。

⁸公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

⁹合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽（トイレからのし尿とともに、生活雑排水を合わせて処理する浄化槽）をいいます。

¹⁰単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽（トイレからのし尿だけを処理して、生活雑排水は処理できない浄化槽）をいいます。

¹¹生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいいます。

2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を図表4-4に示します。

図表4-4 生活排水の処理主体

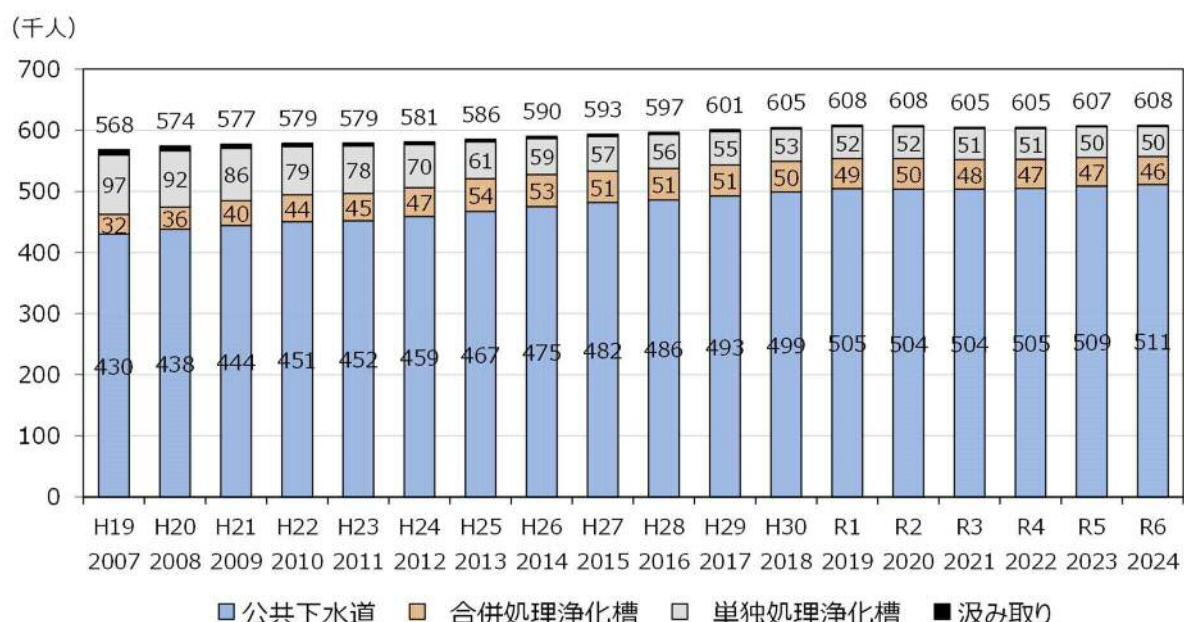
区分 項目		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥	
収集運搬		一	市(委託)・許可業者	許可業者	
処理	流域下水道	埼玉県下水道公社 (荒川水循環センター(戸田)) (中川水循環センター)		—	
	合併処理浄化槽	浄化槽管理者			
	単独処理浄化槽	一	浄化槽管理者		
	し尿処理施設	一	鳩ヶ谷衛生センター		

3 生活排水の処理形態別人口

本市の処理形態別人口の推移を図表4-5に示します。

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口¹²が減少しています。

図表4-5 処理形態別人口の推移

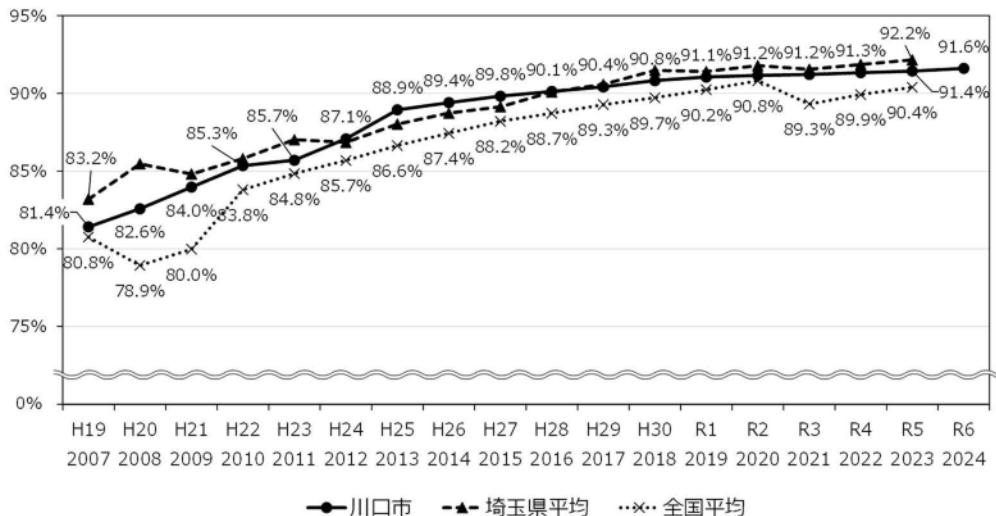


¹²生活雑排水未処理人口：単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口を指します。

4 生活排水処理率の推移

令和5年度は、91.4%となっています。国平均、埼玉県平均と比較すると、国平均よりも1.0ポイント上回り、埼玉県平均よりも0.8ポイント下回った値となっています。

図表4-6 生活排水処理率の推移



注1) 令和6年度の埼玉県平均、全国平均の環境省のデータは未発表です。

注2) 農業集落排水施設人口は令和2年度までは環境省実態調査に不記載のため、「都道府県別汚水処理人口普及状況」を参照しています。

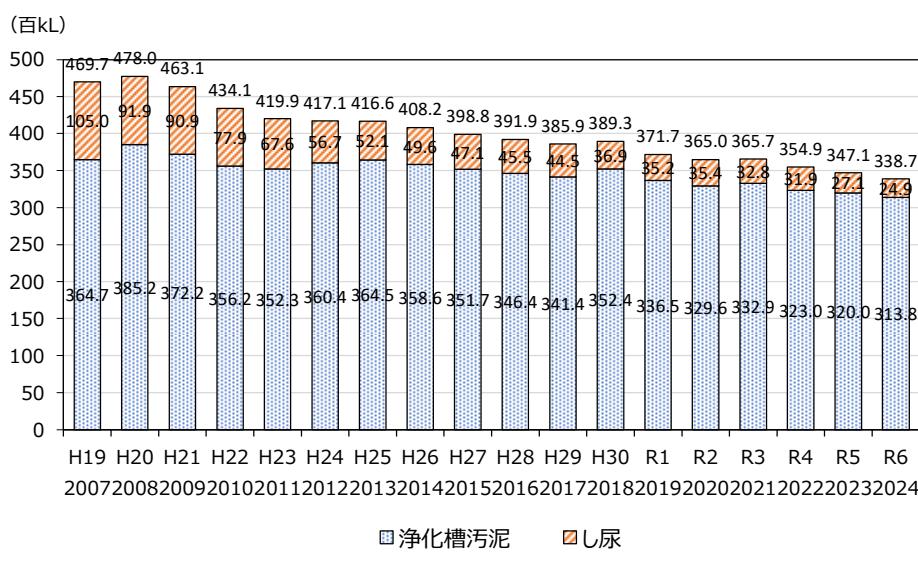
出典：清掃事業概要、一般廃棄物処理実態調査（環境省）、「都道府県別汚水処理人口普及状況」より
※生活排水処理率＝（下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口＋コミュニティ・プラント処理人口）÷行政区域内人口×100

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、平成20年から平成21年で基幹的整備を実施、平成22年から鳩ヶ谷衛生センターで処理しています。本市のし尿及び浄化槽汚泥量を次に示します。

し尿処理量は一貫して減少傾向であり、浄化槽汚泥量は平成20年度をピークに減少しています。処理量全体では、平成20年度の47,804kLをピークに減少し、令和6年度には、33,865kLとなっています。

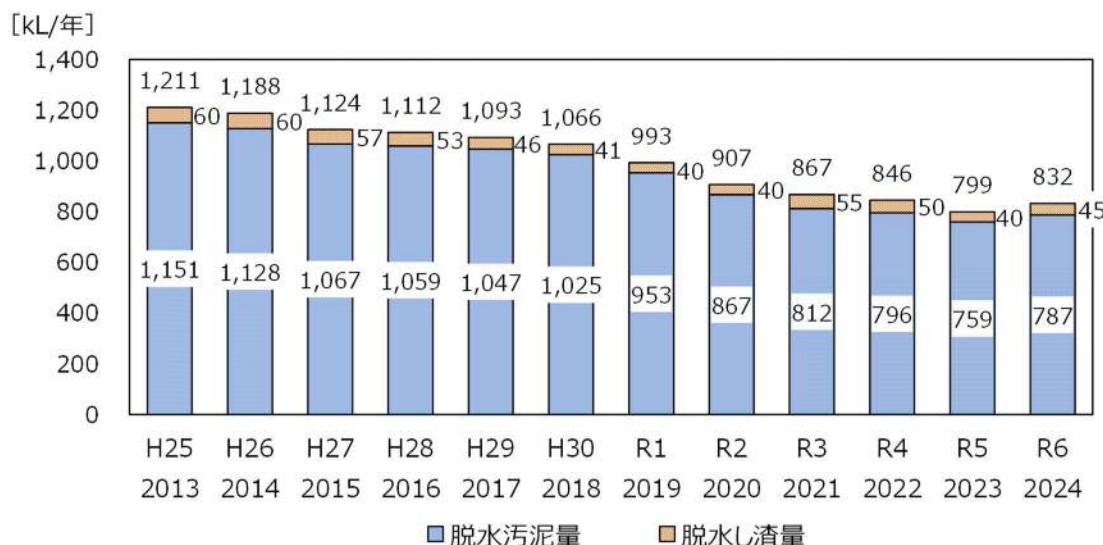
図表4-7 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移



6 脱水汚泥量及び脱水し渣量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する脱水汚泥¹³量及び脱水し渣¹⁴量の推移を図表4-8に示します。

図表4-8 脱水汚泥量及び脱水し渣量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

7 周辺市の生活排水処理率

周辺市の生活排水処理率は、さいたま市、草加市、蕨市、戸田市が90%以上など、図表4-9のとおりです。本市の生活排水処理率は91.4%（令和5年度）となっています。

埼玉県は、令和3年3月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を見直し、全体計画となる令和7年度（目標年度）において、生活排水処理人口普及率¹⁵を100%にすることを目標としており、生活排水処理対策の更なる推進が求められています。

図表4-9 周辺市の生活排水処理率（令和5年度）

項目	単位	川口市	さいたま市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
総人口	人	607,279	1,343,826	251,215	343,548	75,523	142,114
生活排水処理人口	人	555,268	1,300,783	236,921	306,407	73,464	140,758
生活排水処理率	%	91.4	96.8	94.3	89.2	97.3	99.0

出典：本市は清掃事業概要（年度末）、他は一般廃棄物処理実態調査（環境省、10月1日現在）

¹³脱水汚泥：し尿及び浄化槽汚泥を脱水機にかけて水分を除去した後に残った固形物です。

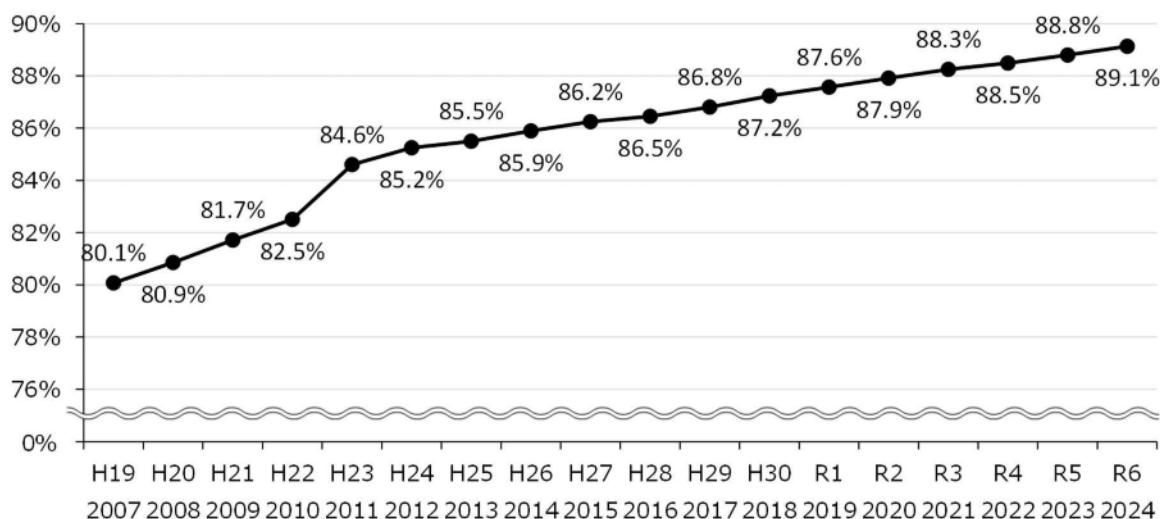
¹⁴脱水し渣：し尿及び浄化槽汚泥から選別される異物です。

¹⁵生活排水処理人口普及率：行政区域内の総人口に対する「処理施設が整備されている区域に住む人口」の割合で、未整備の地域をどう評価するかの指標です。一方、「生活排水処理率」は、処理施設が利用できる区域内で、「実際に処理施設を使用している人口」の割合であり、普及率よりも実際の利用状況を示しています。

8 公共下水道の概要

本市の公共下水道の概要（計画）及び公共下水道終末処理場の概要を図表4-11、図表4-12に示します。

図表4-10 下水道処理人口普及率の推移（年度末）



注) 下水道処理人口普及率とは総人口に対する公共下水道の整備された区域に住む人口の割合です。

出典：汚水処理人口普及状況について（国土交通省ホームページ）

図表4-11 公共下水道の概要（計画）

項目	区分	荒川左岸南部処理区	中川処理区
計画目標年次		令和31年度	令和31年度
下水排除方式		合流・分流式	分流式
計画処理面積		3,825 ha	2,031 ha
計画処理人口		450,800 人	138,200 人
計画汚水量（日最大）		199,350 m ³ /日	61,190 m ³ /日
許可区域		3,555 ha	1,778 ha

出典：川口市上下水道局ホームページ、計画汚水量は流域別下水道整備総合計画（埼玉県）より

図表4- 12 公共下水道終末処理場の概要

項目	内 容	
施設名称	荒川水循環センター（戸田）	中川水循環センター
所在地	埼玉県戸田市笹目5-37-14	埼玉県三郷市番匠免3-2-2
事業主体	埼玉県下水道公社	埼玉県下水道公社
供用開始	川口市：昭和49年	川口市：平成元年
処理能力	932,020 m ³ /日	626,200 m ³ /日
処理方式	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 +高速ろ過法	凝集剤添加循環式硝化脱窒法 +高速ろ過法
放流先	荒川	中川

出典：埼玉県ホームページ>下水道局の地域機関

9 収集運搬の概要

（1）収集運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は市が許可した業者が行っています。ただし、鳩ヶ谷地区のし尿は市が委託した業者が収集運搬を行っています。

（2）収集運搬車両

し尿等の収集運搬車両はバキューム車で行っています。

（3）収集運搬区域

本市全域が収集運搬区域となっています。

10 中間処理

(1) 中間処理の概要

業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で処理を行っています。

(2) し尿処理施設の概要

鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設の概要を図表4-13に示します。

図表4-13 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	鳩ヶ谷衛生センター
所在地	川口市八幡木3丁目18番地の11
事業主体	川口市
竣工	平成22年3月
処理能力	し尿：28kL/日、浄化槽汚泥：112kL/日
処理方式	前処理（前脱水）+標準脱窒素処理+高度処理
放流先	新芝川

(3) 放流水の水質

し尿処理施設において処理後に発生する放流水の水質を図表4-14に示します。

図表4-14 放流水の水質（鳩ヶ谷衛生センター）

（令和7年8月5日測定）

項目	単位	法定基準値	実測値
水素イオン濃度（pH）※1	—	5.8~8.6	7.0
生物化学的酸素要求量（BOD）※2	mg/L	25以下	1
化学的酸素要求量（COD）※3	mg/L	—	4.2
浮遊物質量（SS）※4	mg/L	60以下	2未満
大腸菌数	CFU/mL	800以下	10未満
窒素含有量（T-N）	mg/L	120以下	1.5
磷含有量（T-P）	mg/L	16以下	0.1未満

※1 pH：水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値である。値が低いほど酸性が強く、値が大きいほどアルカリ性が強い。

※2 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

※3 COD：化学的酸素要求量。値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる傾向がある。

※4 浮遊物質量：水中に浮遊している直径2mm以下の粒子物質のこと。

11 最終処分、再資源化の概要

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により適正に処理し再資源化しています。脱水汚泥は肥料等として有効利用しています。

12 施策の実施状況

前計画で定めた生活排水処理に関する施策の実施状況は以下のとおりです。

図表4- 15 生活排水処理の施策の実施状況

取り組み	実施状況	評価
(1) 発生抑制・再資源化計画		◎
基本施策 1 公共下水道の普及	下水道の整備が進んでいない地域に污水管を整備したほか、市ホームページや広報への掲載により、私道共同排水設備整備補助金制度の周知を行いました。	
基本施策 2 合併処理浄化槽の普及	市ホームページや広報への掲載により、合併処理浄化槽への転換促進の重要性と、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知を行いました。	
基本施策 3 汚濁負荷の低減	市ホームページや広報への掲載、各種環境関連のイベントにて啓発を行いました。また、適正な維持管理を確認できない浄化槽使用者に対して、戸別訪問や通知により適正な維持管理を行うよう指導・啓発等を行いました。	
基本施策 4 資源化の推進	し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、肥料等として有効利用しました。なお、脱水汚泥の肥料原料化に際しては、農林水産省の通知に基づき放射性セシウム濃度を適正に測定し、その結果を公表しました。	
(2) 収集運搬、処理・処分、その他の計画		
ア 収集運搬計画		◎
基本施策 5 効率的な収集運搬体制の推進	浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者にて行いました。し尿の収集運搬については、対象世帯数の減少が著しいことから、し尿収集の助成金を交付したほか、鳩ヶ谷地区は合併前の方法を踏襲して委託業務で実施することなどにより、体制維持を図りました。	
イ 中間処理計画		◎
基本施策 6 適正処理の推進	施設の処理能力の範囲内で適正に処理を行いました。	
ウ その他の計画		◎
基本施策 7 意識啓発・環境学習の実施	市ホームページや広報への掲載、各種環境関連のイベントなどで啓発を行いました。	
基本施策 8 災害発生時の処理・処分	必要に応じて機器の点検整備や故障箇所の修繕を行うなど、有事に備えて適切な施設の維持管理を行いました。	

※評価の基準 ◎：概ね実施できた ○：一部実施できた △：あまり実施できなかった

13 課題の整理

(1) 生活排水処理

本市の生活排水処理は公共下水道を主体としており、令和6年度の生活排水処理率は91.6%です。一部に単独処理浄化槽が残っており、これを合併処理浄化槽に切り替えるなど、公共用水域の水質を保全するためにも、生活排水処理率の向上が必要です。

(2) 広報・啓発活動

生活排水処理の重要性を啓発するために、市民に対し広報紙・パンフレット等によりPRするとともに、公共下水道整備区域内における未接続世帯に対しては下水道への接続を勧奨し、公共下水道整備区域外においては合併処理浄化槽への誘導策を講じる必要があります。

また、浄化槽は適切な維持管理が必要なことから、清掃、保守点検及び法定検査を徹底するよう、浄化槽管理者に対する指導・啓発を行う必要があります。

(3) 災害時の対応

近年は地震・台風・大雨による自然災害が多発しており、災害リスクは高まっています。

震災・水害・土砂災害などの災害時において、避難所への仮設トイレの設置、バキューム車の確保、災害用マンホールトイレの整備、処分先の確保など、具体的な対策を講じる必要があります。

第3節 生活排水処理基本計画

1 基本理念

生活排水処理基本計画の基本理念は、ごみ処理基本計画編を踏まえ、以下のとおり定めます。

みんなでごみを減らし、資源が循環する清潔で美しいまち 川口

2 基本方針と施策体系

市内には、荒川水系と利根川水系を合わせて多くの河川が流れています。こうした河川等の公共用水域は、水質改善に向けた様々な取り組みによって、以前に比べ魚類等の水生生物が多く見られるようになりました。

しかし、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま排水されており、公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっています。

そのため、本市は、引き続き生活排水処理の根幹施設である公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽への転換を促進することとします。また、公共下水道の普及後も、し尿と浄化槽汚泥の発生が見込まれるため、効率的で安定した処理体制を推進することとします。

本計画の目標を達成するための基本方針と施策体系は以下のとおりです。

基本方針1 発生抑制、資源化の推進

基本施策1 公共下水道の普及

基本施策2 合併処理浄化槽の普及

基本施策3 汚濁負荷の低減

基本施策4 資源化の推進

基本方針2 生活排水処理の効率化・適正化

基本施策5 安定した収集運搬体制の推進

基本施策6 適正処理の推進

基本方針3 意識啓発と災害対応の推進

基本施策7 意識啓発・環境学習の実施

基本施策8 災害発生時の処理・処分

3 数値目標

本計画における数値目標は以下のとおりです。

図表4- 16 本計画の数値目標

項目	年度 令和6年度	実績 令和6年度	中間年度 令和12年度	最終目標 令和17年度
生活排水処理率		91.6%	92.0%	93.1%

4 目標達成に向けた施策

基本方針1 発生抑制、資源化の推進

[基本施策1] 公共下水道の普及

公共下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全し、雨水を排除して浸水被害を防ぐための重要な都市施設です。

このため、下水道未整備区域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めていきます。

また、私道共同排水設備整備補助金制度¹⁶及び水洗便所改造資金補助金制度¹⁷の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進します。

[基本施策2] 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる優れた浄化槽です。

生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、下水道未整備区域において、合併処理浄化槽への転換を促進し、し尿及び雑排水の適正な処理を図ります。

また、公共下水道の整備が見込まれない地域を対象とし、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を目的とした、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知・活用を図ります。

[基本施策3] 汚濁負荷の低減

河川などの公共用水域の汚濁の主な要因は、生活雑排水であるという意識を醸成し、水質浄化に対する啓発を図ります。

[基本施策4] 資源化の推進

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により肥料等として有効利用します。

基本方針2 生活排水処理の効率化・適正化

[基本施策5] 安定した収集運搬体制の推進

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道や浄化槽の普及などによる社会条件によって変化しています。さらに、汲み取り世帯数の減少による点在化など収集運搬環境も変化していきます。そのような変化にも対応できる、安定したし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行います。

¹⁶ 下水道処理区域内において、私道共同排水設備を布設するための工事または布設後20年以上経過した私道共同排水設備の布設替えの工事を実施される方に対して、予算の範囲内で工事費の一部を補助する制度です。

¹⁷ 公共下水道の供用開始または私道内に下水道管が整備されてから、指定する期限までに汲み取り式便所または浄化槽から下水道接続の切替工事が完了した方に対して、工事費の一部を補助する制度です。

[基本施策6] 適正処理の推進

収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設において、適正な処理を行います。

基本方針3 意識啓発と災害対応の推進

[基本施策7] 意識啓発・環境学習の実施

公共用水域の水質保全の重要性を市民及び事業者に周知するため、積極的な普及啓発活動を実施します。

- ・浄化槽管理者に対し、浄化槽が正常な浄化能力を発揮するよう浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理及び法定検査の受検の重要性を啓発します。
- ・調理くずや油などを排水口に流さない、洗剤・石鹼の適正量の使用など、各家庭・事業者ができる排水対策に関する情報提供を行います。

[基本施策8] 災害発生時の処理・処分

川口市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理、処分を行います。

第8次川口市一般廃棄物処理基本計画
発行日：令和 年 月
発行者：川口市環境部資源循環課